

令和7年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期19日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月9日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針演説 ○ 報告第6号から諮問第2号までの19議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
6月10日	火	休 会	○ 議事整理
6月11日	水	休 会	○ 議事整理
6月12日	木	休 会	○ 議事整理
6月13日	金	本会議	○ 開議 ○ 報告第11号から報告第13号までの質疑 ○ 承認第2号から承認第4号までの質疑・討論・採決 ○ 議案第41号から議案第46号までの質疑・委員会付託 ○ 諮問第1号及び諮問第2号の質疑 【 散 会 】
6月14日	土	休 会	○ 市の休日
6月15日	日	休 会	○ 市の休日
6月16日	月	休 会	○ 議事整理
6月17日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 民生常任委員会
6月18日	水	休 会	○ 建設経済常任委員会
6月19日	木	休 会	○ 議事整理
6月20日	金	本会議	○ 一般質問（林田、大村、四海） 【 延 会 】
6月21日	土	休 会	○ 市の休日

6月22日	日	休 会	○ 議事整理
6月23日	月	本会議	○ 一般質問（津志田、中山、原田） 【 延 会 】
6月24日	火	本会議	○ 一般質問（坂元、三角、高橋） 【 散 会 】
6月25日	水	休 会	○ 議事整理
6月26日	木	休 会	○ 議事整理
6月27日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第41号から議案第46号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第2号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決 ○ 諮問第1号及び諮問第2号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6 月 9 日 (月)

令和7年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和7年6月9日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4		施政方針演説
日程第5	報告第6号	専決処分の報告について（専決第4号）
日程第6	報告第7号	専決処分の報告について（専決第8号）
日程第7	報告第8号	専決処分の報告について（専決第9号）
日程第8	報告第9号	専決処分の報告について（専決第10号）
日程第9	報告第10号	専決処分の報告について（専決第11号）
日程第10	報告第11号	令和6年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第11	報告第12号	令和6年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第12	報告第13号	令和6年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第13	承認第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）
日程第14	承認第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）
日程第15	承認第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）
日程第16	議案第41号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第42号	令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第43号	令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第44号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第45号	宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第46号	建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバ

ーサイドロード線跨線橋新設工事)

- 日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について (橋本 恵子氏)
日程第 2 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について (高橋 はるみ氏)
日程第 2 4 休会の件

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(19人)

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	4 番 四 海 公 貴 君
5 番 河 野 真 理 君	6 番 吉 良 邦 夫 君
7 番 田 中 美 君 君	9 番 原 田 祐 作 君
1 0 番 永 木 誠 君	1 1 番 山 森 悦 嗣 君
1 2 番 三 角 隆 史 君	1 3 番 坂 下 勳 君
1 4 番 大 村 悟 君	1 5 番 高 橋 佳 大 君
1 6 番 園 田 幸 雄 君	1 7 番 河 野 正 明 君
1 8 番 豊 田 紀代美 君	1 9 番 中 山 弘 幸 君
2 0 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員 (1人)

8 番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 亀 井 誠 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 元 田 智 士 君
経 済 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 長 舩 井 貴 男 君	総務部次長 米 田 年 宏 君
市長政策部次長 田 川 大 輔 君	市民部次長 吉 崎 賢 二 君

福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	嶋津吉禮君
教育部次長	山下寛樹君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	松枝邦明君	財政課長	田尻勇樹君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和7年第2回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、16番、園田幸雄君及び17番、河野正明君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月27日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの19日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、ただいまタブレットにて送信しておりますが、まず1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和7年1月分から令和7年4月分までが提出されております。

主な公式行事につきましては、9ページのとおりであります。

次に、陳情等について申し上げます。

去る5月29日の第5回議会運営委員会において、机上配布と決定しました1件の陳情書につきましては、ただいまタブレットにて送信したとおりであります。

次に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。

全国市議会議長会第101回定期総会におきまして、全国市議会議長会会長による議員在職15年以上の表彰を園田幸雄君が受賞されました。

園田議員の永年の御労苦及び功績に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。後日、園田幸雄君には、表彰の伝達を行うことにいたしております。

また、全国市議会議長会の評議員でありました宇城市議会議長、私、豊田に感謝状が届いておりますことを御報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

2025年度宇城市総合カレンダーにおいて、啓発文の記載誤りにより、市民の皆様をはじめ、水俣病、ハンセン病の当事者の皆様、支援活動や啓発活動に取り組まれている関係者の皆様に、不快な思いや多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことに対し、心よりおわび申し上げます。

今回のことを教訓に、私をはじめ全職員が学び直し、正しく理解するために、人権問題の研修を強化しております。

私自身も現地研修として、5月20日に合志市の菊池恵楓園、5月29日には水俣市の水俣病資料館や水俣病歴史考証館を訪問し、学び直しを行ってまいりました。

市では、今後も継続して研修を実施し、職員が正しく学び、啓発することで、様々な人権課題の解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

次に、台湾・台南市と友好交流協定締結について報告します。

3月12日から14日にかけて、宇城市、宇土市、美里町の行政、議会、教育委員会や県宇城地域振興局などで構成された訪問団32人で台南市を訪問し、2日目の3月13日に、2市1町と台南市とで友好交流協定を締結しました。

この協定締結を契機として、これまでの交流に加え、今後宇城地域が一体となって、観光、経済、文化、教育などの幅広い分野でさらに交流を深め、相互理解と連携を促進したいと考えています。

次に、特定地域づくり事業協同組合の認定について報告します。

3月19日に、三角町戸馳のTOBASE Island Works協同組合が、熊本県から県内で5組合目となる特定地域づくり事業協同組合としての認定を受けました。

これは、人口減少に直面している地域において、農林水産業や商工業などの地域産業の担い手を確保するため、組合がマルチワーカーとして労働者を派遣することで、地域社会の維持と地域経済の活性化を図ることを目的に設立されたものです。

本事業により、地域に新たな雇用が生まれ、移住・定住につながるだけでなく、将来の新規就農者、地場産業の後継者の獲得にも大変期待しているところです。

最後に、松合郵便局への松合出張所業務委託について報告します。

4月1日、松合郵便局で松合出張所の交付業務取扱い開始式を行いました。

マイナンバーカードの普及などで窓口取扱件数が大幅に減少していた松合出張所は、令和５年度から地元を中心に在り方の検討を重ねてまいりました。その結果、市民サービスを維持することを最優先に出張所機能を継続させるため、地域に根差した身近な存在である松合郵便局への委託が最善であると判断し、本市では初の試みとなる郵便局への委託として行政サービスを開始しました。

各証明書の発行実績は、４月が１８件、５月が１４件で、前年同月と比較してそれぞれ増加しており、市では今後も郵便局と連携し、市民サービスの向上に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 施政方針演説

○議長（豊田紀代美君） 日程第４、施政方針演説を議題とします。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） ２月２７日の市長就任から３か月余りが経過します。この間、熊本県議会議員時代と比べて毎日が分刻みのスケジュールで、改めて市長の重責を実感しています。忙しい日々を過ごしていますが、充実感にあふれ、改めて市政に向き合う思いを強くしています。

この３か月余りで多くの方にお会いする機会をいただき、対話を重ねてまいりました。その中で心がけていることは“公平”にお話を聞くということです。宇城市発展のためになることであれば、分け隔てなく御意見を取り入れてまいります。

対話を心がけたのは市役所の中でも同じです。市民のため最前線で尽力する現場と向き合い、現状の把握と取り組むべき課題、そして目指す未来を共有しています。

私へ御意見をいただくのは、宇城市の未来を思い、宇城市を良くしたいという思いからだと思っています。この場をお借りいたしまして関わってくださった全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、今議会では当初予算で議決いただいた、いわゆる骨格予算から肉付け予算に変遷しています。就任して間もないことから、ローカルマニフェストで掲げた全てを具体化することは困難ですが、まずはすぐに着手できる事業を提案しております。

所信表明で申し上げました人口減少対策については、着実に準備を進めており、効果的な政策を生み出せるよう各部署の目標に設定いたしました。

しっかりと戦略を練り、国県等の補助金の有効活用できるタイミングも見計りな

がら実現に向けて取り組んでまいります。

それでは、この施政方針と令和7年宇城市議会第1回定例会でお示した所信表明と併せて、一体的に令和7年度の行政運営の考え方といたします。

主要施策の概要につきましては、第3次宇城市総合計画のまちづくりの4点の基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

1点目は、こどもの笑顔をつくるまちです。

高齢化が進む宇城市で、重要なのが未来世代たる子どもたちへ向けた投資です。

安心して子育てができ、子どもが健やかで笑顔あふれるまちを目指すため、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行い、保育環境や保育サービス・相談支援体制を充実し、安心して子育てし、働ける環境までの整備も行なってまいります。

またDXの推進として、令和5年度に導入した子育て支援アプリの利用者が伸びていることを踏まえ、国の交付金を活用して機能充実を行い、更なる利用者の増加を目指します。

教育の分野では、教育大綱にある、確かな学力の育成、健やかな体の育成、豊かな心の育成の実現に向け、教育体制や施設整備、ICTの活用などに力を入れてまいります。

また、市民憲章に掲げる「お互いを思いやり、一人一人が豊かに暮らせる“人権”のまちづくり」への取組もしっかりと推進してまいります。

2点目は、住みよく安心できるまちです。

安心・安全で暮らしやすい環境づくりに向け、地域防災力の充実強化のため、消防団の積載車、小型ポンプの更新や自主防災組織の活性化を図ります。

治水事業をはじめとした防災のためのインフラ整備も進め、災害に強いまちづくりを目指していきます。また、本年度から空調整備に着手する学校体育館は、災害時の避難所にも使用されます。災害時における避難所の環境改善のためにも取組を進めてまいります。

高齢者の生きがい対策として高齢者福祉も重要なテーマで、地域包括ケアの推進体制の強化、介護保険サービス等の充実、地域福祉活動を担う人材育成に努めてまいります。

喫緊の課題として生活環境の改善が挙げられます。安心して飲める水道水の供給のため、施設の定期的な維持管理や更新はもちろんのこと、最近発生した有機フッ素化合物対策として水質検査と浄水器設置の補助も行なってまいります。

3点目は、活力ある魅力的なまちです。

美しい自然環境や歴史、文化、地域産業など、多様な資源を後世に引き継ぎながら、活力ある魅力的なまちを目指してまいります。

基幹産業である農業振興には力を入れ、国営ほ場整備地区で裏作推進による所得の向上、農業経営の効率化を目指すため、農業用機械等の共同利用支援を行います。加えて、本市の魅力である多種多様な農産物をPRするため、市内一の集客力を誇る宇城彩館の改修計画にも着手します。

また、市制20周年と三角西港世界文化遺産登録10周年の節目の年でもあるため、ウイングまつばせでNHKのだ自慢大会や各種記念イベントを開催いたします。

4点目は、多様な人々の流れをつくるまちです。

人口減少や高齢化が進む中でも、「選ばれるまち、宇城」を創る基盤となる持続可能な魅力ある都市づくりを進めます。具体的には、住宅施策、企業誘致を進めるため、庁内プロジェクトチームを立ち上げました。インフラなどのハード整備だけでなくソフト事業も含めて、官民が連携した都市づくりの検討を始めます。

人口増加率が高いJR小川駅周辺については、開発のための基本設計を進め、イオンモール宇城周辺との連動性を高め、住宅開発の誘導を図ります。

企業誘致の面では、トップセールスも積極的に行い、雇用の場の拡充に向け、新たな企業誘致の実現と既存企業の規模拡大を促進するための施策を展開してまいります。

また、本市の課題でもある人口流出が多い若い女性を引き留め、移り住んでもらえるために、リスキリング支援から仕事へつなげるマッチングまでを行い、働きたい場所の提供から所得向上へつなげていく施策を進めます。

以上、総合計画のまちづくり基本目標に沿って、今年度取り組む目標と主な事業を申し上げました。このほかにも、宇城市地方創生総合戦略や各個別計画に基づく各種事務事業を堅実に実施いたします。

今年度からの総合計画に掲げた将来都市像のテーマ「ここがいい。ともに過ごすまち宇城」の実現に向けては、市役所の力だけでは不可能です。市民の皆様、議員の皆さんと共に作り上げていきたいと思います。

どうぞ、市民の皆様、議員の皆様、引き続き、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） これで、施政方針演説を終わります。

-----○-----

日程第5	報告第6号	専決処分の報告について（専決第4号）
日程第6	報告第7号	専決処分の報告について（専決第8号）
日程第7	報告第8号	専決処分の報告について（専決第9号）
日程第8	報告第9号	専決処分の報告について（専決第10号）
日程第9	報告第10号	専決処分の報告について（専決第11号）

- 日程第 10 報告第 11 号 令和 6 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 12 号 令和 6 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 13 号 令和 6 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 13 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号）
- 日程第 14 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 6 号）
- 日程第 15 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 7 号）
- 日程第 16 議案第 41 号 令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 42 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 43 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 44 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 45 号 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 46 号 建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）
- 日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）
- 日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（高橋 はるみ氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 5、報告第 6 号専決処分の報告について（専決第 4 号）から、日程第 23、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について（高橋はるみ氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 本日から、令和 7 年第 2 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出いたしますのは、報告案件として令和 6 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告等を 6 件、承認案件として宇城市税条例の一部を改正する条例の制定等を 3 件、予算案件として令和 7 年度宇城市一般会計補正予算等を 3 件、条例案件として宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定等を 3 件、その他案件として建設事業に関する基本協定の締結を 1 件、最後に諮問案件として人権擁護委員

候補者の推薦について2件、合わせて19件をお願いするものであります。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第6号及び報告第7号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集7ページ、8ページをお願いいたします。報告第6号専決処分の報告について（専決第4号）IP通信網サービス解約により違約金が発生したことに係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和3年3月から市内小中学校における教育インターネット回線として、NTTコミュニケーションズ株式会社が提供するIP通信網サービスを利用してきました。

また、令和4年5月から通信速度を上げるため、一部の学校等でサービスを変更するとともに、費用を抑えるため、最低利用期間の提供条件がある特約を付帯していました。

しかし、NTTコミュニケーションズ株式会社が提供するIP通信網サービスでは、国が示す通信速度を満たさない学校があることが判明したため、令和5年度に調査を行い、令和6年度に教育専用回線の構築、令和7年1月から新たに教育専用回線の利用を開始し、早急に改善を図りました。

教育専用回線の利用開始に伴い、IP通信網サービスの提供条件である3年間の最低利用期間内に契約を解除したため、違約金が生じたものです。違約金額は141,570円です。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集9ページ、10ページをお願いいたします。報告第7号専決処分の報告について（専決第8号）公用車の事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和6年10月22日に、市職員が公用車を運転中、市道久具松橋大道線の路上において、前方で右折のため停車していた相手方車両を認識するのが遅れ、相手方の車両後方に衝突し、運転手及び同乗者を負傷させたことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は2人に対し、総額246,676円です。

また、損害賠償金については、全額、全国自治協会自動車損害共済保険から補填されています。

以上で、報告第7号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第6号及び報告第7号の詳細説明が終わりました。

これで、報告第6号及び報告第7号を終わります。

次に、報告第8号及び報告第9号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第8号市の土地管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は11ページ、12ページとなります。

令和6年5月27日、午前5時50分頃、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接した本市が管理します土地から倒木が発生し、立入防止柵2基及び標識板1本を損傷し、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は305,675円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

また、この高速道路関連の事故は、車両4台、人身1人、物損が1件で、全ての被害者との示談が完了しました。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

報告第9号市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は13ページ、14ページとなります。

令和6年8月5日、午後9時頃、不知火町の市道不知火ウキウキ線を北から南へ走行した際に、市道法面から車道へ倒れかかっていた竹と車両が接触し、車両の左側面、左ミラー及び天井等を損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は175,254円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第8号及び報告第9号の詳細説明が終わりました。

○9番（原田祐作君） ただいまの土木部長の報告につきまして、質問したいことがございますので、発言の許可をいただけますでしょうか。

○議長（豊田紀代美君） 9番、原田祐作君から発言の許可の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○9番（原田祐作君） 報告第8号につきましてなのですが、高速道路のこの案件につきましては、基本的に道路法を読みますと、道路を安全に管理するその責任は道路管理者にあると、このように道路法から読み取れます。そこで、この高速道路の案件につきましては、全て宇城市の方が補償を行っているということで、その責は宇城市にあるというふうに判断をされたと思うのですが、そのように判断をされた根拠、このところについて明確に詳細に御説明をいただきたいというふうに思います。

○土木部長（平木恵一君） 本市に賠償の責があるということについては、法律により規定されておりますので、本市に所有者の責任があるということで賠償をしているということです。

○9番（原田祐作君） 所有者に責任があるということは、確かに書いてもあるのですが、同時にその管理者にも責任があるというふうに読める部分がございます。これはこの次の先ほど報告第9号なのですが、これについての市道については、市がその安全管理については責任を持つということで補償されているというふうに理解をします。その高速道路の件につきまして、管理者と市がその責任を案分するというようなことというのは考えられなかったのでしょうか。

○土木部長（平木恵一君） これもまた国家賠償法により、地方公共団体の責というのが認められております。それによって補償しております。

○議長（豊田紀代美君） これで、報告第8号及び報告第9号を終わります。

次に、報告第10号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集15ページ、16ページでございます。報告第10号専決処分の報告について（専決第11号）IP通信網サービス解約により違約金が発生したことに係る損害賠償額の専決処分について説明します。

先の報告第6号（専決第4号）の報告と同様の内容でありますので、重複する部分の説明は割愛いたします。

報告第6号（専決第4号）との違いは、IP通信網サービスの契約解除の対象となる学校及び時期です。対象となる学校及び契約解除時期が異なることにより、違約金発生の対象校及び時期が異なるため、専決処分を2回に分けて行いました。違約金額は19,062円です。

以上で、報告第10号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第10号の詳細説明が終わりました。

これで報告第10号を終わります。

次に、報告第11号及び報告第12号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 報告第11号令和6年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。議案集17ページをお願いいたします。

本報告は、令和6年度宇城市一般会計補正予算（第5号）及び令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号）で、継続費として承認いただきました、豊福小学校校舎建替事業及び松橋中学校校舎建替事業の2事業について、令和7年度に逓次繰越した金額を報告するものです。

18ページをお願いいたします。全2事業の継続費の総額は、合計欄のとおり8億2,970万円です。令和6年度の継続費予算現額は、前年度逓次繰越額を含

めて３８億５，５３８万円で、そこから支出済額及び支出見込額を差し引いた残額が２９億６，１８７万１，９６０円です。この残額を、翌年度逓次繰越額として令和７年度に繰り越しております。

財源は、繰越金１１億４，６８０万５，９６０円のほか、特定財源で国県支出金を４億４，４５６万６，０００円、地方債を１３億７，０５０万円見込んでおります。

以上で、報告第１１号の詳細説明を終わります。

続いて、報告第１２号令和６年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。議案集１９ページをお願いいたします。

本報告は、昨年９月から本年３月までの定例会で御承認いただきました豊野総合公園整備基本計画策定業務委託など全４３事業の繰越明許費について、実際に令和７年度に繰り越した金額を報告するものです。

２０ページから２４ページにかけて、事業ごとに繰越明許費の繰越しを行っております。

それでは、２４ページをお願いいたします。翌年度繰越額の合計額は、ページの一番下の合計欄で２３億３，７９９万９，０００円、当該経費に充てるための財源として、既収入特定財源を２，１０２万９，０００円、未収入特定財源を１８億２００万４，０００円、一般財源を５億１，４９６万６，０００円とし、令和７年度に繰り越しております。

繰越しの具体的な理由につきましては、繰越事業ごとにそれぞれ異なりますが、主に、国の補正予算に伴う補正予算計上が年度末となり適正工期が取れなかったものや、予算成立後に思わぬ支障が生じたことで、年度内の完成が困難となったものなどがあります。改めて令和７年度の歳出予算に計上する対応では確実な執行を期することができないことから、法令の規定により必要な財源を付けて、繰越し使用するものとなります。

以上で、報告第１２号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第１１号及び報告第１２号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第１３号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 報告第１３号令和６年度宇城市土地開発公社の経営状況報告につきまして、詳細説明を申し上げます。

市が出資する宇城市土地開発公社の令和６年度の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項及び地方自治法施行令第１７３条の５の規定により、議会に報告するものです。

議案集は２５ページです。併せて別冊の資料、令和６年度宇城市土地開発公社の経営状況を御覧ください。説明は別冊の資料で行います。

1 ページをお願いします。2、事業実施状況について、令和6年度における公有用地の取得はありませんでした。

なお、収益費用については417円の当期純利益となりました。内訳は、受取利息の417円です。

2 ページから収支決算書、6 ページから損益計算書、貸借対照表等の財務諸表、11 ページから附属明細表、13 ページに監査結果を添付しております。

なお、14 ページ以降は、令和7年度の事業計画、予算計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画等はありません。事務的経費のみを計上しています。

以上で、報告第13号令和6年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について、詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第13号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第2号及び承認第3号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集は26ページから32ページ、説明資料集は4ページから20ページをお願いします。承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布、4月1日に施行されることにより、宇城市税条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、議会において議決すべき事件を3月31日付けで市長において専決処分をしましたので、議会に報告及び承認を求めるものです。

改正内容としましては、地方税法等の改正に伴い、市民税の特別控除及び軽自動車税種別割による区分の改正、マイナ免許証に伴う整備、たばこ税の特例について規定の整備等を行うものです。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、議案集は33ページ、34ページ、説明資料集は21ページ、22ページをお願いします。承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正が3月31日に公布され、4月1日に施行されることにより、宇城市税特別措置条例の一部を改正する必要が生じ、急を要したことから、3月3

1 日付けで市長において専決処分をしましたので、議会に報告及び承認を求めるものです。

改正内容としましては、半島振興法の適用期限を 2 年延長及び地域経済牽引事業の促進による地域の経済成長の発展の基盤強化に関する法律の適用期限を 3 年延長するものです。

以上で、承認第 3 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第 2 号及び承認第 3 号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第 4 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案集 35 ページ、36 ページ、説明資料集 23 ページ、24 ページをお願いいたします。承認第 4 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 7 号）宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本年 3 月 31 日に、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされました。

これを受けまして、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、3 月 31 日付けで専決処分を行いましたので、議会に報告及び承認を求めるものでございます。

改正の概要は、国民健康保険税の課税限度額を見直すもので、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行 65 万円を 66 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行 24 万円を 26 万円に引き上げるものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準についての改正も併せて行うもので、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を現行 295,000 円を 305,000 円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を現行 545,000 円を 56 万円に引き上げる改正となっております。

以上で、承認第 4 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第 4 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 41 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第 41 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。別冊の令和 7 年度宇城市各会計補正予算書にございます宇城市一般会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 23 億 5,981 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 364 億 4,774 万 4,000 円としております。

また、第2条から第5条で、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っております。

本年度の当初予算編成は、経常的経費や義務的経費を中心といたしました骨格予算として編成していたことから、新規事業や単独事業等の市長の政策的判断を伴う予算を肉付け補正予算として編成したものととなります。

2ページから4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出ともに、補正総額を23億5,981万1,000円とし、各款及び項において補正しております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

5ページに移ります。第2表、継続費補正です。1変更で、令和5年第1回定例会で御承認いただきました松橋中学校校舎建替事業の継続費、総額44億7,300万円に3,000万円を追加し、補正後の総額を45億300万円としております。工事完成を間近に控える中で学校管理者と最終調整を行い、安全性、効率性、またメンテナンス性等を考慮した変更工事が必要となったことから、令和7年度の年割額に不足する額を追加するものです。

6ページをお願いいたします。第3表、繰越明許費補正です。1追加で、保健福祉センター中規模改修事業3億6,530万7,000円と農業者トレーニングセンター中規模改修事業2億3,500万円を計上しております。いずれの事業も年度をまたがる工期設定が必要となることから、歳出補正予算の計上と併せて繰越明許費を設定するものです。

7ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正です。1追加で、窓口業務委託ほか1件を紙面のとおりに追加し、2変更で、放課後児童健全育成事業委託を紙面のとおりに変更しております。

続いて、8ページをお願いいたします。第5表、地方債補正です。1追加で、老人福祉施設整備事業費ほか5件を計8億2,510万円新たに追加し、2変更で、児童福祉施設整備事業費ほか6件を5億3,350万円増額しております。歳出補正予算の計上と併せて地方債を補正するものです。

続いて、歳出の主なものと特定財源について事項別明細書にて説明いたします。

15ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出です。

款2、項1、目1一般管理費、節12委託料の市制20周年記念イベント運営業務委託料224万4,000円と節13使用料及び賃借料の会場借上料182万3,000円は、NHKのど自慢大会の招致によって必要となる番組収録経費以外の会場運営に必要な経費です。財源は、地域振興基金繰入金で賄う予定としております。

同じく下段の目5財産管理費で、16ページに移りまして、節14工事請負費の普通財産建物解体工事費2,900万円は、豊野町にある旧南部保育所の解体工事となります。財源は、市債「過疎対策事業債」を全額充てる予定としております。

同じく下段の目9人権・男女共生費、また17ページに移りまして、節14工事請負費の豊野町コミュニティーセンター中規模改修工事費6,403万8,000円は、公共施設長寿命化計画に基づき、照明LED化や空調設備更新などの中規模改修を行うものです。財源は、こちらも市債「過疎対策事業債」を全額充てる予定としております。

同じく目16熊本地震復興基金事業費、節14工事請負費の再建住宅改修工事費3,513万9,000円は、再建住宅の長寿命化や居住環境を向上させるため、外壁塗装やトイレ仕切り壁の設置などを行うものです。財源は、平成28年熊本地震復興基金繰入金で全額を賄う予定としております。

続いて、19ページをお願いいたします。款3、項3、目2老人福祉施設費、節12委託料の測量設計業務委託料1,069万9,000円は、老人福祉センターの大規模改修工事に係る設計業務委託料です。施設が老朽化し電気設備の更新等が必要であることから、大規模改修を計画するものです。財源は、市債「公共施設等適正管理推進事業債」で賄う予定としております。

続いて、20ページをお願いいたします。款3、項4、目1児童福祉総務費、節12委託料の子育て支援アプリ改修業務委託料は、子育て世代の行政手続の負担を軽減するため、令和5年6月から導入しているアプリケーション「Uki星（母子モ）」の利用サービスの拡充を行うものです。財源は、国庫支出金の新しい地方経済・生活環境創生交付金と基金のふるさと応援寄附基金繰入金で賄う予定としております。

同じくページ下段の款4、項1、21ページに移りまして、ページ下段、目5保健衛生施設費、節14工事請負費の保健福祉センター中規模改修工事費3億5,600万円余は、公共施設長寿命化計画に基づく中規模改修の経費となりまして、外壁補修や照明LED化、空調設備更新を行うものです。財源は、市債「公共施設等適正管理推進事業債」で賄う予定としております。

続いて、22ページをお願いいたします。款4、項2、目2公害対策費、節18負担金補助及び交付金では、飲用井戸等水質検査補助金180万円と浄水器設置補助金400万円をそれぞれ計上しております。地下水を飲用井戸として利用する世帯等に対し、地下水検査費用の一部を補助するものです。また、浄水器設置補助金については、地下水検査により有機フッ素化合物が国の指針値を超える地下水を飲用井戸として利用している世帯に対し、当該物質を除去するための浄水器の設置に

係る初期費用の一部を補助するものとなります。

続いて、款４、項３、目１清掃総務費、節１２委託料の解体工事設計業務委託料１,２９４万７,０００円は、三角町戸馳地区にある農産廃棄物処理施設の解体工事に係る設計業務委託料となります。財源として、市債「過疎対策事業債」を全額充てる予定としております。

続いて、款５、項１、目３農業振興費、２３ページに移りまして、節１８負担金補助及び交付金で、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金２億５００万円余を計上しております。事業主体であるＪＡ熊本うきが所有する老朽化した穀類乾燥調製施設の統合、更新整備に対し補助を行うものです。この施設の再編、集約また合理化により、労働費等の運営コストや流通コストの縮減、さらに利用率を向上させることにより利用者負担の軽減に努め、水稻の産地維持につなげるものとなります。財源としては、県支出金で全額が賄われます。

同じく農業用機械等共同利用支援事業補助金３,０００万円は、主に、国県補助事業の採択要件に満たない小規模農業者組織等を支援するため、共同で利用する農業用機械等の購入費用に対し、補助を行うものです。

続いて２４ページをお願いいたします。款５、項１、目１１農地用排水整備事業費、節１４工事請負費の用排水施設整備工事費２億円は、農業用ため池を今後調整池として管理維持するために、鳥島ため池ほか１か所のため池施設の機能回復工事を行うものです。財源は、市債「緊急自然災害防止対策事業債」で賄う予定としております。

続いて、２６ページをお願いいたします。款６、項１、目４観光費、節１２委託料の基本設計業務委託料４３５万６,０００円は、農林水産物直売交流施設、宇城彩館の基本設計業務委託となります。平成２１年に建築後１６年が経過し、施設内部で修繕箇所が多数見受けられることから、令和１１年度に計画しておりました中規模改修工事を、国の交付金を有効活用するために前倒しして計画するものです。財源は、基金の「農林水産物直売交流施設整備基金繰入金」で全額を賄う予定としております。

２７ページをお願いいたします。款７、項２、目２道路維持費、節１４工事請負費の道路維持工事費１億６,８００万円余は、舗装個別施設計画や地区要望などに応じた道路維持工事となります。財源は、過疎対策事業債などの市債と一般財源で賄う予定としております。

続いて、２８ページをお願いいたします。款７、項３、目３河川改良費、節１４工事請負費の河川新設改良工事費１億２,０００万円は、同じく地区要望などに応じた河川改良工事となります。財源は、市債「緊急自然災害防止対策事業債」と一

般財源で賄う予定としております。

続いて、29ページをお願いいたします。款7、項5、目3駅周辺開発推進事業費、節12委託料の小川駅周辺開発基本設計業務委託料1,800万円は、令和6年度に策定した基本計画に基づき、小川駅東口側広場及びロータリーの基本設計を行うものです。財源は、地域振興基金繰入金で賄う予定としております。

同じく29ページの中段をお願いいたします。款8、項1、目3消防施設費、節17備品購入費の機械器具購入費1億1,700万円余は、消防団が使用する積載車と小型動力ポンプの更新費となります。財源は、市債「緊急防災・減災対策事業債」で賄う予定としております。

それでは続いて、30ページをお願いいたします。ページ中段、款9、項2、目1学校管理費、節14工事請負費の小学校施設改修工事費5,043万2,000円の主なものは、豊川小学校の屋上防水工事です。豊川小学校の屋根の防水シートが約26年経過し、劣化により雨漏り被害が出ているため、屋上防水の全面改修を行うものです。財源は、市債「公共施設等適正管理推進事業債」で賄う予定としております。

続いて、32ページをお願いいたします。ページ下段、款9、項6、目4体育館費、節14工事請負費の農業者トレーニングセンター中規模改修工事費2億3,000万円は、雨漏れ箇所の改修や外壁劣化の補修、つり天井の撤去などを公共施設長寿命化計画に沿って改修するものです。財源は、市債「過疎対策事業債」で賄う予定としております。

以上が、歳出予算の主なものとなります。

続いて、歳入予算の説明を行います。主な特定財源は、歳出予算で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

11ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入です。

上段の款12、項1、目1地方交付税で、特別交付税1億2,100万円余を増額しております。こちらの主なものとしましては、公的病院等運営助成金に対するもので、緊急医療や過疎地域の医療など、採算性が低い分野を担う公的病院等への市の支援に対しまして、約8割の国の財政措置がなされるものとなります。

続いて、13ページをお願いいたします。款20、項2、目1財政調整基金繰入金で5億2,200万円余を増額しております。歳出総額に対し、歳入総額が不足する額の財源調整を当該費目で行っております。

以上で、議案第41号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第41号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第４２号令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。補正予算書の１ページをお願いいたします。

今回の補正は、第１条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ６７８万９,０００円を追加し、予算の総額をそれぞれ６６億７,７５０万９,０００円とするものです。

７ページをお願いいたします。歳出から説明をいたします。款１総務費、項３介護認定審査会費、目２認定審査会共同設置負担金について、宇城広域連合が導入する介護認定支援システムの運用方法が見直され、導入に係る経費が増額となったことから、本市の負担金を増額するものです。

なお歳入は、６ページの款８繰入金、項１一般会計繰入金、目４事務費繰入金を増額しております。

以上で、議案第４２号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第４２号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４３号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第４３号令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）について説明いたします。補正予算書の１ページをお願いいたします。

まず中段、第３条収益的収入及び支出の収入では、第１款水道事業収益で１,０７７万３,０００円を減額しております。補正の主な理由は、受託工事収益について、県から満額補償ができないこと、また、管路の布設替えにより資産形成を伴う工事であることから、第３条の収益的予算から第４条の資本的予算へ組み替えるための減額及び人工衛星を活用した漏水調査費用における国の交付金内示額に合わせた一般会計補助金の減額となります。

２ページに移ります。上段の支出では、第１款水道事業費用で１,８９１万４,０００円を追加しております。収入で説明しました受託工事費の予算組替えに伴う工事請負費の減額及び不知火東部第１水源のＰＦＡＳ検出に伴い、水道供給区域を見直す必要があるため、水道事業変更認可申請書作成に係る委託料の追加が主なものとなります。

続いて、第４条資本的収入及び支出の第１款資本的収入では、４億６,０００万円余を追加しております。主なものは、建設改良や拡張事業に伴う企業債の増額及び消火栓更新工事に伴う他会計負担金の増額などになります。

支出では、第１款資本的支出で、収入と同額の４億６,０００万円余を追加しています。主なものは、松橋町岡岳地区、小川町小川地区の配水管布設替工事費及び小川町海東地区、不知火町塩浜地区の配水管拡張工事費等の追加によるものです。

３ページに移ります。上段の第５条債務負担行為では、料金徴収窓口等業務委託

として令和8年度に限度額5,600万円を追加しております。これは、現在民間に委託しております検針業務に加えまして、来年度は、料金徴収や受付・窓口対応等の業務を含めて委託するものです。

続いて、第6条企業債では、建設改良事業の追加に伴い、起債限度額を補正前の5,430万円から4億9,700万円余に増額しております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第43号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第44号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案第44号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は37ページ、説明資料集は25ページとなります。

三角町にあります市営住宅の三号住宅は、老朽化が著しく使用できる状態にないことから用途廃止し、宇城市営住宅管理条例から「三号住宅」の名称を抹消する一部改正を行うものです。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第44号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集38ページ、説明資料集26ページです。議案第45号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

現在、本市のプール3施設のうち、宇城市民プールでは身体障害者手帳等所持者に対して使用料を減免していますが、三角B&G海洋センター及び宇城市不知火温水プールでは実施していません。

今回、本市の体育施設のうち、個人で利用できるプール3施設で同様の減免を実施するため、使用料及び利用料金の減免規定がない不知火温水プール条例に減免規定の追加を行うものです。

なお、三角B&G海洋センター条例には既に使用料の減免規定がありますが、条例施行規則に身体障害者手帳等所持者に対しての減免規定がないため、条例施行規則を改正して、減免を実施する予定です。

以上で、議案第45号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第45号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第46号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は39ページ、説明資料集は27ページから32ページとなります。建設事業に関する基本協定の締結について説明します。内容は、鹿児島本線（松橋・小川間215k578m付近）大野川リバーサイドロード線跨

線橋新設に係る基本協定の締結について説明します。

基本協定とは、大野川リバーサイドロード線とＪＲ鹿児島本線が交差する箇所において跨線橋を新設する工事の施工に関しましての基本協定で、九州旅客鉄道株式会社と締結するものです。

その内容は、協定名、鹿児島本線（松橋・小川間２１５ｋ５７８ｍ付近）大野川リバーサイドロード線跨線橋新設に関する基本協定です。施工場所は、宇城市松橋町豊崎１６３１番地３付近。協定金額は８億４９８万４，０００円となります。協定の相手方は、住所、福岡市博多区博多駅前３丁目２５番２１号、九州旅客鉄道株式会社、代表者氏名、代表取締役社長古宮洋二となります。

以上で、議案第４６号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第４６号の詳細説明が終わりました。

次に、諮問第１号及び諮問第２号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、議案集４０ページ及び４１ページをお願いいたします。また、説明資料は別紙で履歴書のほうを付けております。諮問第１号及び第２号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

現委員であります小川町の橋本恵子さんが、令和７年９月３０日付けで任期満了になりますので再推薦し、また不知火町の村岡純子さんが、同じく令和７年９月３０日付けで任期満了になりますので、後任として不知火町の高橋はるみさんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

橋本恵子さん、高橋はるみさんは人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、諮問第１号及び第２号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 諮問第１号及び諮問第２号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第２４ 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第２４、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日６月１０日火曜日から１２日木曜日までは、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日６月１０日火曜日から１２日木曜日までは、休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前 1 1 時 1 3 分

第 2 号

6 月 1 3 日 (金)

令和 7 年第 2 回宇城市議会定例会（第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 1 号 | 令和 6 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 1 2 号 | 令和 6 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 1 3 号 | 令和 6 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 4 | 承認第 2 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号） |
| 日程第 5 | 承認第 3 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 6 号） |
| 日程第 6 | 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 7 号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 1 号 | 令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 4 2 号 | 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 4 3 号 | 令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 4 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 5 号 | 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 6 号 | 建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事） |
| 日程第 1 3 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏） |
| 日程第 1 4 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（高橋 はるみ氏） |
| 日程第 1 5 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19 人）

1 番 林 田 和 君
 3 番 坂 元 大 介 君
 5 番 河 野 真 理 君
 7 番 田 中 美 君 君
 1 0 番 永 木 誠 君
 1 2 番 三 角 隆 史 君
 1 4 番 大 村 悟 君
 1 6 番 園 田 幸 雄 君
 1 8 番 豊 田 紀代美 君
 2 0 番 石 川 洋 一 君

2 番 津志田 幸 紀 君
 4 番 四 海 公 貴 君
 6 番 吉 良 邦 夫 君
 9 番 原 田 祐 作 君
 1 1 番 山 森 悦 嗣 君
 1 3 番 坂 下 勳 君
 1 5 番 高 橋 佳 大 君
 1 7 番 河 野 正 明 君
 1 9 番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

8 番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午後 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 報告第 1 1 号 令和 6 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第 2 報告第 1 2 号 令和 6 年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 1 3 号 令和 6 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、報告第 1 1 号令和 6 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 3、報告第 1 3 号令和 6 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

これで、報告第 1 1 号から報告第 1 3 号までを終わります。

-----○-----

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号）

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 6 号）

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 7 号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号）から、日程第 6、承認第 4 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 7 号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第 2 号から承認第 4 号までは、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号から承認第 4 号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第 2 号から承認第 4 号までに対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 5 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第 2 号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第41号 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第43号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第44号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第45号 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第7、議案第41号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）から、日程第11、議案第45号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 4 6 号 建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 2、議案第 4 6 号建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○19番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第 4 6 号建設事業に関する基本協定の締結についてお尋ねいたします。

この基本協定は、大野川リバーサイドロード線跨線橋建設に関する基本協定ということで、この 8 億 4 9 8 万 4, 0 0 0 円は、九州旅客鉄道が施工する部分の事業費と理解します。そこで、跨線橋全体の事業費はどれくらいになるのか。また、参考のため、1 工区全体の事業費と工期についても併せてお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 跨線橋全体の事業費等についてお答えいたします。

今回の J R との協定が 8 億円余り、市が施工します前後の盛土及び地盤改良は 4 億円余りとなっております。合わせまして 1 2 億円余りが跨線橋の事業費として予定しているところです。

施工期間につきましては、国予算の補助の配分が読めないところではございますが、令和 1 0 年度までの 4 年間程度ということにしております。また、県道八代鏡宇土線から浅川に架かります宝ヶ島橋までを 1 工区として工事を進めております。

1 工区の約 9 9 0 メートルについて、用地買収はもう既に完了しておりますが、跨線橋を含めた 1 工区の事業費は 1 8 億円余り、工事期間は令和 4 年度から工事着工しておりますので、令和 1 3 年度までの 1 0 年間を見込んでおります。

工事が順調に進みますと、本協定書にありますとおり、跨線橋の供用開始したのちの令和 1 4 年度に、J R にて本路線から南側へ約 3 0 0 メーターほどにあります踏切の撤去を行いまして、協定の完了となります。

○議長（豊田紀代美君） これで議案第 4 6 号の質疑を終結します。

議案第 4 1 号から議案第 4 6 号までにつきましては、令和 7 年第 2 回宇城市議会定例会常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）

日程第 1 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（高橋 はるみ氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 3、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）及び日程第 1 4、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について

(高橋はるみ氏)を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第15 休会の件

○議長(豊田紀代美君) 日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週16日月曜日から19日木曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、来週16日月曜日から19日木曜日までは休会とすることに決定しました。

なお、14日及び15日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時09分

第 3 号

6 月 2 0 日 (金)

令和7年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和7年6月20日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君
3番 坂 元 大 介 君
5番 河 野 真 理 君
7番 田 中 美 君 君
10番 永 木 誠 君
12番 三 角 隆 史 君
14番 大 村 悟 君
16番 園 田 幸 雄 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 石 川 洋 一 君

2番 津志田 幸 紀 君
4番 四 海 公 貴 君
6番 吉 良 邦 夫 君
9番 原 田 祐 作 君
11番 山 森 悦 嗣 君
13番 坂 下 勳 君
15番 高 橋 佳 大 君
17番 河 野 正 明 君
19番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

8番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1 番、林田和君の発言を許します。

○1 番（林田 和君） おはようございます。議席番号 1 番、会派新志会、林田和です。議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。まず冒頭に、私事ではございますが、今年度より本市の柔道協会会長職を拝命いたしました。これまで要職をお務めいただきました秋本整骨院の秋本先生、前会長オリンピック衣料店の柳先生、また柔道へ御関係いただいております皆様へ厚く御礼申し上げます。引き続き、柔道の発展へ邁進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は大きく 7 つの質問を予定しております。まず初めに、農福連携についてお尋ねします。農福連携という言葉は、現在、東海大学文理融合学部にて教壇に立たれております濱田教授と厚生労働省が約 10 年前に名付けられた名称です。当時、濱田教授は、厚生労働省とのお付き合いの中で、今後、障がい者の方のお力を借り、農業の発展に寄与できるのではないかとお思いになり、農福連携を推進されたと想像できます。本市におきましても、昨年 12 月の定例会にて河野議員よりも提起され、永木議員の御協力により試験導入が行われたと伺っております。また、木村知事の重要施策としても農福連携の推進がうたわれており、大学、行政機関、民間企業の連携の強化が必要になると考えます。産官学の更なる強化が、地域活性の引き金となることを望んでおります。

そこで、まず初めに本市における農福連携の現状をお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在までの具体的な取組として、初めに、市内の農業法人 34 法人と就労継続支援事業所 24 事業所に、連携の実態や意向を把握するためのアンケート調査を行いました。農業法人からは、障がいのある方が知りたい、就労継続支援事業所からは、農家との対面の場を設けてほしいとの意見をいただきました。それを受け、昨年 4 月には就労継続支援事業所向けの園芸農家見学会を、5 月には農作業体験会を開催し、それぞれ 6 事業所、1 事業所が参加されています。就労継続支援事業所からは、利用者の能力や労働時間の制限を考慮すると、育苗で使用するポットへの土詰めなどの軽作業などであれば受託できるのではないかと、農業者からも同様に、収穫だけではなく、片付けなど軽作業も多くあり、作業次第では連携できると、双方から前向きな意見をいただいたところであります。

また、今年の２月には、既に農福連携に取り組んでいる経済連第二園芸集送センターに出向き、障がいのある方の作業状況や取り組んだ経緯など実態の把握を行いました。

現在、行政が携わる農福連携の在り方を整理しているところであります。

○１番（林田 和君） 先般、今画面のほうに映っております、こちらのセミナーに行っていました。濱田教授が御講演されまして、ラウンドテーブルと申しまして「農福連携を学ぶ五方よし」ということで、この実践について意見交換をさせていただいたシンポジウムの要素のものでございます。このセミナーに行っていました、参加者の中には県内で新規事業の開拓を御検討されている企業の出席もございました。ここで、農福連携のモデルケースを紹介させていただきます。九州におきましては、鹿児島県南大隅町の白鳩会が農福連携の企業として一番大きいと伺っております。白鳩会は、鹿児島県肝属郡南大隅町にあり、人口５，７６３人、６５歳以上の割合５２．１％という超高齢地域になります。基幹産業は農業になり、この白鳩会は１９７２年に設立され、地域の知的障がい者の生活と就労の受け皿を提供しています。白鳩会は、約２３０人の障がい者が約１２０人の職員支援を得て生活し、生活訓練や就労訓練をしています。全体の耕作面積は２３ヘクタールに上り、このうちお茶が８ヘクタール、大豆４ヘクタール、ニンニク４ヘクタール、飼料畑３．５ヘクタール、水田２ヘクタール、トマトの栽培が０．６ヘクタール、葉物野菜の水耕栽培が１，６００平米、また養豚業の年間出荷頭数が２，０００頭、うち母豚が１２０頭、その他、肥育牛やブルーベリー等を生産し、６次産業にも早くから取り組んでおります。加工食品として豆腐、ギョーザ、アイスクリーム、ハム等を生産しています。また、この白鳩会では、障がい者が草刈り機を操作したり、茶葉を収穫する重機を操作したりしています。食肉加工場では、枝肉を処理するところで刃物を使って、障がい者の方が職員のサポートを受け業務を行っており、一部の薬品や機械の管理を除き、多くが障がい者の方により運営されていることが、こちらの「農の福祉力で地域が輝く」、濱田教授の本にも示されております。そして次に、農福連携の先進地でもあります香川県の農福連携の紹介をさせていただきます。香川県は、県、協議会、ＪＡ連携によるマッチングの取組を強化しており、県の健康福祉課がＮＰＯ法人香川県社会就労センター協議会と連携し、各農家からの作業依頼をＪＡが取りまとめ、協議会に依頼し、協議会がマッチング業務を受託しています。マッチング業務には、コーディネーターを２人配置し取り組んでおり、マッチング後、障害者福祉施設から作業提供を農家へ行う流れができています。このように、専任者を配置することで連携を強化している事例となります。また、濱田教授のゼミでは農福連携体験講座もあります。こちらは、濱田教授のゼミ生の体

験時の紹介です。障がい者の方より作業内容の指示を受けております。本日、病歴の開示を行っていいと御承諾を受けておりますので、御紹介させていただきます。この方は、双極性障害を患っていらっしゃいます。しかしながら、機械作業は何の問題もなく行っているようです。学生たちがブロッコリーの苗を植えているところでございます。こちらの手前側の男性は発達障害を患っていらっしゃいますが、作業指示を出していらっしゃいます。こちらの方は、事故で上肢に障がいがございます。ゼミ生とともに作業を行っていらっしゃいます。こちらの左手の方はADHDで御紹介がございますが、ゼミ生に作業指示を出して行っております。作業終了後、収穫した野菜を調理し、みんなで試食いたしました。オニオンリング、イチゴ、ニンニク等になります。このようにご覧いただきました。農福連携は、今後の農業に必要なものではないかと考えられます。

そこで、今後の本市での農福連携の強化対策についてお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 担い手の高齢化と後継者不足による繁忙期の労働力不足に、障がいのある方の潜在的な労働力を活かすことができないか、特に国営事業区域では、事業実施を契機に露地野菜や施設野菜など高収益作物の作付け拡大を目指しており、定植・収穫など繁忙期の労働力確保策は切実な課題であります。

ただ実際のところ、農福連携のマッチングは、どの自治体も同様ですが、県が取り組む農福連携総合窓口と県の農福連携コーディネーターの支援に頼っているのが現状です。

前年度は、県内で65件のマッチングが行われました。

また、農福連携に初めて取り組む農業者の試用期間の経費などを補助するお試し農福連携支援事業では、5件の農業者が支援を受けています。

本市の現状は、先ほど申し上げました市内農業法人に実施したアンケート調査で2法人が先行して取り組んでいることが分かりました。

今後は先行して取り組んでいる農業法人にもヒアリングを行い、実態の把握、課題の抽出などを行うことにより、雇用に踏み切れない不安な面を克服するアイデアを得られるのではないかと感じております。

この取組は、何より雇用する農業者に障がいのある方の農業就労に対する理解を深めていただき、農業者と就労継続支援事業所との信頼関係を構築することが重要ですので、園芸作物に限らず、見学会、農作業体験会などを重ね、市でもマッチングや意見交換を行う場を提供する必要があると考えております。

○**1番（林田 和君）** 濱田教授におかれましては、現在、熊本県農福連携協議会を立ち上げられ、こちらの写真に写っております奥野代表とともに、農福連携の更なる推進を実施されております。私もこのお三方とお会いし、農福連携の強化が必要で

あると考えております。写真のとおり3者で今後の農福連携の必要性を話させていただきました。濱田教授より「障がいをお持ちの方に働いてもらうという視点ではなく、障がいをお持ちの方の力を借りさせていただく。このことがこの研究を行ってきて大切なことであった」と話されておりました。また、熊本県農福連携協議会におかれましては、宇城地域での農福連携として、今写真に出ております県南農福マルシェを5月に実施し、農福連携を通じ、本市へも寄与いただいております。現在、農業人口が減る中、農水省のデータによりますと令和2年136万人の農業人口となっておりますが、直近データではおそらく100万人切っている状況ではないかというふうに考えられます。今後の農業の発展へは、福祉の力が必要であると考えられます。私は是非、濱田教授の話を皆さんに聞いていただきたいと考えております。

そこで、宇城市より全国へ発信するシンポジウムの開催を強く要望いたします。シンポジウムの開催についてはいかがか、お尋ねさせていただきます。

○市長（末松直洋君） 農福連携は、就労困難者への支援につながり、基幹産業である農業の労働力不足解消の一翼を担うものとして期待しております。

まずは、連携の仕組みを知り、理解していただくことがとても重要だと思っております。本日、熊日の記事におきまして、熊本県農福連携協議会が今年の秋に農福コンソーシアムという協議会を立ち上げるということが載っておりました。そこと連携して、しっかり進めていきたいと思っております。

林田議員御提案のシンポジウム開催には、今後、内容をしっかり精査して検討してまいります。

○1番（林田 和君） 是非、御検討いただければというところでございます。よろしく願いいたします。

次に大きな2点目、給食内容についてお尋ねします。我々生物にとって、タンパク質、脂質、糖質は栄養源として必要なことは言うまでもありません。1グラム当たりのカロリーは、タンパク質4カロリー、脂質9カロリー、糖質4カロリーとなっており、給食内容を考えられる栄養士の皆様においては、試行錯誤の上、適正な給食献立をお考えになられていると推察いたします。

そこで、現在の学校給食において、カロリー、栄養素などの栄養管理についてお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 学校給食における栄養管理は、子どもたちの健康を守り、成長や発達を支えるために非常に重要なもので、学校給食実施基準により必要な栄養素の摂取量が定められております。

その内容は、エネルギー量やたんぱく質、ビタミン、カルシウムのほか、鉄分な

ど12種類の栄養素を、全国で実施される学校保健統計調査の平均身長と平均体重などにより算出した1日の必要量の3分の1を学校給食で摂取するよう努めることとされております。

本市の給食においても関係法令により、栄養教諭が中心となって給食の献立や栄養バランスの管理を行っております。

○1番（林田 和君） 次に、小さな2つ目、給食の量についてお伺いいたします。市民の皆さんの一部より、給食量が少し足りないのではないかという声も頂戴しております。先般、給食センターへ視察に行っておりました。写真の方にそのときの給食内容を挙げさせていただきます。このときは、麦ごはん、だんご汁とお茶の葉の磯辺揚げとカリカリキュウリという内容でございました。できれば、揚げ物がもう1品あると、子どもたちの満足度も上がるのではないかと考えます。この件についてお尋ねさせていただきます。

○教育部長（舛井貴男君） 給食の提供量については、学校給食実施基準で規定される12種の栄養素のうち、エネルギー量、いわゆるカロリー単位として基準摂取量が定められています。

その1食当たりの必要量は、小学生の中学年で650キロカロリー、中学生で830キロカロリーと定めており、基準に沿って提供しております。

なお、提供量に対して残食量は、平均で1日全体で約50キログラムで、一人当たり換算すると小さじ約2杯分となる10.6グラムの食べ残しが発生しており、提供量に不足が生じている状況ではないと認識しております。

しかしながら、議員が御指摘される学校給食の満足度については、本年度、児童生徒等へのアンケートにより現状把握を行いながら、食材の品質のほか、献立や味、量、温度、見た目、さらには児童生徒の嗜好など様々な視点で調査研究し、より良い学校給食の提供ができるよう努めてまいりたいと思います。

○1番（林田 和君） 是非、より良い給食をよろしくお願ひいたします。

最後に小さな3つ目、学校給食における地産地消の取組及び宇城市産の使用率についてお尋ねします。本市は農業事業者が大変多く、給食にはどの程度宇城市産が利用されているのかという声を伺います。実際にどの程度の地産地消かをお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 学校給食における地産地消については、第4次食育推進基本計画により、現状からの維持・向上を目標値として示されております。

本市の目標値としましては、熊本県産の年間使用率を52%以上と設定し、令和6年度における使用実績は53.4%と目標を達成しております。

また、県産使用率のうち、宇城市産については10.5%となっており、使用量

の多い順に米、キュウリ、ポンカンとなっております。

- 1番（林田 和君） 是非地元産を使って、よりおいしい給食を作っていただきたいというふうに思っております。給食は、食育の観点からも大変重要なものです。本市は、株式会社杉本本店様より黒牛を年に2回ほど寄与いただき、そのお肉を給食で提供しております。そのときの本市のホームページより抜粋させていただいた写真となります。杉本社長と対談させていただいた際には、我々が給食を食べていた頃の思い出は、ミカンジュースのジューシーだったと記憶していると。そのジューシーのように思い出深く、お肉が給食に出てきたことが残ってくればと申しとおられました。また、杉本本店様の施設への見学へもお越しく下さいとお話を頂戴しております。日本一の保有牛を所有する杉本本店様へは、寄与への感謝を申し上げ、引き続き、給食を通じた食育を生徒たちへ実施していきたいと考えております。

次に、大きな3点目、不登校についてです。不登校は年々増加傾向にあり、令和5年度34万6,482人となっております。そちらの写真の方を出させていただきます。こちらは文部科学省のデータとなります。文部科学省のデータによりますと、前年度29万9,048人から4万7,437人増加しており、11年連続で増加し、全国的には過去最多となり、早急の対策が必要であると考えられます。

そこで、本市における不登校への取組と現状についてお尋ねいたします。

- 教育部長（舩井貴男君） 不登校児童生徒数についてお答えいたします。

小学校の状況は、令和6年度末現在で57人です。また、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の状況としましては、全て年度末現在での児童数となりますが、令和元年度20人、令和2年度17人、令和3年度29人、令和4年度36人、令和5年度47人で増加傾向にあり、令和元年度と令和6年度を比較してみますと、6年間で約2.8倍に増加している状況であります。

中学校の状況は、令和6年度末で104人です。また、同じく過去5年間の状況としましては、令和元年度68人、令和2年度65人、令和3年度56人、令和4年度101人、令和5年度103人で、小学校同様に増加傾向にあり、令和元年度と令和6年度を比較してみますと、約1.5倍に増加している状況です。

過去の状況から分かりますとおり、近年、不登校児童生徒数は増えている状況です。

不登校になった児童生徒への対応状況・取組状況としまして、教育委員会では、各学校に対して、県の取組を基にした不登校対策重点取組事項等を周知し、不登校及び不登校傾向の児童生徒への丁寧な対応をお願いしております。

また、早期に対応することが重要であるため、学校における具体的な対応状況として、まず愛の1・2・3運動プラスワンの実施に取り組んでおります。

不登校傾向と疑われる理由で欠席した児童生徒が１日目の際には電話連絡、２日連続になったら家庭訪問、３日連続になったら不登校対策会議等を開くなど組織的対応を行い、さらにプラスワンとして、欠席が１０日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家等と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に取り組んでおります。

また、心の健康観察等により、不登校リスクの早期発見、早期支援にも努めています。

さらには、不登校が長期化している児童生徒については、専門家とも相談の上、教育支援センターや民間施設等との連携を図り、必要に応じてＩＣＴを活用した学習支援等の自立支援も行っています。

不登校の未然防止については、学校の風土や雰囲気が見える化し、関係者が共通認識を持って学校改革に取り組むことで、学校で児童生徒みんなが主役になり、みんなが学べる場所にするといった、各学校の特色を活かした魅力ある学校づくりを進めております。

同時に、児童生徒にはＳＯＳの出し方に関する教育を実施し、教職員による教育相談体制を強化し、児童生徒の援助希求能力を育成しております。

学校に相談できないケースなどに対しては、児童生徒や保護者が相談できる窓口として、子ども安心コールを開設し、対応しております。

また、子どものＳＯＳ全般をいつでも相談できる熊本県２４時間子どもＳＯＳダイヤルなど、県の相談窓口が掲載してある熊本県電話相談窓口一覧や親子のための相談ＬＩＮＥ啓発用カード等を保護者に配布し、周知に努めております。

○１番（林田 和君） 全国的にも不登校が増加し、本市でも増加しております。早急な取組が必要であると考えられます。不登校数増加により、教職員数の増加が必要であると考えられます。

小さな２点目、不登校の子たちへの教職員数についてお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 教育支援センター宇城っ子ネットについて答弁させていただきたいと思います。

不登校児童生徒への支援を目的として、教育支援センター宇城っ子ネットを開室し、教育相談員による個別指導や心理的サポートを行うとともに、家庭や学校との連携を密にしながら、不登校児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めております。

宇城っ子ネットは、小中学校の開校日の週５日、不知火支所３階にて開室しており、不登校児童生徒の学びの場として、学校へ行けない児童生徒を受け入れ、指導を行っております。

不登校児童生徒は増加傾向にあり、当室へのニーズも増加、多様化している中で、見守り、学習指導に加え、週3回の不知火体育館を活用したスポーツやレクリエーション、調理実習など、子どもが楽しく通室しながら集団生活に適應するための取組を行っています。

なお、当室を安全かつ適切に運営するためには、最低2人の相談員が常時必要であり、勤務時間の制限から火曜午前及び金曜午後は休室としており、相談員の長期休暇や途中退職等があった場合の対応ができない状況でありました。

令和6年度までの現状を踏まえまして、本年度より、子どもの学びの場を安定的に運営できる体制を整備するとともに、開室時間の拡大や通室できない子どもへの対応、学校を訪問してのつなぎ支援など、不登校対策の充実を図るため相談員を1人増員し、3人体制で取り組んでいるところです。

○1番（林田 和君） 最後に小さな3点目です。先ほどの宇城っ子ネットにつながる話ですが、現在宇城っ子ネットは、不知火支所3階に不登校の専門の教室があるというお話です。しかしながら、送迎が必要になり、親御さんたちへの負担は否めません。つきましては、現在身近にあるスクールバス等の空き時間を活用した送迎体制などは可能かお尋ねさせていただきます。

○教育部長（舩井貴男君） 現状では、宇城っ子ネットへの送迎バスの運行について慎重に検討すべき課題があります。

1つ目に、安全面・運行管理上の問題です。不登校児童生徒は、多様な状況や居住地によって異なるニーズがあり、安全かつ円滑な送迎を行うためには、適切なルート設定や運行時間調整、緊急時対応など、多くの管理体制整備が求められます。

さらには、市内各地域間で交通事情や道路状況も異なるため、それらを踏まえた柔軟な運行計画が必要となります。

2つ目に、利用者側（児童生徒・保護者）の意向と実態把握です。不登校児童生徒一人一人の状況やニーズによっては柔軟な対応を求められるため、十分考慮しなければなりません。

3つ目に、市全体的なものとして、公平性を確保しなければなりません。公平性を確保するためには、不登校児童だけでなく、障がいや遠距離通学など特別な事情を抱える児童生徒も含めて総合的な配慮が必要となります。そのため、市としては、不登校児童だけでなく、多様なニーズを持つ児童生徒全体の福祉向上を図る観点から、公平性を損なわないよう慎重に検討する必要があるとございます。

以上を踏まえ、宇城っ子ネットへの送迎バス運行につきましては、不登校児童への通学支援など多くのメリットが期待できる一方で、安全性確保や公平性の確保など解決すべき課題も存在します。

今後とも、子どもたち一人一人が安心して教育を受けられる環境づくり、輝ける環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○1 番（林田 和君） 是非よろしくお願いいたします。

次に、大きな4点目、家畜堆肥問題についてお尋ねします。現在、世界的情勢により、我々の生活コストは毎年上がってきております。化学肥料の高騰も同じであります。そこで、畜産農家を回っておりますと、堆肥処理に悩んでいらっしゃる農家も見受けられます。堆肥は、しっかりとした栄養素を含んでおり、化学肥料からの置き換えもできるのではないかと推測いたします。畜産農家と各農家をつなげる堆肥バンクコーディネーター等の推進により、耕畜連携の強化ができないかと考えられます。つきましては、小さな1番目と2番目をまとめてお尋ねさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 家畜の排せつ物は、平成16年に本格施行された家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、いわゆる家畜排せつ物法により、畜産農業者の不適切な管理を規制しており、たとえ有機肥料として堆肥化されたとしても野積みや素掘りは禁止されています。

計画的には場に還元できなければ、堆肥舎はいずれ飽和状態になることは御指摘のとおりであります。

本市における家畜堆肥の処理の多くは、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金いわゆる転作奨励金を活用した耕畜連携であります。

飼料作物などの転作作物を栽培する際に、畜産農家から堆肥を供給することで、土壌の肥沃度を高め、一方で生産した飼料作物は、家畜の飼料として供給することで、資源の循環を促し、環境負荷の低減にも貢献できるというものです。

双方で堆肥の利用供給協定を締結し、例えば、飼料であるホールクroppサイレージ用稲の生産に1反当たり8万円が交付、これに加えて、堆肥の施用により1反当たり8,000円の加算金が耕種農家に交付されます。畜産農家が堆肥を散布、耕種農家がその手間代を負担するものです。

家畜堆肥の利用状況ですが、前年度の耕畜連携の実績は、面積約284ヘクタール、散布量約5,680トンでありました。ただこれでもホールクroppサイレージ用稲を生産する耕種農家の半数程度の利用でしたので、さらに耕畜連携の件数を増やし、家畜堆肥の利活用を進めようと考えているところであります。

次に堆肥バンクについてですが、これは、需要・供給のマッチングのための仕組みと理解しています。

堆肥の生産量が、地域の需要量を著しく大きく上回ると想定される畜産地域においては、耕種農家に供給するために耕種地域への広域的な流通が重要となります。

逆に堆肥の生産量が少ない地域では、地元の耕種農家に供給することが望めます。

堆肥保管の現況は、耕畜連携を行っている畜産農家は、ほ場へ還元するので余剰がなく、取組のない畜産農家は余剰があるようです。

今後、堆肥舎での管理が困難との御相談があれば、転作における耕畜連携の利活用は基より、堆肥を求められる耕種農家をあっせんするなど、できる限り対応はしていきたいと考えております。

○1番（林田 和君） 是非、強力に御推進いただければと思います。よろしくお願いします。

次に、大きな5点目、し尿処理最終物質についてお尋ねします。小さな1点目、本市のし尿処理最終物質の取組・現状についてお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 本市のし尿・浄化槽汚泥等の処理は、宇城広域連合が管理する環境再生センター（K I R E K A）で水処理を行っております。そこから発生する最終物質がし尿汚泥で、これを化学薬品である脱水助剤を使用し助燃剤として資源化しています。この助燃剤は、宇城クリーンセンターで一般の可燃ごみと混焼する場合の補助燃料として活用しています。

令和6年度の助燃剤の発生量の実績は906.79トンで、この助燃剤を活用したエネルギー発電料は1トン当たり3,489円で、316万3,790円分を発電しているということでございます。

○1番（林田 和君） し尿処理最終物質は、畜産堆肥同様に栄養素を含んでおり、代表的なものは窒素、リン、カリであります。中でも、し尿処理最終物質はリンを多く含んでおり、実物がリンを要求する率が高く、本市における園芸の活用に希望が持てる栄養素と考えられます。大きな4年点目同様に、肥料が高騰する中、し尿処理済み物質の肥料活用ができないかと推測します。こちらの写真が、先ほど言われておりました助燃材になります。こちらの助燃材で大型浄化槽で処理後、沈殿物質を吸着させたものになります。非常に臭いも強く、成分値が高いと推定しております。小さな2点目、3点目の助燃材の有効活用、畜産堆肥と混合させることで農業者への肥料高騰対策の可能性についてお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 助燃剤の有効活用について、宇城広域連合に確認しましたところ、もともと環境再生センターの建設は、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に基づき建設されております。この補助事業の汚泥再生処理センター性能指針では、資源化方式について6つの方式を検討し、維持管理性や経済性を考慮した上で助燃剤化が選定されております。議員御提案の助燃剤の堆肥化でございますが、助燃剤として資源化する場合の性状汚泥の含水率について70%以下にしなければならぬため、その含水率を化学薬品である脱水助剤を使用することで抑制しており

ます。脱水助剤の規格が、ポリエステル系繊維材及び解砕古紙等の成分で形成されていることから、堆肥化等の再生は難しいと伺っております。

○1番（林田 和君） 日立造船、現カナデビア株式会社九州支社水処理部門の下村部長へお尋ねしたところ、現在全国には、し尿処理物質を肥料化する施設もあるとのことでした。しかしながら、本施設は交付金の関係上、交付金償却期間が満了するまでは現形態からの変更は難しいと判断せざるを得ないものです。つきましては、施設償却期間終了後の処理物資の有効活用が、今後農家への活性化につながると私自身考察しております。

次に大きな6点目、有機フッ素化合物についてお尋ねします。現在、松山最終処分場付近において、有機フッ素化合物の基準を超える数値が出ており、私ども地元当尾区住民の不安の声は否めません。4月に住民説明会もあり、浄水器の補助金交付は大変ありがたい、しかし今後どうなるのかという声も頂戴しております。つきましては、現在の取組、現状についてお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 1月に不知火町高良の水源と松山処分場から有機フッ素化合物が検出されたことに伴い、周辺の地下水調査を実施いたしました。松山処分場に係る調査については、周辺の10か所から指針値の50ナノグラムを超過する値が検出されております。

その後の本市の取組として、3月1日に県と広域連合と合同で地元説明会を開催し、処分場検出後の状況の説明や参加者から意見や要望を伺っております。また、超過した世帯への対応として浄水器設置費用の一部を補助する制度を創設し、4月6日に地元説明会で補助制度の内容について説明を行っております。

さらに、県が地下水を飲用に利用する設置者又は管理者を対象に、水質検査補助を制度化しております。その補助制度を活用した水質検査補助金を本議会に上程しております。この制度は、衛生対策の充実と不安解消を目的としております。また、補助の内容は、検査費用の2分の1、上限が3万円となっております。

○1番（林田 和君） 写真の方をご覧いただきたいのですが、有機フッ素化合物の国が定める水質管理基準は1リッター50ナノグラムとなっております。これは体重50キロの方の安全数値となります。しかしながら、生後すぐの赤ちゃんであれば約5キロぐらいということになりますので、その体重より読み解くと500ナノグラムというふうになってくるかと思えます。逆に体重の大きい方ですと、100キロの方ですと25ナノグラムと読み解くこともできます。この数値は高くなるにつれて、仮に体重50キロの方が200ナノグラムのときだった場合は、赤ちゃんの場合も濃度が高くなっていくという現状が、この図からも見受けられるのではないかというふうに考えております。安全で安心できるまちづくりの観点からも、濃度

が高い場所への再調査の有無についてお尋ねいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 今回のPFASに係る水質検査は、県により実施されております。

指針値を超過した井戸の再調査については、先日県に確認しましたところ、1年後に調査することを検討する旨の連絡を受けております。

これまで2回地元説明会を実施いたしましたが、説明会でも今後の調査について質問が出されております。指針値を超過した世帯及び周辺の住民の方は、非常に不安に思われていますので、再調査ができるよう、県に協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

○1番（林田 和君） 是非再調査のほどよろしくお願ひいたします。

最後に大きな7点目、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金についてお尋ねします。里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金は、地域住民や森林所有者等による里山林の整備と利用を直接的に支援する交付金です。交付金の対象となる里山林は、主に集落の近くに立地し、かつての農用林や薪炭林のように、人々の暮らしと密接な関係を持つ森林であって、整備の遅れや放置などによる問題を抱えている森林となります。本制度につき、本市の現状と取組についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 一般的には、まだなじみが薄い制度でございます。

本制度は、山村地域の過疎化・高齢化により、管理の行き届かなくなった集落周辺の里山林について、その所有者や地域住民等で構成された活動組織が行う里山林の有する土砂災害防止や水源涵養などの多面的機能を発揮させるための保全活動、あるいは山村地域の活性化に資する取組に対し、国が支援をする制度であります。

平成25年度に創設された制度で、事業の申請窓口は熊本県森林組合連合会内にあります熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会が担っており、これまで本市では、令和元年度と令和3年度にそれぞれ1件の事業が採択されています。

○1番（林田 和君） 本制度を活用して、南荻尾区より申出がございします。本制度の早急な取組は可能かお尋ねさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 当該交付金の交付を受けるには、地域住民等による活動組織の設立や対象森林に対する条件など、複数の採択要件がございしますが、これまでの採択状況を見ますと、要件を満たした活動組織が全て該当するとは限らず、活動の実効性、対象地の荒廃度などを評価し、評価点の高い活動組織が優先され採択を受けられる仕組みになっているようです。

御指摘のとおり、評価項目の1つに、市町村による上乗せ補助の有無がございします。

本市においては、制度の趣旨である里山林の健全な保全の重要性は十分認識して

おりますが、活動の取組がこれまで極端に少ないこと、また、その活動範囲がごく限定的であったことから、これまで上乘せ補助を行ってはおりません。

ただ、今後制度が広く浸透し、地域一体の取組を促すためにも、支援の必要性は感じております。

○1 番（林田 和君） 南萩尾区からの申出もごさいます。是非早急な御検討のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、林田和君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、大村悟君の発言を許します。

○14番（大村 悟君） おはようございます。議席番号14番、会派暁の大村悟でございます。令和7年度となり、早2か月半が過ぎたところでありますが、その間、末松市長自らも含め、人権課題に対する市を挙げての研修への取組を意欲的に進めていただいている状況をテレビニュースや新聞記事等で知り、熱意を感じ、高く評価をしているところであります。と同時に、私自身も議員の一人、市民の一人として、自らの人権意識をさらに高めていかなければならないと再確認もさせていただいております。

それでは、議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容、大きくは4点につきまして質問をさせていただきます。1つ目は、人口減少抑制のための施策について、2つ目は、高齢化社会への適切な対応について。3つ目は、子どもの平日休み導入について、4つ目は、前市長公約事業、論語指導とフッ化物洗口の検証と今後についてであります。

まず、大きな1つ目の質問です。人口減少抑制のための施策についてであります。3月議会の市長の所信表明で、「この4年間で取り組む最も重要なテーマは人口減少対策です。大変難しいテーマではありますが、将来の宇城市を見据え、誠心誠意取り組んでまいります」と力強く述べられました。さらには本議会冒頭、6月9日の施政方針演説でも、「人口減少対策については、着実に準備を進めており、効果的な政策を生み出せるよう各部署の目標に設定した」と述べられました。このように、この人口減少対策については、市長の所信表明や施政方針でも触れられた内容

でもあり、市民みんなが期待をし大きな関心を持って見ている内容であると思いますので、前回は複数の議員がお尋ねされているのは十分承知はしておりますが、今回もあえてお尋ねさせていただきます。宇城市の人口減少がどのくらい進んでいるのかを知るために、まず小さな1点目、合併後の人口推移状況についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 5町合併以降の宇城市全体の住民基本台帳上の人口推移につきましては、合併当初の平成17年1月15日時点においては64,366人、10年後の平成27年1月31日時点が61,372人、そして20年後の令和7年1月31日時点が56,259人で推移しています。直近の本年5月31日時点の人口は55,949人となっており、合併当初の人口と比較すると8,417人の減少となっています。

○14番（大村 悟君） 市全体の人口の動きを合併時から10年ごとに区切ってお答えいただきました。それによりますと、最終的には合併時から直近の先月末までで8,417人の減少があったということであり、合併時からの人口減少の状況が把握できました。そこで、人口減少に歯止めをかけようとこれまでも取り組まれてきた事業があるかと思いますが、過去の施策の検証という意味で小さな2つ目の質問に入ります。人口減少抑制のための主なこれまでの具体的な施策と成果や課題についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 人口減少対策の切り口として、いくつかの観点から市の事業を御説明いたします。

はじめに、結婚につながる機会創出の観点として、こどもセンター主催での婚活イベントや、新婚世帯に対して住居費用の一部を補助する結婚新生活支援事業補助金事業を実施しています。加えて、宇城広域連合主催の婚活イベントや相談会などについては、広報面での支援を行っています。

次に、子育てしやすい環境整備の観点として、県内14市で初となる小中学校給食費の無料化事業をはじめ、保育園副食費の無償化事業、第3子以降の保育料無料化事業、18歳以下の子ども医療費の助成などに取り組んでいます。

人口流出を防ぐ観点、また移住しやすい環境を整備する観点からは、移住・定住の説明会などのイベントの実施や空き家・空き地バンクの運用、空き家改修補助金事業や企業誘致による雇用の創出に取り組んでいます。

中でも、人口流出抑制や移住・定住における成果として、本市の人口動態としては、毎年数百人が減少している中、10月1日を基準日として直近10年内を比較すると、令和2年までは毎年100人から200人程度の社会減だったものが、令和3年以降は社会増若しくは40人程度の社会減に抑えることができております。

実際、空き家を改修する際に市が改修費用の一部を補助する空き家改修補助金を利用した方のうち、市外からの転入は、令和元年度から昨年度までの合計で37世帯53人であり、また、令和6年に実施した、市外から転入し、かつ住宅を新築した方に取得費用の一部を補助する子育て世帯定住促進事業補助金を利用した方は、4世帯17人となります。

一方で、課題として過去5年以内の人口動態が社会増だけではなく、社会減の期間があること、また、社会増では賄えないほどの自然減となっていることが大きな課題と認識しております。

○14番（大村 悟君） これまでの人口減少対策事業を4つの観点から整理してお答えをいただきました。時間を取りますが具体例を繰り返します。結婚につながる機会創出の観点から、こどもセンター主催での婚活イベント、新婚世帯に対しての住居費用の一部を補助する事業。子育てしやすい環境整備の観点からは、県内14市で初となる小中学校給食費の無料化事業、保育園副食費の無償化事業、第3子以降の保育料無料化事業、18歳以下の子ども医療費の助成。人口流出を防ぐ観点、また移住しやすい環境を整備する観点から、移住・定住の説明会などのイベントの実施、空き家・空き地バンクの運用、空き家改修補助金事業などを紹介いただきましたが、このように整理して紹介していただくことによって、たくさんの人口減少対策事業に取り組んでいただいているということが分かりました。その成果として、毎年数百人が減少している中、直近10年内を比較すると、令和2年までは毎年100人から200人程度の社会減だったものが、令和3年以降は社会増若しくは40人ほどの社会減に抑えることができているということでもあります。この状況がさらに好転していきますように、引き続いての事業継続もお願いしておきます。

次に、小さな3つ目の質問に入ります。先ほども触れましたが、市長の施政方針演説では、人口減少対策については着実に準備は進めているとのことですが、人口減抑制のために既に思い描いておられる本年度以降の新たな施策についてお尋ねをいたします。

○市長（末松直洋君） 人口減少は全国的にも大きな課題であり、本市でも最重要課題の1つと認識しております。

そのため、大きな目標として、宅地開発による定住人口の増加を目指します。併せて、働く場所としての企業誘致に必要な産業用地の確保に引き続き取り組んでまいります。

具体的な施策については、現在、ハウスメーカーや広告機関などの関係各所へのヒアリング等により、新たな戦略を研究している最中です。本市がターゲットとすべき年齢層や所得層、居住エリアが何なのか、そのターゲットに向けて有効な施策

は何なのかといった分析を行うことで、今まで以上に効果的な施策が実施できると考えています。

また、事業を展開する上では民間の力が欠かせないことから、各事業者の戦略や利益と一致させることで、市にとっても民間事業者にとっても実利が生まれることとなり、より効果的で効率的な事業展開を目指します。

就任以降、部局を横断する組織として、土地利用・まちづくり庁内チームを発足させました。このチームは、それぞれの所管部署が集うことで土地開発における諸条件を整理し、開発地域を選定することを目的として、土地利用に特化して今後動いていくものと認識しております。

現状で申し上げられる具体的な動きは以上であります。庁外へのヒアリングによる市場分析と戦略の形成、そして庁内で土地利用を動かすチームを両輪として、今後、新たな施策を順次提案させていただきます。

○14番（大村 悟君） 大きな目標ということで、宅地開発による定住人口の増加、働く場所としての企業誘致に必要な産業用地の確保を挙げていただきました。具体的な施策については、現在、ハウスメーカーや広告機関などの関係各所へのヒアリング等により、新たな戦略を研究している最中ということで、着実に具体的な事業の展開に向けて進んでいると受け止め、安心をいたしました。

大きな2つ目の質問に入ります。高齢化社会への適切な対応についてであります。周りから得る情報から判断して、高齢化社会が加速度的に進んでいると感じております。市の対応がその速さに追いついているのかについて確認するためにお尋ねをさせていただきます。小さな1つ目は、高齢者数、免許証返納者数、認知症発症者数の推移についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 内閣府が公表しました令和7年版の高齢社会白書によると、令和6年10月1日での日本の総人口は1億2,380万人、うち65歳以上人口は3,624万人で、高齢化率は29.3%となっています。

本市の令和6年度末総人口56,006人のうち、65歳以上の高齢者数は19,829人で、高齢化率は35.4%となっており、全国平均よりも早く高齢化が進行しております。

また、昨年調査しました独居高齢者世帯数は5,086世帯であり、高齢者の約4人に1人が一人暮らしをされているような状況です。

このような中、高齢ドライバーによるアクセルの踏み間違いなどの交通事故は、報道等で数多く取り上げられており大きな社会問題となっています。

自動車運転免許証を自発的に返納される高齢者について、本市のみの人数を把握することは難しいのですが、警察庁が公表している65歳以上高齢者で令和6年中

に自動車運転免許証返納された方は、熊本県で4,972人とのことで、免許所持者数に対する割合では、熊本県は全国的に低い返納率であると言われています。

都市部との比較で公共交通機関網が発達していない地方都市においては、移動手段が主に自動車であり、運転免許証の返納が不便な日常生活につながるとの認識から、運転免許証の返納にちゅうちょされている人が多いというふうに考えられます。

また、一般的ではございますが、高齢化が顕著に進行することにより認知症を発症する高齢者も多くなっていきます。

本市の要介護認定調査時に必要な主治医意見書において、家庭外で日常生活に支障を来すような認知症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られ、誰かが注意していれば自立できるとされる日常生活自立度Ⅱa以上の対象者は、令和元年度では2,889人でしたが、令和6年度で3,005人と5年間で119人増加しております。

一般的に、認知症の症状は75歳を過ぎると急激に増加すると言われています。本年、令和7年は団塊の世代全ての人が75歳以上の後期高齢者になるなど、高齢化社会の進展とともに、認知症発症者数も増加することが予想されております。

○14番（大村 悟君） 令和6年度末の高齢者ということでお答えいただきましたが、宇城市の総人口56,006人のうちに、65歳以上の高齢者数は19,829人で、高齢化率は35.4%、全国平均よりも早いペースで高齢化が進んでいるということが分かりました。さらに、令和6年に調査した独居高齢者世帯数は5,086世帯で、高齢者に占める割合は25.4%、実に高齢者4人に1人が一人暮らしをされている状況も見えてまいりました。免許証返納者については、市の数値を把握することは難しいようですが、県の数値等から市においても年々返納者数が増えているのは推測できるところであります。

そこで、独居高齢者世帯が増え、免許証返納者が増えていけば、普段の買い物等に困る家庭がたくさん出てくるのではないかと心配するところであります。よって、小さな2つ目として、交通弱者や買い物弱者への対応についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） まず、公共交通に関する整備状況についてお答えします。

本市では、鉄道、路線バス、タクシー及び乗合タクシーにより公共交通網が形成されています。これらの手段について、地域の特性に即した効率的な形での提供を図るため、本市では地域公共交通計画を策定しています。

この計画の中で、鉄道駅から800メートル圏外、又はバス停から300メートル圏外の区域を交通空白地として位置付けており、この区域に該当する行政区には随時、乗合タクシーの導入について働き掛けを行っているところです。現在、三

角・長崎・小野部田・海東の4つのエリアにおいて乗合タクシーを運行しており、公共施設や医療機関、商業施設等への移動手段として、交通弱者や高齢者の方々を中心に御利用いただいているところです。

今後、地域の高齢化率の高まりや免許証返納者数の増加が見込まれることから、地域の特性に最適な公共交通サービスの維持・拡充に向けて、行政区等へのヒアリングによりニーズを把握するとともに、交通事業者に対しては供給力の維持に向けて協議を重ねてまいります。

○福祉部長（岩井 智君） 買い物弱者対策についてお答えします。

自動車運転免許証を返納された高齢者や親族等による支援を受けることができない高齢世帯、特に過疎地域の高齢世帯にとって、地元小売店の廃業や既存商店街の衰退等により、食料品や日用品などの買い物は大きな課題であると認識しております。

本市では、要支援1・2の介護認定を受けられた方やそれに準ずる方を対象として、介護保険事業の地域支援事業中の訪問型サービス事業として安心生活サポート事業を行っており、宇城市社会福祉協議会にこの事業を委託しております。

本事業は、買い物をはじめ日常のごみ出しなどの困り事を抱える利用者と、登録された有償ボランティアである協力会員とのマッチングによりサービスを提供する事業です。令和6年度の実績では、利用登録者数が60人、協力会員数が59人で、1,943回の活動回数となっており、今後もニーズの増加が見込まれることから、協力会員の養成と確保に現在努めているところでございます。

また、移動販売を行う業者などを旧町ごとに調査・整理し、地域資源として紙媒体や情報データなどで活用していただくなど、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る目的で生活支援体制整備事業を行っております。

この事業も宇城市社会福祉協議会に委託しており、買い物資源情報は、熊本県立小川工業高等学校の御協力により、社会福祉協議会のホームページ上に地域資源の情報などを掲載したシステムを令和6年度から運用しており、令和6年度の閲覧実績は653回でございました。

このシステムは、食料品や日用品の買い物に不自由を感じられている方に、分かりやすく情報提供する内容となっており、今後も最新の情報を都度更新し提供することにより、住み慣れた地域で安心して生活を送るための一助になると考えております。

○14番（大村 悟君） たくさん言っていただきましたが、一部繰り返しをさせていただきます。訪問型サービス事業として、安心生活サポート事業を紹介していただきました。買い物をはじめ日常のごみ出しなどの困り事にもサービスを提供する事

業で、昨年度の実績は1,943回の活動回数であったということでもあります。また、昨年度より社会福祉協議会のホームページに買い物資源情報があり、昨年度の閲覧実績は653回だったということでもあります。先日、このことを教えていただきましたので、早速ホームページを確かめてみましたが、既に閲覧数は1,596回と大きく伸びておりました。宇城市の便利帳という場所がありますので、そこをクリックして、さらに町名をクリックすると、店舗や移動販売の情報が出てまいります。それを確認していきますと、例えば移動販売では、自宅まで届けますというような各お店の情報が見えてまいりました。これらの安心生活サポート事業や社会福祉協議会のホームページ等の紹介が各家庭に確実に行き届き、利用者がさらに増えますようにあらゆる機会での周知をよろしくお願いいたします。

先ほど、認知症発症者数についてもお尋ねをさせていただきましたが、認知症状は75歳を過ぎると急激に増加すると言われており、団塊の世代全てが本年度は後期高齢者となるなど、高齢化社会の進展とともに認知症発症者も増加することが予想されるということでありました。危機感を持って対応していかなければならないと思うわけですが、小さな3つ目として、認知症対策についてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市で取り組んでいる認知症対策について、少々長くなるかもしれませんがお答えいたします。

認知症対策は全国的にも大きな課題があり、地域社会全体で取り組むべき問題であると認識しております。

近年、認知症患者数は増加傾向にあり、国の試算では団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者となる本年中には、約700万人に達すると予測されております。このような状況を踏まえ、本市では令和6年度から令和8年度までを計画期間とする高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、様々な施策を展開しております。

まず、認知症予防と市民への啓発に関する取組として、地域住民に対し認知症に対する正しい知識と理解を広げるために、平成21年度から認知症サポーター養成講座を開催しております。これまで延べ9,920人の方が受講され、令和6年度は11講座に257人の方が受講され、認知症に関し正しい知識を習得していただいております。

さらには企業等団体に対しては、見守りネットワーク企業として地域での見守り活動や市内7か所に設置する認知症カフェの運営、またアクティブサポーターとして地域の認知症予防・支援等の活動をお願いしています。

その他、認知症当事者やその家族、医師、関係者等を講師としてお招きし、多く

の市民に認知症に対する理解を深めていただくイベントである、認知症市民フォーラム in うきを平成20年度から継続して開催しており、令和6年度は250人の方の参加がございました。

今後も、認知症の人やその家族への支援体制の構築と、認知症について正しく理解していただく取組を粘り強く継続してまいります。

次に、認知症行方不明者の発生防止と、発生した場合に早期の発見につなげる取組として、本市では認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を行っております。

認知症の行方不明者の発生件数が増加し、全国的な社会問題となっており、警察庁の発表では、令和6年に全国の警察などに届出があった認知症と思われる行方不明者数は18,121人と、高い水準で推移しております。

認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業は、市内に居住する65歳以上の高齢者等で、認知症により行方不明となるおそれがある人を対象とし、家族等により氏名、直近の写真、身体的特徴、本人がよく通っていた場所や実家などの情報を登録していただきます。

この情報を警察署や地域包括支援センター等と共有し、平常時の見守りとともに、行方不明になった際には、関係機関との連携により早期発見・保護を図る事業であり、現在40人の方が登録をされております。近年の後期高齢者の増加や独居高齢者の増加に伴い、対象とすべき認知症高齢者も増加傾向にあることから、地域包括支援センターや担当ケアマネージャーからの情報収集に努め、認知症高齢者及びその御家族の安心・安全のために取組を進めているところでございます。

その他、認知症をはじめ、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方に対し、法律的に支援する成年後見制度の利用促進に関しては、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4期宇城市地域福祉計画・地域福祉活動計画中に成年後見制度利用促進基本計画を盛り込むなど、認知症高齢者等やその御家族に対する支援事業を計画的に推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して事業展開を行っております。

- 14番（大村 悟君） 宇城市では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げ、様々な施策を展開しているということで、認知症サポーター養成講座、認知症市民フォーラム in うき、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業等を紹介していただきました。特に、SOSネットワーク事業は、行方不明になった場合の早期発見・保護を図る事業であり、現在40人が登録されているとのことでもあります。近所でも例があり、今後、認知症

の方が外出先から帰宅困難となられるということも増えていくものと推測し、心配をしております。

再質問をさせていただきます。新聞記事によりますと、合志市は、認知症の高齢者が行方不明になった場合に備え、家族が発見者や行政と情報共有できるサービスを提供しているとのことであります。対象者の衣服などに貼ったシールのQRコードを発見者がスマートフォンのカメラで読み取ると、家族と連絡が取り合える仕組みであるとのことであります。今後の対応として、QRコード等の活用はないのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） QRコードを利用した認知症行方不明者の早期発見・保護については、令和6年第4回定例会において河野正明議員から御質問があり、現在導入に向けた検討を行っております。熊本県内におきましては、合志市をはじめ、複数の自治体で導入がなされております。事業内容に多少の違いがございますので、先行自治体の事例を検証し、導入を目指してまいります。

○14番（大村 悟君） 2次元コードを利用した認知症行方不明者の早期発見・保護については、現在導入に向けた検討を行っており、先行自治体の事例を検証して、導入を目指すということでございました。関連してありますが、全国的には位置情報を取得できる衛星利用測位システム（GPS）などの活用が早期発見・保護につながったケースもあり、昨年GPSなどを介して発見した行方不明者は111人で、全員が生存しておられたとの情報も目にしました。2次元コードに限定せず、GPS等も含めて検討いただき、できるだけ早めの導入ができますように要望をしておきます。

大きな3つ目の質問は、子どもの平日休み導入についてであります。昨年度の試行を経て、県が制度として本年度から導入したということではありますが、まず小さな1つ目は、県教委が制度として導入した、くまなびの日とはどんな制度なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（舩井貴男君） くまなびの日につきましては、熊本県教育委員会が教育の出発点である家庭において、子ども一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子どもと家族と一緒に休める環境を整備することを目的として、令和7年度に制度化されております。また、くまなびの日は「くまもと」と「まなび」を組み合わせた熊本県発の新しい学び方となっております。

内容としましては、年度において3日以内、子どもが保護者等とともに、校外で世界遺産の見学、国際イベントへの参加、スポーツ試合観戦、田植えなどの農業体験、コンサートなど演奏会鑑賞など体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含め

ないものとして取り扱われることとなっております。また、くまなびの日を取得するには、原則取得日の7日前までに届出が必要であり、くまなびの日を取得した日については、自習で対応することとされています。

令和6年度4月から12月において、試行期間として、全ての県立学校及び市町村では御船町、西原村などがくまなびの日を試行されています。

県立学校において取得した児童生徒は668人、取得日数は延べ954日に上り、また、様々な体験活動が行われ、多様な学びの機会につながったとの報告がなされています。

評価する意見としては、「家族で有意義な時間を過ごすことができた」、「学校では学ぶことができない体験的な学習ができた」、「教職員の負担軽減につながった」などが挙げられ、改善を求める意見としては、「児童生徒や保護者への周知が進んでない」、「安易に学校を休めるイメージが先行しないか懸念される」、「体験格差が生じることが懸念される」など、成果や課題等への対応を踏まえ、本年度より全ての県立学校で本格的に実施されているところです。

○14番（大村 悟君） 各年度3日以内、子どもが保護者とともに体験的な学習活動を行うとき、休んでも欠席日数に含めないものとして取り扱われる制度であり、取得するには7日前までに届出が必要であり、取得した日の学習については自習で対応するというものであります。情報によりますと、天草市や高森町など県内16市町村の小中学校や義務教育学校も、本年度中の導入を予定しているとのことですが、次の小さな2つ目の質問は、県下他自治体の導入状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（舩井貴男君） くまなびの日を実施している県内自治体の状況につきましては、本年度4月から実施している市町村が、天草市、上天草市、和水町、西原村、御船町、錦町、湯前町、山江村、苓北町の9市町村、本年度中実施を予定しているのが、人吉市、山鹿市、高森町、あさぎり町、水上村、相良村、五木村の7市町村であり、合わせますと16市町村が参加されている状況であります。

○14番（大村 悟君） 本年度4月から実施している市町村が9市町村、本年度中に実施を予定している市町村が7市町村であって、合計16市町村が参加されているということでもあります。県教育委員会は、本市を含め、未参加の市町村には、これまでの成果や課題を共有しながら、引き続き制度への参加を促しているとのことでもあります。

そこで、次の小さな3つ目の質問ですが、導入に対する宇城市の考えをお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 本市としましても、社会を取り巻く環境や家庭環境の変化に

伴いまして、子どもと保護者等が触れ合う時間、この環境を整えていくことは大変重要だというふうに考えております。

このような中に、市内の小中学校では、本市独自の取組としまして、親子での触れ合いの時間確保、そして教職員の働き方改革等を考慮しまして、10月の第2月曜日、これは祝日のスポーツの日に当たりますけれども、この日の翌日及び翌々日の2日間を秋の休業日としまして設定しているところであります。本年度は10月11日土曜日から15日火曜日まで、要するに5日間の連休となっております。

児童生徒及び保護者からは、「秋休み中は、家族で過ごす時間や旅行など計画的な活動ができる」といった声も多く寄せられておりまして、こういった点を踏まえまして、くまなびの日の導入については慎重にならざるを得ない状況でございます。

今後も、児童生徒や保護者の皆様から寄せられる御意見や教育現場の実情を丁寧に把握しながら、多角的な視点から最適な教育施策を検討してまいりたいと考えております。

また、様々な事例を参考に、各学校における柔軟な学校運営の在り方について、引き続き調査研究を進めてまいります。

- 14番（大村 悟君） 宇城市においては、10月のスポーツの日の翌日と翌々日の2日間を秋休みとしており、児童生徒や保護者から、「秋休み中は、家族で過ごす時間や旅行など計画的な活動ができる」といった声も多く寄せられているので、くまなびの日の導入には慎重にならざるを得ないということでもありました。秋休みの使い方が、家族によってはくまなびの日の趣旨を合致しているところもあると感じましたが、そういう点から考えると、市の現時点での判断も理解できるところであります。今後につきましては、当然県からは制度への参加を促されると思いますので、例えば、秋休みを3日に増やし、宇城版の秋休みを兼ねたくまなびの日として位置付けるのも1つの検討材料ではないかと考えました。いずれにしましても、学校、保護者、児童生徒等の意向調査等もしながら、将来に向けた対応を検討していったほしいと思います。

最後の大きな4つ目の質問は、前市長公約事業の検証と今後についてであります。論語指導とフッ化物洗口は、前市長の公約で始められた事業というふうに私は認識しております。市長も新しく変わられたので、区切りとしてこれまでの検証をし、今後の方向性を検討すべき時期だと思っております。

そこで、小さな1つ目は、論語指導の現状と成果や課題についてお尋ねをいたします。

- 教育部長（舩井貴男君） 本市の論語指導といたしまして、平成25年第1回市議会定例会における守田前市長の所信表明に基づき、論語・日本語教育を推進しており

ます。

平成25年度に、児童生徒の豊かな人間性の育成や学力向上などを目的として、宇城市内の教職員を中心にプロジェクトを立ち上げ、平成26年度に論語テキストを作成し、以降、毎年度小中学校に配布しております。

テキストの作成に当たっては、論語、古典文学、近代文学から教材を厳選し編さんしております。学校では、朝自習や業間活動、授業の補助教材として、また家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用されています。

論語・日本語教育は、児童生徒の知識や知恵、語彙力の向上や日本文化の理解に寄与するものであると考えていますので、これまでどおり継続し、児童生徒の論語に対する興味・関心の質の向上を図ってまいります。

- 14番（大村 悟君） 論語テキストの作成には教育審議員時代に関わらせていただきましたが、今の答弁を聞きながら、何度も開かれたテキスト作成会議の当時の様子を思い出し、懐かしくも思ったところでもあります。現状としては、そのテキストが学校では朝自習や業間活動、授業の補助教材として、また家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用されているとのことでもあります。このテキストを用いた論語・日本語教育は、児童生徒の知識や知恵、語彙力の向上や日本文化の理解に寄与するものであると考えているともお答えいただきました。

次に、小さな2つ目の質問は、フッ化物洗口の現状と成果や課題についてお尋ねいたします。

- 保健衛生部長（元田智士君） 宇城市におけますフッ化物洗口の取組は、前市長の公約の1つとして掲げられた背景があり、これを受け、平成26年10月より小学校、平成27年10月より中学校において順次実施されてまいりました。乳幼児期においては、健診時の歯科相談やフッ化物塗布を継続し、また、4歳児・5歳児を対象としたフッ化物洗口を保育園・認定こども園等で引き続き実施しております。

この取組の効果については、平成28年度と令和5年度のデータを比較することで一定の成果が見られます。5歳児のむし歯保有率は45.54%から34.01%へ、8歳児では11.76%から6.33%へ、13歳児では42.38%から23.38%へとそれぞれ減少しており、特に乳歯から永久歯に生え変わる時期にある8歳と13歳では、熊本県全体の平均を下回る良好な結果が得られております。

これは、小中学校での継続的なフッ化物洗口の取組が、科学的根拠に基づいたむし歯予防策として一定の成果を上げていることを示すものと考えております。

一方で、課題もございます。フッ化物洗口に関する保護者の理解の促進、安全性への配慮、対象施設における管理体制の強化など、今後も着実に対応していく必要があります。現在は、各保育教育施設で、濃度や使用方法に関して国のガイドライ

ンに準拠し、安全性が確保された上で実施しており、健康被害等の報告はございません。

むし歯予防は、ブラッシング、食生活そしてフッ化物応用の三位一体の取組によって効果が高まるものです。今後も、これまでの取組の成果と課題を丁寧に検証し、子どもたちの口腔の健康と健やかな成長を支える保健施策の充実に努めてまいります。

○14番（大村 悟君） 平成26年10月より小学校で、平成27年10月より中学校で実施、取組の効果については、平成28年度と令和5年度のデータを比較していただきました。それによると、8歳児ではむし歯保有率が11.76%から6.33%へ、13歳児では42.38%から23.38%へと、それぞれむし歯保有率が減少しているとのことでありました。県平均と比べましても、先ほどの8歳児では6.33%に下がったが、平均は10.2%ということであります。13歳児では23.38%に下がりましたが、県は27.76%と、県を大幅に下回る良好な結果であったということであり、小中学校での継続的なフッ化物洗口の取組が科学的根拠に基づいたむし歯予防策として、一定の効果を上げているとの総括の言葉もありました。

そこで、今日最後のお尋ねになります。小さな3つ目の質問です。論語指導とフッ化物洗口の今後の取組についてお尋ねをいたします。

○市長（末松直洋君） まずは、論語指導についてお答えさせていただきます。

市では、次代を担う子どもたちの豊かな感性と人間性を育てることを願い、論語・日本語の素読・音読教育を推進しておりますが、それぞれの学校で意欲的に取り組んでいただいていると聞いております。

先ほど教育部長が答弁しましたとおり、論語テキストが学校や御家庭で広く活用されますことは、日本古典文化への深い理解と愛着形成につながる重要な教育活動であると捉えております。

今後とも、学校と連携しながら推進してまいります。

次に、フッ化物洗口についてお答えいたします。

本市では、これまで保育園や小中学校におけるフッ化物洗口を通じて、子どもたちのむし歯予防に取り組んでまいりました。

保健衛生部長が答弁したとおり、その成果は数値にも表れ、それぞれ顕著な減少を示しております。

私といたしましても、未来を担う子どもたちの健康を守ることは、地域の未来を守ることにそのものであると考えております。

今後も、保護者の皆様の理解を深めながら、学校や保育施設、医療関係者と連携

し、科学的根拠に基づいた安全で効果的なフッ化物洗口を引き続き推進してまいります。

○14番（大村 悟君） 論語指導につきましては、論語テキストが学校や家庭で広く活用されることは、日本古典文化への深い理解と愛着形成につながる重要な教育活動であると捉え、今後とも学校と連携しながら推進するということでありました。フッ化物洗口につきましても、その成果は数値にも表れ、それぞれ顕著な減少を示しており、今後も、保護者の理解を深めながら、学校や保育施設、医療関係者と連携し、科学的根拠に基づいた安全で効果的なフッ化物洗口を引き続き推進していくとの回答をいただきました。

以上、今日は大きくは4項目質問をさせていただきました。御答弁いただきました内容につきましては、そのとおりに事が進んでまいりますように、また、かなりありましたが、私がお願いしますとして要望しました項目につきましては、是非検討をしていただきますように再度最後をお願いをして、今日の私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、四海公貴君の発言を許します。

○4番（四海公貴君） 皆様、こんにちは。議席番号4番、会派暁の四海公貴でございます。ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、3月定例会におきまして私自身のインフルエンザ罹患のため、一部議会を欠席しましたことを市民の皆様をはじめ、議員の皆様、執行部の皆様へ大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。新型コロナウイルス感染症がまん延したときにも罹患しなかったのですが、なぜ、今インフルエンザに罹患したのかと療養期間中は猛省するばかりでした。今後もしっかりと自己管理をしていきたいと思えます。また、末松市長、大村議員、津志田議員、林田議員、御当選おめでとうございます。これから宇城市発展のために共に頑張っていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告に従い、質問いたします。全国的に児童や障がい者、高齢者など、様々な虐待事案がまだまだなくなっておりません。件数だけを見ると増えている分

野もあります。それぞれ事情があり、発生した背景や場面など、個別に詳細な分析が必要だと考えています。虐待発生0件に向けて分析、対応策の重要性を感じます。まず大項目1の小項目（1）、市内の虐待発生事案の種別・件数について御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の福祉施設における虐待の種別及び件数についてお答えいたします。

本市所在の福祉施設は、就学前の子どもに対しては保育園や認定こども園、障がいをお持ちの方に対しては障がい者福祉施設、高齢者に対しては高齢者福祉施設などが該当します。

このうち、令和6年度中に市が虐待案件として確認した事案は、高齢者福祉施設のみでした。

高齢者福祉施設等における虐待事案は、ここ数年で増加傾向にあります。厚生労働省が公表している令和5年度の熊本県内の養介護施設従事者等による虐待疑いとして相談・通報された件数は、前年から11件増の86件で、そのうち虐待と判断された件数は42件となっております。

虐待発生施設の形態としては、有料老人ホームがもっとも多く、次いで特別養護老人ホーム、介護老人保健施設においても多く発生している状況です。

令和5年度に本市の高齢者施設等で発生し、調査の結果、虐待と認定した件数は2件で、いずれも有料老人ホームにおいて発生しております。

令和6年度に市及び県又は宇城市社会福祉協議会等に情報提供があり、調査を実施し、虐待と認定した事案は4件で、そのうちの3件は有料老人ホームにおいて発生しております。

ここ数年の虐待と認定した内容としては、入所者の行動を制限する身体拘束などの身体的虐待が最も多く、その他、入所者に対して侮辱的な発言等を行う心理的虐待、適正な介護を行わない世話の放棄・放任などを確認しております。

○4番（四海公貴君） 宇城市内では4件、そのうち3件が有料老人ホームということですが、多いか少ないのかという議論もあるかと思いますが、この問題は多い少ないではなく、発生しないということが重要であり、それが当たり前になる環境整備が大変重要ではないかと捉えています。常にその対策の必要性を感じます。

それでは、小項目（2）の虐待案件が発生している原因について、市はどのように分析しているのかを質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の高齢者福祉サービス事業所で発生した虐待案件の発生要因は、サービス従事者としての倫理観の欠如及び知識不足であると捉えており

ます。

厚生労働省は、高齢者の人権擁護と虐待の発生・再発を防止する観点から、令和6年4月から全ての介護保険サービス事業者に対して、高齢者虐待防止の推進が完全義務化され、4つの項目を示しております。まず1点目、定期的な虐待防止委員会の開催、2点目、虐待防止のための指針の整備、3点目として、定期的な研修の実施、4点目、虐待防止担当者を選任すること、この4点がサービス事業所の運営基準に追加がなされています。

これら4つの取組のうち、1つでも未実施の項目があれば、介護保険の基本報酬が減算される仕組みとなっています。

一方、有料老人ホームについては、昨年末に有料老人ホームの設置運営標準指導指針に規定されました高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく事項の遵守について、要請がなされております。

これらの施策により、今後は施設等において従事職員等に対する虐待防止研修の実施等による知識の浸透が図られ、結果として虐待事案が減少していくものと考えております。

なお、本市における通報内容や虐待の発生状況を調査した結果、職場の環境が与える従事職員への過度のストレスが虐待を発生させた要因と推測される事案も数件確認しております。

昨今の高齢者福祉サービス現場の課題としては、少子高齢化によりサービス従事者の人手不足は深刻であり、労働人口の減少と高齢化による高齢者福祉サービスのニーズ増加により、その深刻度は他業種を上回っていると言われております。

また、高齢者福祉サービス従事職員は、一般的ではございますが給与水準が低めで、人間関係のストレスが大きく、身体への負担が大きいと言われていることなども人手不足となっている原因であると捉えており、これら複合的な要素が絡み合い、高齢者福祉サービス従事者が精神的に不安定となり、虐待につながる1つの要因であると分析しております。

- 4番（四海公貴君） サービス事業者として倫理観の欠如及び知識不足、さらに掘り下げると働く環境が与える職員への過度のストレスが虐待を発生させた。また、サービス従事者の人手不足、そして給与水準が低め、人間関係のストレス、身体への負担など複合的な要因で、高齢者福祉サービス従事者が精神的に不安定になることが原因ではないかと分析されていると理解いたしました。様々な制度で虐待発生防止に向けた取組がされているものの、また従事者も虐待は絶対にしてはいけないという理解はされていると思いますが、おそらく現場の瞬間瞬間で自身の理性が保てなくなる状況にあるものだとも思います。宇城市の高齢人口は、本年から減少に転

じると予測されていますが、高齢者の中で後期高齢者人口の割合が増加してきます。これは、現在よりも介護度が必要になる方々が多くなるということを意味していると考えています。ハローワーク宇城の有効求人倍率は、令和7年4月の統計で、医療・介護・福祉系で平均倍率の2倍から3倍で推移しています。近年、常に高値で推移しています。また更なる少子化や大都市への転居などによる生産人口年齢の減少により、今後も恒久的な人材不足が考えられます。各事業所では、人材確保や人材育成には力を入れておられますが、果たして各事業所の努力のみでこの人材不足や人材育成を乗り越えていけるものなのか、疑問符が付くところです。

小項目（3）の人材確保や人材育成について、今後、市としてどのように取り組んでいかれるかを御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和7年には、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となることから、医療・介護のニーズは、今後飛躍的に増加していくことが予測されております。

また、令和7年から令和22年にかけては、高齢者人口自体は大きく増加しないものの、85歳以上の一般的に介護ニーズが高い高齢者の割合が増加し、対して介護の担い手となる生産年齢人口は急速に減少していくと予測されていることから、医療・介護の担い手をどう確保していくかは極めて大きな課題となります。

本市においても、高齢者施設等における人材確保の課題については、市内で介護施設を運営していただいている社会福祉法人等からお聞きしてはおりますが、福祉部門に限らず、他産業においても人材の確保は喫緊の課題として捉えられていることから、市で実施可能な人材確保対策について、他の自治体の取組などを参考に、今後、調査研究をしてまいります。

○4番（四海公貴君） 官民を問わず、市全体の問題として対応していかなければいけない喫緊の課題であり、今後、恒久的な問題として実行していけるような仕組みが必要だとも強く感じます。この問題については、今後もしっかりと御質問等々していきたいと思いますので、対応の方よろしく願いいたします。

それでは、大項目2、住民に近い支所機能強化についてに移ります。合併して20年の節目に、それと今後の人口動態や支所に求められる機能などの視点から、本庁と支所機能について議論ができればと思います。これまでの議会議事録を調べましても、このような議論が行われたことは確認できませんでした。大変難しい議論だとは思いますが、これは、市の方向性や市が市民に対してどのように考えているかということも含まれる議論ではないかと考えています。総論的な質問になりますが、まずは小項目（1）、現在の本庁と支所の業務の役割分担・職員数の変遷について御質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 現在、本市の組織におけます支所につきましては、本庁が設置されている松橋町を除き、合併前の旧町ごとに三角町、不知火町、小川町、豊野町の4か所に設置されております。

支所は、地方自治法第155条第1項の規定により設置することができるとされており、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌させるため設ける総合的な出先機関として設置されるものとなっております。

5町合併前の協議におきまして、行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指すものとされ、また市民が担う身近な手続等の市民生活に密着したサービス機能については、旧町区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指すといった方針により、各組織及び分掌する事務の整理がなされたところです。

合併後、三位一体改革による地方財政制度の大きな構造変化と地方分権の進展など市政を取り巻く様々な課題に対応し、住民サービスの安定を図るため、限られた行政資源を有効に活用し、最大限の効果が発揮できるよう簡素で効率的な組織体制を構築することが必要とされてきました。

そのような中、行政改革に伴う組織機構の再編におきまして、地方分権に的確に対応し、多様化、複雑化していく住民ニーズに応えるため、支所の各課で担当していた業務について、総合窓口制の導入により集約を行い、市全域に係る管理的業務などを本庁に集約するなど、本庁機能の強化を図ってきたところでございます。

支所の分掌する事務につきましては、市全域の管理的業務を除き、基本的に本庁と同様の事務を取り扱うことといたしまして、それぞれの支所長又は課長等の裁量、責任の下、各事務が執り行われております。

また、支所の体制につきましても、合併以降、マイナンバーカードやキオスク端末、コンビニ交付サービスの普及などにより支所の来庁者数が減少し、支所窓口の利便性の向上やマンパワー不足を解消するため、窓口業務の一部を民間委託するなど、業務・組織体制について状況に応じて随時見直しが行われてきて、現在の体制となっております。

平成17年の合併時から現在までの職員数の変動ですが、平成17年1月の合併時の正規職員は670人でした。その後20年間において、事務事業の廃止・見直しによる課・係の統合、業務の民間委託、施設の民営化、また指定管理者制度の推進などにより、本年度4月1日現在での正規職員は431人となっております。

支所ごとの職員数につきましても、業務の移管、施設の統廃合・民間委託などに伴い、平成17年の合併時から現在までの20年間におきまして、三角支所が74人から15人へ、不知火支所が64人から7人へ、小川支所が63人から16人へ、

そして豊野支所が４７人から８人へととなっている状況でございます。

○４番（四海公貴君） 合併以降２０年の間に、想像以上に組織の変更や新たな取組、そして職員数の数の変化でした。おそらく何十年も先の未来では、支所機能は全てＩＴ化され、若しくは支所はなくなり、様々な手続も窓口で対応するのではなく、ＩＴやＡＩを含めた機能によって行われるんじゃないかと想像いたします。しかし、現状はどうでしょうか。ＩＴの面から考えるとＩＴに対応できる方もいれば、ＩＴに対応できない方もいらっしゃいます。また、複雑になっていく様々な制度を市民の皆様が全て理解できるのか、これからは少子高齢化や後期高齢人口比率の上昇、高齢単身世帯の増加、高齢者のみの世帯の増加、免許証返納などによる高齢者の移動手段の確保が困難などの課題があります。しかし、生活に必要な様々な行政手続をしっかりと行えることは重要で、どのような時代でも住民に近いという行政の在り方は、単に窓口という機能だけではなく、防災、コミュニティの育成、環境保全、子育て、医療・介護・福祉、商工業、農業などの点からも必要で、宇城市総合計画に記載されている「ここがいい。ともに過ごすまち宇城」を達成するためにも大切なことと思います。

それでは、小項目（２）の住民に近い行政の在り方から考える支所機能について、市は現時点でどのように考えておられるのか御質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市における本庁・支所の組織・業務につきましては、今後も少子高齢化や人口減少、産業構造や社会情勢の変化等の様々な行政課題に応じて、適宜見直していく必要があると考えております。

住民サービスを提供する観点から、支所において真に必要とされる業務・機能につきましては、本庁と支所のどちらがより高い事業効果が期待できるのか、また支所の区域ごとの対応と全市的な対応のどちらが有効であるか、そして、支所でなくても行政サービスを受けられる体制、仕組みを構築できるのかなどの様々な視点で、十分検討する必要があると考えております。

支所は、合併前の旧役場として行政サービスの拠点であったことから、距離的、時間的な利便性について配慮するとともに、地域事情や地域特性に応じた行政サービスが低下することがないように考慮する必要もあります。

一方で、中山間地域、沿岸部等の地理的条件に応じた施策、産業や人口動態の変化に応じた施策、地域資源を活用した施策などは、旧町の区域に限らず、全市的な視点でも考えていかなければならないと思います。

また、支所は各地域における防災拠点としての位置付けもあり、それに基づいた地域防災計画の策定、防災行政無線システム等の整備、連絡体制や職員応援体制の構築など、防災体制についても検討していく必要があります。

支所機能は、単なる窓口事務の処理や各種事業の実施に限らず、地域のコミュニティ活動を支える機能や市民の安全・安心を支える防災機能も果たしていることに配慮しながら、引き続き、住民に近い支所の在り方について検討していきたいと考えております。

○4番（四海公貴君） 大きな意味で行政の在り方、また本庁と支所機能についての考えが共有できていることが分かりました。支所機能はこれまでも変化してきたように、これからも様々な変化をしていくと思います。住民に近いという視点が忘れられないことがないように、私たちも様々な意見を出していきたいと考えております。不知火支所、豊野支所、三角支所、小川支所なども地理的要因で今も機能に違いがあるように、今後も様々な理由で機能の過不足が出てくるかもしれません。大胆かつ繊細な対応が必要だと考えます。

それでは、小項目（3）の本庁と支所の今後のあるべき連携について御質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本庁と支所は、地方自治体における業務遂行の拠点として、それぞれ異なる役割を担っていると考えております。

本庁は、自治体の政策立案や全体に関わる業務、また総合的な企画・調整を行う中枢機能としての役割があり、一方、支所は、地域住民に身近な窓口業務や地域に密着したサービスを提供し、地域振興の拠点としての役割も担っております。

また、そのため、これらの事務事業の遂行に当たっては、地域によって事務処理や各種事業において進捗の遅れが生じたり、住民サービスの提供に支障を来さないよう金額等の設定区分はありますが、予算の執行や契約検査事務、また会計年度任用職員の任用などの人事面でも、事務決裁規程等により一定の権限を支所の権限として設定しているところもございます。

そしてまた、事業の予算につきましても、予算書上では一括した予算計上となっておりますが、本庁・各支所の必要額を考慮した上で、予算を確保しているところ です。

この予算の執行に当たっても迅速でかつ効果的な執行を行うために、本庁は支所を通じて地域の実情を把握し、支所は本庁からの情報や支援を受けながら、地域住民の生活を支えていくため、本庁と支所の更なる連携強化を図っていく必要があると思います。

今後も適正な業務分担や職員配置、また職員の連携強化や人材育成などを行うことで、市民サービスの安定・向上を図ることを基本としつつ、状況を見極めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○4番（四海公貴君） 地域の細かいことは、支所の職員の方が一番把握していると思

います。組織を能動的に動かすには、人事、予算、責任を含めた権限だと思いますので、今後も支所で可能な業務は支所で行っていき、ただ、支所で可能な業務はまだまだあるのではないかと思いますので、常に業務の見直し、トヨタ生産方式で言えば「カイゼン」ですね、を、しっかりとよろしく願いいたします。また、私が大切なこととして考えていることは、市民の皆様にも本庁に行かなければ手続きができないもの、支所で完結できるものなどを明確にしておくということも必要だと思いますので、この点を含めて御検討をお願いいたします。

この項目の最後に、末松市長に住民に近い支所機能や本庁と支所の連携の在り方などについてお考えなどがあれば、御発言をお願いいたします。

○市長（末松直洋君） 支所は、窓口業務、福祉サービス、インフラ関係の維持管理など、住民生活に密着した業務を行う部署であるほか、地域コミュニティや地域防災の拠点でもあると認識しております。

合併以降、業務や組織体制の見直しなどにより、本庁に集約されてきた部分がありますが、地域の実情に応じた行政サービスを提供する住民に近い部署として考えております。

住民に近い支所として、窓口業務や地域住民からの要望などに可能な限り支所において迅速に対応できるよう、本庁との役割分担、職員の人員配置、支所の事業予算や権限などの再確認や検討を今後行っていきたいと考えております。

○4番（四海公貴君） それでは大項目3、これまで一般質問で提案した内容の進捗状況についてに移ります。小項目（1）の行政区合併についてです。令和4年9月定例会の一般質問で提案した、各行政区が自身の行政区を見通した場合、行政区運営が困難になったと判断した場合、行政区の合併についてどのような支援、この支援は合併を市が推し進めるというのではなく、あくまで、各行政区が行政区の未来を考え、合併が必要と判断した場合の支援を考えてほしいとの質問に対して、市も同じような問題を共有することができ、合併に向けた支援と補助金などを検討するという回答をいただき、その後、令和5年3月定例会にて、合併補助金について具体的な施策である行政区統合支援金制度を提案され、予算も通過しました。その後、行政区からどのような相談があっているかを御質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 令和4年第3回定例会の一般質問におきまして、四海議員より行政区合併に係る補助金交付制度の必要性などについて御意見をいただきました。

その後、令和5年第3回定例会におきまして、行政区の統合を推進するとともに、統合後の行政区の自主的かつ円滑な運営に寄与するため、支援金を交付する予算を議決いただいております。

支援金制度の概要についてですが、支援金の交付要件として、統合する行政区の数に制限はございませんが、世帯数の合計がおおむね１００世帯以上になるようにしております。

支援金の内容と金額につきましては、統合に向けた会議の開催や統合するために必要な経費として上限額１０万円、統合した後に開催する会議に必要な経費として上限額１０万円、また、統合した後の行政区の運営や維持管理などに充てられる経費として、上限額１００万円となっております。

また、支援金の交付期限につきましては、令和７年３月末までとなっております。

支援金制度に係るこれまでの取組といたしましては、令和５年１０月中旬に開催されました行政区長代表者連絡会議において、５町の代表区長１７人に支援金交付について説明を行っております。

また、令和５年１０月下旬から１１月上旬におきまして、各町で行政区の統合を検討されている行政区長及び行政区の役員に対しまして、支援金交付について説明会を開催し、約３６行政区からの参加をいただいております。

説明会に参加された方からは、支援金制度に対しての質問や内容を区民に説明して統合を進めていくのか決定したいなどの意見がございました。

また、令和５年１２月末には、行政区の総会などで区民の皆様が集まれる機会に行政区統合について話し合いをしていただくよう、行政区統合支援金についての概要の資料を全ての行政区に配布しております。

令和６年度におきましても、行政区長代表者連絡会議及び各町の行政区長会議において制度内容の説明を行い、また、広報うき５月号に行政区統合の推進についての記事を掲載し、制度の周知を図ってりましたが、残念ながら支援金の交付申請の実績はございませんでした。

これまで、いくつかの行政区で統合に向けての話し合いが行われた情報は把握しておりますが、統合に至らなかった要因につきましては、詳細は聞き及んでいないところでございます。

今後、全国的にも人口減少や少子高齢化が進む中、本市におきましても同様の状況が進行することは避けられないものと推測され、地域活力の減退や行政区の運営維持が困難になることが懸念されます。

このような中、地域の住民自治活動が円滑に行われるためには、将来の人口減少を見通した上で、行政区間の格差を是正し、一概には言えませんが人口や世帯数など、一定の規模で行政区を構成する必要があると考えております。

また、地域のつながりや人と人とのコミュニケーションなどに十分配慮しながら、

行政区の統合を進めることも重要であると考えております。

市といたしましても、今後の行政区統合の推進、支援を行っていくため、今回の補正予算において、行政区統合支援金制度の継続に係る予算を計上させていただいているところでございます。今後も、より協議が進めやすい制度づくりについても検討してまいりたいと考えております。

○4番（四海公貴君） 令和5年3月定例会の際には、令和7年3月末日の期間限定での予算措置でしたが、このたびの肉付け予算では、新たに継続で予算を計上いただき、大変嬉しく思います。様々な行政区に話を聞いた一例をここで申し上げますと、合併はしたいが、古来からの歳事の文化で行政区が分かれているため、そのお祭りもどうするかとか、そういうことで合併についてなかなか話が進まないというふうなことも聞きしております。今後も、地域の共助を担う行政区が将来に向けて変化しようとするときに、すぐに行政が対応するには常に予算措置をしておく必要があると思いますので、このたびの肉付け予算は本当に理解できるものです。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、小項目（2）のビジネスサポートセンターの更なる活用についてです。令和5年6月定例会で、小川町にありますビジネスサポートセンターについて質問をいたしました。要望としては、入居できる事業所を3事業所から5事業所に増やすこと、コンテナ部分の入居期間を1年更新から2年更新とし、起業支援期、独立支援期、また退去した後も自立支援期として経営状況の確認や商工会などとの連携、イオンモール宇城とのイベント等での連携により、宇城市内の企業との情報交換機会の創出、補助金などの情報提供、マッチング支援、逆に退去した後は、ビジネスサポートセンターに入居されている方への経験などのアドバイスを行っていただいたりすることで、その企業が成長していけるのではないかと要望を行いました。その後は、どのようにビジネスサポートセンターを運営されているのか御質問いたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） はじめに、ビジネスサポートセンターの現状について御説明いたします。

宇城市ビジネスサポートセンターは、市内における新たな仕事、雇用及び産業の創出並びに産業の振興を図ることを目的に、平成29年度に内閣府地方創生拠点整備交付金を活用して設置いたしました。

ビジネスサポートセンターには、年単位の長期貸出しスペースとして、オフィスルームと2棟のコンテナハウスがあり、現在は、オフィスルームにエステサロンが、コンテナハウスB棟に飲食店が入居しており、A棟は、本年2月と4月に公募をかけたものの、入居には至っておらず、昨年12月から空き室となっております。

令和5年6月定例会で議員から御指摘のありました入居者数の増については、施設整備を伴うことから現状では難しいものの、入居者への支援については、年2回程度のヒアリングを行っており、所感や課題、売上げの現状などを聞き取り、要望と必要に応じて関係機関につなぐなどの支援を行っております。

今後、本年度末に期間満了による退去が見込まれる事業者に対して、市商工会をはじめ、創業支援に係る連携協定を締結している日本政策金融公庫などとも連携を密にし、引き続き支援に取り組んでまいります。

なお、空き家改修補助金を見直し、本年度から店舗への改装も補助対象としていることから、当該事業者は、退去後の拠点として、空き家バンク制度の登録空き家の活用も検討中と伺っております。

また、空いているコンテナハウスA棟の貸出しについても、引き続き取り組んでまいります。

○4番（四海公貴君） 将来の宇城市にとって優良な企業誘致ももちろん大切ですが、宇城市から発信していく企業の育成も大変重要だと思いますので、例えば、宇城市商工会に経営支援員もおられますので、ビジネスサポートセンター入居初期から伴走型支援を付帯するなどの御検討もお願いできればと思います。また、空き家バンク制度の利用拡大による店舗利用も大変理解できます。これは今後、かなり良い制度になるのではないかといいうふうにも期待しております。最近、サラリーマンでも副業を認められるケースが多くなってきておりますので、副業支援のための拠点にも十分対応できる制度だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、下水道計画区域見直しによる計画除外地域の合併浄化槽等転換への補助金上乗せについてに移ります。令和6年3月定例会で、国の方針により下水道計画の見直しが行われており、下水道計画地域が縮小した場合、これまで計画に入っていた地域の方は、下水道が来るのを今か今かと待っている心情を大変損ねてしまうことになるのではないかといい発言をし、計画外になってしまった地域には、経費の格差を埋めるような公民館を含めた特例措置が必要と考えるとの質問に対して、当時の守田市長から、令和7年度を目標に対策を講じると御発言いただき、令和7年3月定例会で、令和7年度の骨格予算に予算計上され可決しております。その後、まだ3か月弱の期間しか経過しておりませんが、現在の状況を質問いたします。

○保健衛生部長（元田智士君） この3月に下水道事業区域の見直しが行われました。その見直しにより区域外となった一般住宅には、合併浄化槽設置を促すため、国や県の補助制度と併せ、下水道接続費用と合併浄化槽設置費用を比較し、合併浄化槽設置費用の実質負担額が上回ることから、新たに市単独財源により上乗せ補助金制

度を創設しております。

上乗せ補助金については、5人槽が20万9,000円、7人槽が29万2,000円、10人槽が42万3,000円となっています。

例えば、5人槽の場合、基本補助及び転換補助に上乗せ補助20万9,000円を加えた合計70万7,000円が補助の総額となり、期間は、今年度から令和9年度までの3年間としております。

さらに、下水道計画区域外となった区域には、くみ取り便槽の地区公民館が3か所あるため、新たに補助要件を追加し、基本補助、転換補助及び上乗せ補助を合計した、7人槽が91万3,000円、10人槽が124万5,000円、14人槽が190万9,000円の補助も4月1日から実施しております。実施期間は、一般住宅と同様3年間となります。

現在の申請状況は、一般住宅は相談が1件、地区公民館は今年度中の施工完了予定が1件となっております。また、補助制度の周知については、広報うき4月号でお知らせしていますので、今後も広報等を活用し補助制度の周知に取り組んでまいります。

下水道計画区域外では、環境保全の観点から合併浄化槽の設置を促進することで、環境への負荷を軽減し、水質の保全に寄与することが期待できますので、今後も合併浄化槽の普及促進に取り組んでまいりたいと思います。

○4番（四海公貴君） 国の補助制度の見直しの影響ではありますが、市の計画変更は大変残念なことです。しかし、市としてできる限りの対応をいただいているという理解もしております。今年度施工予定の公民館についても、私も情報収集しましたが、この上乗せ補助金がなければ、行政区の財源だけでは工事費を捻出するのは難しかったと話をされていました。しかし、上乗せ補助制度があるからといって支出はかなり大きなものとなりますので、申請されるにはまだまだ時間がかかるものの、利用される件数は増えてくるのではないかと考えています。1点気になることがあります。下水道計画区域外では合併浄化槽の補助金がありますが、下水道区域内は、下水道が来ていなくても合併浄化槽への補助がない制度だと思っています。下水道が来ている地域で自ら合併浄化槽を選択される場合には、補助金がなくともいいのではないかと思います。下水道が来ていないのは住民の問題ではありません。補助金の違いがあるのは制度としての疑問を感じます。実際、今回下水道計画区域から外れた地域の住民の方からも、やはりこの声はお聞きいたします。このたびの質問ではお尋ねいたしません。今後再確認をし、対応をお願いすることがあるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

続きまして、（4）介護認定申請から認定までに要する期間の短縮についてに移

ります。令和6年9月定例会で、介護認定申請から介護認定決定までの期間が法令で決められている30日を大きく超えていると発言し、期間短縮の要望を発言いたしました。その後、申請から認定決定までにかかる期間がどのようになったかを質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和6年第3回定例会以降の取組状況と改善結果についてお答えします。

令和6年度当初、介護認定調査は会計年度任用職員の調査員8人と、調査資格を有する正職員1人で調査を行っておりました。

四海議員から御質問をいただいた9月議会終了後の昨年10月からは、会計年度任用職員の介護認定調査員を1人増員するために、ハローワークを通じて募集を行い、令和7年2月から新たに1人を雇用しております。

しかしながら、令和7年3月に調査員2人が退職されたことから、結果的に令和6年度末当初から1人の減員となっております。

調査員の募集については、2月の新規採用以降も令和7年度当初からの採用を目指し継続して行っており、結果、4月から2人を新たに採用し、令和7年4月時は令和6年4月時から1人増の体制となっております。

なお、新たに採用した調査員は、公平・公正、そして認定調査の平準化のために約1か月間の研修期間を設け、その翌月から通常の調査業務に従事しております。

直近の認定期間の状況ですが、令和7年5月に宇城広域連合の介護認定審査会で審査が行われた本市の件数が322件で、申請から介護認定決定までに要した日数は平均で35.6日、令和6年度の平均所要日数が42.0日でしたので、大幅に期間短縮がなされております。

この改善の要因としましては、認定調査員の増員とともに、申請に必要な主治医意見書の徴取業務を迅速化したこと、調査結果のシステム入力作業などを効率化したこと、宇城広域連合が実施する認定審査会への速やかな送致に努めた結果であるというふうに認識をしており、今後も介護保険法第27条に定められている期間を目安として、期間短縮に今後も努めてまいります。

○4番（四海公貴君） 職員の雇用も不安定な中、平均で約7日間短縮されたということは、職員の皆様の業務効率化のたまものだと思います。部長、次長、課長、係長などのすばらしいリーダーシップがあったことと思います。よければ職員の皆様にも、業務改善の結果について賛辞をお伝えいただければと思います。この件について、実は私が質問した当初は、「宇城市の認定は遅い」という御意見をかなり聞いておりました。ただ、「最近はどうですか」と聞いてみると、「最近、認定が早くなった」というふうに御意見をいただきます。介護保険分野の方にはしっかりとこ

の状況は伝わっていると思います。ありがとうございます。今後も法定の30日、大変難しいと思いますけれども、目指してよろしく願いいたします。

続きまして、小項目（5）の小野部田小学校の研究拠点化についてに移りたいと思います。少々時間が少なくなってきましたので、大変最後までいけるか心配なんですけれども、令和6年3月定例会で、小野部田校区の振興について質問いたしました。その中で、教育長のお考えを質問いたしました。そこから私の小野部田小学校校区は、昔から教育に対する意識の高さ、それと1クラスの人数などから、先進的な教育をする場としても適しているのではないかという発言をいたしました。その後、小野部田小学校と三角中学校で令和6年度は試行として5分短縮授業、20分から30分のまとまった時間を他の学年との活動に充てたり、独自の取組を行っておられるとお聞きしております。令和7年度からは、正式に研究されているともお聞きしております。この令和6年度と令和7年度の取組から、研究に対して教育長としてどのように捉えていらっしゃるかを御質問いたします。

○教育長（平岡和徳君） 先ほど議員よりお話があったとおり、小野部田小学校では教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子どもたちと向かい合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現に向け、教育課程の工夫改善の在り方について研究する、このことを趣旨とした研究推進校に指定しまして、教育課程の工夫改善の在り方について、本市独自の取組を行ってきたところです。

その内容は、先ほど申されたとおり、主に、通常45分の授業時間を5分短縮しまして、始業時刻も早め、午前中に5時間授業を行いまして、残った時間を学校の実態等に応じて柔軟な活用をする研究を進めてもらったところです。

また、モデル校として最初の取組でありましたので、夏休み前の数週間や10月中旬以降などの期間を限定して取り組んでおります。

短縮授業により、1日当たり20分程度生み出された時間を、小野部田小学校では、のびのびタイムとして学力の充実を図る個別学習や1年生から6年生までの縦割り班をつくり活動する異学年交流活動を実施しまして、また、40分の通常授業と組み合わせた60分間の授業時間を設定し、地域人材を講師として招いたサツマイモ栽培や調理、こういった体験型の活動、また平和学習講話や書写指導などの講習会を実施しております。

取組実施後のアンケート調査を少し述べたいと思います。児童の88%が肯定的に捉え、感想としましては「縦割り班活動が楽しい」「家で過ごす時間が長くなり、いろんなことができる」こういったものがありました。保護者に関しましては、肯定的に捉えている割合が44%、どちらともいえないというのが54%、感想とし

ましては「放課後の時間に余裕ができ、宿題を終わらせてから習い事等に連れていく」といった御意見をいただきました。

教職員の働き方改革の視点からは、「15時以降の時間にゆとりが生まれ、教材研究そして情報交換等の有効利用、これに活用できた」と言われております。そして、その上、「早めの退勤に促された」というふうになっております。その反面ですけれども、「40分授業となったことで、授業の振り返りや適応問題の時間確保のためのマネジメントが難しかった」という御意見もいただいております。

本年度は、これまでの取組を活かしながら、新たに読書や探求学習、縦割り班活動での全校体育や児童による読み聞かせ活動等に積極的に取り組んでいくというふうに聞いております。

先ほど申されたとおり、昨年度はこの小学校に限らず、中学校におきましても実践協力校として、三角中学校に期間を限定して50分を45分にして短縮授業の実施を協力していただいております。

この短縮授業の導入、これが肝になっておりますけれども、教職員の長時間勤務の是正と、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導を可能にする、これらを目的として進めてまいりましたが、本市の小中学校におきましては、児童生徒数そして教職員数、教育環境や地域性等の違いもあることから、今後、モデル校の実践の成果や課題を整理・検討しながら、実施可能な学校から実態に即した方法で進めていくように考えております。

私自身としましては、この取組は持続可能な教育環境の構築に向けた重要なステップであると考えております。それは、子どもたちの学びが保障されて、教職員一人一人が健康で安心して長く働き続けられる環境づくりこそ、公教育の質の向上につながる重要な要素と考えるからです。そのためには、引き続き現場から寄せられる声を丁寧に受け止めながら、制度面・運用面双方から改善策を講じていかなければなりません。

本市では、今後も教育課程の工夫・改善や教育DXの効果的な活用を継続しながら、児童生徒へのより良い教育提供と教職員への支援体制の強化を推進し、それぞれの24時間をデザインする力の育成と、それぞれのWell-beingを向上させる、このことについて努めてまいりたいと考えております。

○4番（四海公貴君） 小野部田小学校には私も出向かせていただいて、様々な話を聞きました。その中で1点情報としてあったのが、午前中5時間授業になったということで、給食の時間が若干遅くなったということで、家庭の中で朝食をしっかり食べさせようというふうなことを親御さんが意識しているというふうな、僕はすごく肯定的に捉えていることなんですけども、そういう家庭での変化とかもあっていま

すので、今後この研究に対する評価をしっかりといただければと思います。

それでは、最後の質問になります。大変時間が短くなりましたけれども、令和6年9月定例会で、小中学校体育館アリーナ・武道場の高温対策について質問いたしました。建物の構造や位置などの条件によって、学校の活動環境の確保が難しいことが生まれることは好ましくないというふうな御発言をさせていただきました。その中で、市内全小中学校への体育館アリーナへのエアコン設置が決定して、今設計の予算が出ているかと思います。教育部長、大変申し訳ないのですけれども、1分ぐらいでお願いできればと思います。申し訳ありません。

○教育部長（舛井貴男君） 予算議決後、入札事務を経て基本設計業務の契約を締結しており、各学校の特性や機器性能のほか、維持管理の観点などを総合的かつ慎重に整理しながら、使用目的に合う空調設備を選定するとともに、事業スケジュールや有益となる特定財源の活用などの検討を今現在しているところでございます。

また、実施設計業務におきましても、事業スピードを緩めることなく速やかに着手し、実施設計の成果を基に工事費予算を確保しながら、スピード感をもって、順次、本体工事を進めてまいります。

○4番（四海公貴君） 本日も熱中症アラートが発令されていると思います。いよいよこの時期も暑かった時期ですけれども、また暑い時期が来まして、特に学校現場におきまして、高齢者とかもそうなんですけれども、熱中症というものが大変心配される事態になってくるかと思いますので、是非ですね、エアコンが付く前ですけれども、個別にしっかり御評価いただいて現場の先生方とも協力しながら、熱中症が出ないように何とか対応していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時01分

第 4 号

6 月 23 日 (月)

令和7年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和7年6月23日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君
3番 坂 元 大 介 君
5番 河 野 真 理 君
7番 田 中 美 君 君
10番 永 木 誠 君
12番 三 角 隆 史 君
14番 大 村 悟 君
16番 園 田 幸 雄 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 石 川 洋 一 君

2番 津志田 幸 紀 君
4番 四 海 公 貴 君
6番 吉 良 邦 夫 君
9番 原 田 祐 作 君
11番 山 森 悦 嗣 君
13番 坂 下 勳 君
15番 高 橋 佳 大 君
17番 河 野 正 明 君
19番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

8番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、2番、津志田幸紀君の発言を許します。

○2番（津志田幸紀君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、会派新志会の津志田幸紀でございます。2月の補欠選挙で掲げた「宇城市民の声を市政に」をモットーに皆さんの声を届けるため、初心を忘れず、議員として日々頑張っているとところでございます。これまで旅行業で40年間培った経験と人脈を活かし、邁進してまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。これからの市政においては、「稼ぐ市、稼げる市」をコンセプトに、人が集まり定住人口が増加する市を目指し、就業場所の確保や大型イベント開催が可能な施設の構築、災害に強いまちづくり、アクセスの向上、防疫体制の強化など、このような観点から企業誘致に伴う用地確保、定住施策による住宅用地や大型イベント会場などの確保、また、ペット同伴でも避難できるような全天候型施設などの構築、アクセス向上面では主要道路の拡幅等による渋滞緩和、防疫体制での犬猫のふん尿対策など、多種多様な施策推進が必要であると考えられます。これらの施策について、先ほど議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず大きな1番、松橋駅西口開発について、（1）松橋駅の西口開発・整備について。宇城市は、県都の熊本市と八代市のほぼ中央に位置し、山と海に恵まれた自然環境と都市的機能を併せ持つ市であると思います。その中でも市の玄関口でもある松橋駅は、本市が発展していく上で、駅周辺は定住促進や企業誘致など必要となる場所でもあると思っています。そこで、駅西口開発に関しまして、どのような周辺整備の構想を描いておられるのか、めどとして西口の整備はいつ頃になるのか、市の考えをお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 松橋駅周辺のまちづくりは、交通結節点としての強みや特徴をいかし、市の玄関口にふさわしい定住の場、交流による新たなにぎわいの創出の場を目指しております。

松橋駅西側については、そのほとんどが農業振興地域であり、開発に当たっては農業振興地域整備計画の変更手続が必要であること、また当然ながら地元の合意形成が必要なこと、さらには規模感やタイミング、採算性などを考慮する必要があることから、今後丁寧に検討を進めてまいります。

○2番（津志田幸紀君） 私は、松橋駅周辺の開発なくして宇城市の発展はないと思っています。是非とも進めていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、小さい（2）ホテル等の誘致について質問させていただきます。現在宇城市には、大規模に収容できる会議室や宴会場を含めた宿泊施設が不足していると思います。宿泊施設だと、せっかく宇城市以外から来られていても泊まる場所がないと、隣の宇土市や熊本市に移動される状況でもあります。人が集う憩いの空間整備という観点から考えると、ホテルやテナントビル等の誘致も松橋駅西口整備開発と併せて必要であると思っていますが、市の考えをお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） ホテル誘致については、これまで宿泊事業者への情報提供をはじめ、興味を持たれた事業者にする現地の案内等を行っておりますが、誘致には至っておりません。

そこで、企業誘致の補助制度である宇城市企業振興促進条例を改正し、昨年1月から、宿泊施設への補助を手厚くしております。

具体的には、設備投資3億円以上の要件を満たした企業に対し設備投資額の2%を補助するところ、宿泊施設に対しては最大5%を補助するものです。また、宿泊施設の場合は、固定資産税を3年間免除することとしております。

しかしながら、その後も具体的な進出案件がなく、市としても方策を模索しているところです。

一方で、市内の宿泊施設における宿泊需要は好調であると伺っております。

さらに、企業クラブの会員企業からも一定の需要があることや、誘致企業からも宿泊施設があれば宇城市内で会食ができるとの御意見もいただいているところです。

ただし、宿泊事業者に立地いただくためには、市の経済規模を拡大することで新たな需要を生むことも必要になります。テナントビル等を含め、本市における需要の拡大により、宿泊事業者に利益が見込める地域となるよう取組を続けてまいります。

○2番（津志田幸紀君） 松橋駅西口開発と併せたホテル及びテナントビル誘致がとても必要だと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして3番目、不知火グラウンド周辺の丘陵地の開発整備について。海拔0メートル地帯が多い不知火地区において、不知火グラウンドは、梅雨時期の大雨、台風時の高潮、地震での津波の際など、不知火防災拠点センターでも対応できない災害時には、避難場としての活躍が期待できる場所です。また、JR松橋駅西側にも近く、不知火海を一望できるスポットでもあることから、観光面でも集客が期待できるエリアだと思っています。そこで、高台にある不知火グラウンド周辺の丘陵

地を整備し、ペット同伴でも避難できるような全天候型の施設、ヘリポートの設置、物産館や遊具が充実した公園などの計画を考えてみてはどうか。また、県でも検討されています県営藤崎台野球場を含めたスポーツ施設整備などを踏まえての市の考えをお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 不知火グラウンド周辺は、熊本地震の際も多くの方が避難のために向かった場所であり、議員がおっしゃるとおり、大規模な災害時には重要な場所だと認識しております。

ただ、集客を目的とした開発の面で考えると、この周辺は九州新幹線工事の際にも発掘された古墳などの埋蔵文化財や、物価高騰の中での多額の建設費用、アクセス道路の少なさなど多くの課題があります。現状ではＪＲ松橋駅西側開発の検討を行っており、まずはそちらを優先させていただきます。

また、県が検討しているスポーツ施設の整備については、県が昨年８月に検討会議を設置し、検討を重ねているところであり、今後の動向を注視してまいります。

○２番（津志田幸紀君） 不知火防災拠点センターのことや防災計画のことは理解できました。私の思いとしては、不知火グラウンド周辺を整備し、防災対策と併せてまちづくりの観点から、人が集う観光スポットになり得る全天候型施設などが建設できればと思っています。もちろん、費用の面や埋蔵文化財などの様々な課題があることは承知していますが、松橋駅西側開発と併せ、この周辺が魅力的なエリアにつながる構想を今後描いていただきたいことを要望し、次の質問に移ります。

大きい２番、魅力ある宇城市の取組について、（１）本市の知名度を上げる取組について。宇城市の存在、魅力が多くの人に浸透しない限り、宇城市に住みたい、定住したいと考える人の増加は余り見込めないと思っています。市でも観光地の発掘や魅力発信を図り、また人口増加への施策推進が図られていると考えますが、残念ながら、「宇城市はどこ？」、「宇城市って、どんなところ？」というような、見立てだけの市になってしまっているのが現状であるように思われます。このような状況において、宇城市の知名度を上げる情報発信の取組について、どのような手段で行っているのかをお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 本市では、特に子育て世代の方々をターゲットに、宇城市の住環境や各種施策をＰＲし、移住・定住につなげるため、平成３０年度からシティプロモーションに取り組んでいます。

これまで、市のホームページにシティプロモーション専用サイトを設け、宇城市の住環境、子育て世代向けの各種施策や実際に宇城市に移住した家族の声を発信しています。

また、移住・定住をテーマにしたパンフレットや宇城市をイメージさせるプロモ

ーション動画を制作し、東京や福岡方面での移住相談会や県内の住宅展示場、県内や福岡市内の映画館などで配布・放映をしております。さらに、宇城市公式LINEやInstagramなどのSNSツールを活用し、宇城市内の様々な魅力を発信してきたところです。

加えて、市長定例記者会見や定期的な報道発表、パブリシティと言われる新聞やテレビなどのメディアに向けた情報発信により、多くの方が宇城市の情報に触れる取組も継続しております。

これら一連の取組が、一定の効果やにぎわいづくりにつながっていると判断していますが、子育て世代の移住・定住の増加は、宇城市の更なる認知度アップと魅力を伝える必要があると認識しており、関連する部署と連携しながら取組を進めてまいります。

○2番（津志田幸紀君） 仕事柄、宇城市以外の方と話をする機会がありますが、「宇城市って？」と言われたことが何度かあります。私たち議員も含めて魅力ある宇城市に変えられるよう頑張っていかなければいけないと思っています。

それでは続きまして（2）の方に入ります。不知火温泉の利活用について。不知火温泉は、塩害等による配管のさびや配管外の泥水の吸い上げによる温泉水の濁り、ボイラー設備の損傷、建物の劣化等により解体の方向性が打ち出されたかと思えます。いろいろと考え、企業を呼ぶのであれば、上水道を活用した沸かし湯での銭湯をコンセプトに最低限の修理や補修を行い、露天風呂やサウナなども充実させた再生への道を模索しつつ、建物西側はキャンプやグランピングが可能なゆっくり癒される場所として整備するなど、利用者の増加を図る施策もいいのではないかと私は思いますが、昨年9月に行政区長へ説明された後、何らかの進展はあったのか等を含め、市の進捗状況をお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 御承知のとおり、令和6年9月定例会で一旦は御承認いただいた温泉施設の解体設計業務ですが、行政区長会などの理解を得るまでには至りませんでしたので、予算の執行を見送っております。

現在は地域の意見を踏まえて、民間事業者から広く意見を聴く対話型の市場調査を進める準備をしています。

また、行政区長へ御説明した後も、海外資本の企業や熊本市の不動産企業などから売却できるか否かなどを含めて問合せはあっておりますし、このほか大手コンビニエンスストアからは出店の提案、温泉事業を展開する企業とはこちらから接触いたしました。

今後は、お声掛けいただきました民間事業者を含め、対話型の市場調査の中で、複合施設全体の利用価値を見いだせることができればと考えています。

津志田議員御提案の上水道を活用した沸かし湯での銭湯、また西側の雑木林にキャンプ場も、地域の活性化につながるようにとの思いを込められてのことですので、先ほど申し上げました調査において、その市場性を確認させていただきます。

○2番（津志田幸紀君） 市民の皆様から、早く不知火温泉を再開してほしいというお言葉はよく聞いておりました。民間事業者に任せるにしろ、早い再開を希望します。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、（3）不知火町松合地区の白壁文化を利用したまちづくり・まっちゃ朝市について。毎月、第3日曜日にまっちゃ朝市が地元有志の皆さんで開催されています。創意工夫して早朝から一生懸命に取り組んでおられます。自分でも足を運び、朝市の状況を見て回りましたが、地域の地域活性に向けた取組においてPRがどのようにされているのか、まっちゃ朝市で活気溢れる松合地区の交流関係人口の増強につなげる観光PRの取組について、市としての対応をお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 平成4年に地元有志で結成したまっちゃ活かそう会が始められた朝市、通称まっちゃ朝市は、毎月、第3日曜日の朝6時から開催され、不知火海で捕れた新鮮な海の幸や地元で採れた野菜・果物などの山の幸等が並ぶ、リピーターも多い朝市でございます。

名物の数量限定のエビだご汁やみその詰め放題には、長蛇の列ができるほどにぎわいを見せています。

これらは、長年にわたる地域の皆様の並々ならぬ御尽力のたまものでありますし、まっちゃ活かそう会には、未来の地域づくりを担う若いメンバーも加わり、そして活躍されているとお聞きしています。郷土愛に溢れ、努力されている方々の姿を見ることで、それが地域に好循環をもたらせ、活気につながるのだと感じます。

観光PRとしての朝市の情報発信についてですが、現在、まっちゃ朝市独自のホームページや熊日電子版、くまにちすばいすで告知が行われており、また、出店事業者のホームページやSNSでもイベント告知が行われている状況です。そのほか、開催時は会場周辺の国道沿いにのぼり旗や大型看板を設置して、通過される方の目を引くよう工夫されています。

市においては、観光サイトUki tripへ掲載し、情報発信しているところであり、先日全国ネットのテレビ局からの問合せがあり、この朝市をお勧めしたところでございます。

また、朝市ではなく、昨年8月に開催されたまっちゃ夜市企画では、市も後援を行い、市のホームページとLINE公式アカウントでも広くPR支援を行ってきました。

松合地区においては、まっちゃん朝市のみならず、地元農産物を使ったスイーツが楽しめるカフェや軽食をテイクアウトできる魅力あるお店の出店が続いております。

今後、松合地区をはじめ、宇土半島の南岸線に点在しているお店を「線」でつなぐことで情報発信力を強め、交流人口が拡大する魅力的な事業に取り組んでいきたいと考えております。

○2番（津志田幸紀君） 松合地区では、空き家、空き地の数も多く見られます。そういう中で残された方々が頑張っておられますので、市としても協力してもらえたらと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして（4）番、世界遺産三角西港周辺の活用について。世界遺産三角西港となっている現在、イベント開催時には市・県内外から人が集まっていますが、それ以外においての観光客など、まばらな印象が強いように思われます。三角西港をもっとにぎやかにするためには、観光客を足止めできる大型バスがいつでもとめられる駐車場の確保や、海岸では魚釣り客も多く見られるので、例えば海上張り出し型の釣堀など、世界遺産三角西港を中心に、可能なエリアを活用した多彩な観光地への取組を考えてみてはどうかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 三角西港は、今年7月で世界文化遺産登録10周年を迎えます。本年度はそれを記念し、三角西港をはじめ関係各所でイベントなどを実施する予定でございます。

登録後は、明治日本の産業革命遺産群というPRにより、埠頭や歴史的建造物目当てで多くの方が来訪されました。

その後、数は減ったものの、今も変わらず一定数の来訪者を数えるのは、自然と調和した港が持つその風光明媚さからと自負しております。

その歴史的価値を学ぶ、あるいはのんびりと散策する、そのようなスポットとしても、今後活路を見いだせないか考えるところであります。

御指摘のありました民間ホテル跡地は、三角西港観光広場として、イベント開催時の駐車場不足に対応することも兼ねて、令和2年に整備しております。

現在は、三角西港で乗客を降ろした観光バスの待機所として主に利用していますが、県が整備を進めている緑地広場が完成しますと、駐車場からボードウォークをつたい、埠頭沿いを安全かつ景観を楽しみながら三角西港へ徒歩で向かうことができるようになります。さらに大型駐車場自体でも広場としてイベントが可能になるなど、三角西港にとって利用価値の高いスペースへと変わる予定です。

御提案がございました釣堀についてですが、文化財保護の観点から埠頭から海上へ張り出した工作物を新規に設置することは、現状変更の制限が厳しく困難であると推測いたします。

三角地区には、三角西港以外にも釣堀に適した場所は散見できますので、民間事業者から釣堀整備の御提案があった際は、関係者との必要な調整に関与してまいります。

また、釣堀に限らず、三角西港を拠点として、滞在時間の延伸につながる東港や戸馳島などへの周遊の取組は、継続して進めていかなければならないと考えております。

○2番（津志田幸紀君） 釣堀は例えて言っただけなんですけど、どうすれば人が集まる観光地となるか考えていかなければいけないと思っていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、（5）県立松橋高校の再生について。宇城市にも小川工業高校と松橋高校の2校が存在しますが、特に松橋高校は、年々生徒数が減少傾向になっていると思われます。県内では高森高校を例に見ますと、町長らがマンガ学科の新設を要望し、設置されたと聞いています。創設された現在、全国的にも知られ、入学志願者は全国各地から殺到するような状況になっているそうです。このように県立高校でも首長自らがセールスマンとなり取り組めば、定員割れしている高校を救えるのではないかと考えています。この減少に歯止めをかけるために再生に乗り出すことが重要ではないかと考えますが、市の考えをお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 私自身、昨年度、県議会議員時代に県立高等学校あり方検討会委員をさせていただいておりましたので、県立松橋高校については、地域の教育環境を支える重要な拠点であると認識しており、その存続と発展に向けて真剣に取り組む必要性を強く感じております。

地域の将来を担う人材育成の場であり、多様な学習ニーズに応えるためにも、その質の向上と魅力的な学校づくりが求められているところです。

松橋高校においては、地元特産物を活用した料理レシピの開発やお弁当づくり、誘致企業と不知火を使ったオリジナルパンの開発など、郷土愛を育む人材育成につながる取組やキャリア教育の推進として実施している合同企業説明会の教育活動を市内の中学校に発信する取組を行っています。

若い世代が、早い段階から地域や地元企業などに関心を持って考え行動することは、定住促進につながることや、仮に進学や就職によって地域から離れたとしても、何らかの形で育った地域との関わりを持ち続ける、いわゆる関係人口の増加にもつながることも考えられます。また、未来を担う子どもたちが、市に愛着と関心を持ち、市を支える人材に育つような取組につながればと考えております。

今後も、このような取組を充実させるとともに、本市の県立高校、松橋高校が持続可能で魅力あふれる高校となりますよう、魅力あふれる特色づくりに協力してま

います。また、地元の県立高校の良さ、魅力、特色などを発信していきたいと考えております。

○2番（津志田幸紀君） 末松市長の松橋高校に対しての思いも伝わってきました。よろしく願いいたします。

再質問になりますが、介護士資格などの取得ができる学科や、平岡教育長の力をお借りしての部活動スポーツの高揚を図る施策を行うことで、松橋高校の再生と生徒が集まりにぎやかな市の構築が図れるものと考えますが、教育長のお考えをお尋ねします。

○教育長（平岡和徳君） 県立松橋高校の再生に関しましては、地域の教育基盤を支える学校として、地域住民の皆様や卒業生の方々からも多くの期待と御意見をいただいているところでございます。

また、地域の未来を担う若者たちに多様な学びと経験を提供し、地域経済や文化の発展に寄与する重要な課題であると熊本県も私も認識しているところです。

この特色や魅力ある学校づくり、入学者数の増加につながる取組に対しましては、共に考え、支えていく仕組みとしまして、様々な関係者が主体的に関わる、自分事として関わる、こういったことが必要不可欠であります。私としましては、地元の中学生が一人でも多く松橋高校に入学して、地元就職をして、地元に残っていく、そのような状況になれば非常に喜ばしいという思いがあります。

今後も、県立松橋高校が地域に根差した魅力溢れる学校へと再生し、多くの若者たちが夢や希望を持って学び続けられる場となりますように、熊本県とも連携しながら、可能な限り、できる限りの協力をしていきたいと考えております。

○2番（津志田幸紀君） 松橋高校の先生もどのように考えておられるのか、そういったことも聞きたいとは思いますが、平岡教育長だからできることもあると思いますので、是非とも頑張ってくださいいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは大きい3番、定住対策について、（1）市主導による住宅地の開発・整備推進。小川駅近隣においては、開発整備を進められていると思いますが、宇城市全体から見ても喫緊の課題であるものと考えます。九州の中心である宇城市からしてみたら、通勤等のアクセスにも利便性に富んだ市だとも思っています。このような立地的な条件を活かしていくためには、例としては新規道路建設などに伴って接道する土地まで整備して、いつでも誘致しやすい土地として提供したら、定住促進や人口増加にも効果があると思いますが、市の考えをお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 宅地開発とは、一般的に、道路の新設や切土、盛土による土地の区画形質の変更と、農地や山林等を宅地にする土地の地目変更を行うこ

とを指すものであり、自治体にとっては、住宅地供給による人口増やにぎわいづくり、消費者や労働力といった経済の担い手の確保等を目的とするものです。

本市における開発の経過と現状は、市制施行以前の旧町時代に土地区画整理事業による宅地開発が行われて以来、官民間問わず大規模な開発は行われておらず、民間事業者による1,000平米未満のミニ開発が、それぞれの事業者のマーケティングの下に各地域で行われております。

現在、本市における住宅需要は一定数あるものの、資材や人件費の高騰による建築コストの上昇等もあり、新築棟数は年々減少を続けております。また、人口動態における社会増減も開発が進んだ自治体と比べると大きな差があります。

そこで、20日の大村議員からの質問の際にも答弁しました土地利用・まちづくり庁内チームにて、官民連携による分譲地開発に関する地域選定と併せ、市が所有する土地の提供と開発の手法についても、採算性を含めた可能性を検討しているところ です。

ハウスメーカーに対してヒアリングを行ったところ、メーカーによって差異がありつつも、本市での分譲地開発に前向きな意見をいただいているところであり、実現に向けて引き続き検討を進めてまいります。

○2番（津志田幸紀君） 土地利用・まちづくり庁内チーム、是非とも頑張ってくださいと思います。

それでは続きまして（2）番、住宅建設補助金制度の創設と就業場所確保の施策推進について。宇城市外からの転入により地元企業の業者と契約し、戸建てを建築された場合に市独自の補助制度があるのか。また、企業誘致に伴った就業場所の確保に市の方でも携わっているのか、協力しているのか、併せてお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 初めに、住宅建設補助金制度について御説明いたします。

市外からの転入者に対する市独自の補助制度として、令和6年度に宇城市子育て世帯定住促進事業補助金を設けておりました。

これは、市外からの転入により新たに住宅を取得した未就学児がいる世帯に対し、その取得費用に対して50万円を上限として補助するもので、移住・定住の促進を目的として行ったものです。

結果、3,000万円の予算額に対し200万円、件数にして4世帯への交付となりましたが、4世帯の合計人数は17人であり、交付件数は少ないながらも手ごたえを感じたところです。

本年度は、事業費と事業効果のバランスを考慮した補助内容及び要件設定とするため、事業者ヒアリングを実施し、検討を行っているところです。

次に、誘致企業への就業者確保の取組について御説明いたします。

本市では、松橋高校、小川工業高校の2年生を対象に、企業の合同説明会の機会提供を行っております。また、熊本都市圏を対象として行われている合同就職説明会における市内企業の枠を確保しております。

実際、市内企業へのヒアリングの中で、松橋高校及び小川工業高校から採用したとの話も伺っており、一定の成果があると判断しております。

今後も、市内に立地する企業の人材確保については丁寧なサポートを行ってまいります。

○2番（津志田幸紀君） 転入する際に、宇城市内の地元の工務店と戸建ての建築契約をされた場合にも、国とは別に補助金を出せるとなれば、地元の業者も良くなるのではないかと考えたところです。検討していただければと思います。

続きまして、（3）飼い主のいない猫のゼロ施策について。コロナの発生源は小動物のふん尿を含む菌やウイルスが根源であると言われていますが、猫が持っている菌やウイルス、またふん尿に介在する菌やウイルスにより、抵抗力の低い子どもや高齢者などへの感染症対策、いわゆる防疫対策の観点から、飼い主がいないかわいそうな猫のゼロ対策の取組についてお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 特定の飼い主がいない猫のことを野良猫や地域猫と言われています。近年、人間の身勝手な無責任な行為により個体数が増え、全国的にも問題となっております。

また、人に身近なペットである犬や猫は、動物由来感染症の病原体を持っています。厚生労働省の動物由来感染症ハンドブック2025では、パストレラ症、猫ひっかき病、カプトサイトファーガ感染症など数種類の病気が紹介されています。しかし現在のところ、管内での犬や猫を介しての感染症の報告はございません。

飼い主のいない猫を増やさない取組の1つとして、昨年4月に開設した熊本県動物愛護センターアニマルフレンズ熊本では、猫の避妊去勢手術支援事業により、定期的に無料で手術が実施されております。

それに合わせて本市でも、令和6年度から猫の捕獲機等の貸出しを行っております。昨年の貸出実績は延べ32台で、市民の皆様がその捕獲機を活用し、野良猫を捕獲して動物愛護センターに持ち込み、避妊去勢手術が施されております。当センターでの避妊去勢手術の実績は、令和6年度で1,000頭となっています。そのうち、宇城市民の実績頭数は81頭です。

このような状況を踏まえて、本市では広報紙、ホームページ、SNS等を通じて、野良猫等に対する無責任な餌やりの禁止など、継続して周知啓発を実施してまいります。また、多頭飼育や餌やり行為の苦情等については、現地確認を行い、保健所

と連携して指導等を行ってまいります。

○2番（津志田幸紀君） 再質問させていただきます。猫は、平均で一度に3匹から8匹程度出産すると聞いています。数が多くなれば飼い主が捨てるといったケースも考えられ、野良猫等に発展していく可能性があります。このため、避妊去勢手術を受けるなどの促進条例や野良猫への餌やり禁止条例などの制定が必要だと思いますが、市の考えをお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） 議員御提案の避妊去勢手術促進条例及び野良猫への餌やり禁止条例の制定については、調査研究が必要と考えておりますが、宇城保健所や動物愛護センターとさらに連携を深め、飼い主のいない猫が増えないよう周知啓発等に取り組んでまいりたいと思います。

○2番（津志田幸紀君） 野良猫に困っている人がたくさんおられます。是非とも良い方向にいてくれたらと思います。

続きまして、（4）番、交通機関へのアクセス道路及び周辺整備について。不知火支所前交差点は、朝夕が交差点付近において大渋滞になります。それに合わせて国県道と市道が交わる場所でもあります。不知火中学校から南消防署までの区間、長崎久具線が開通したことで国道266号は若干の緩和にはなったと思いますが、県道と市道の上下線は解消に至っていないと思われます。このため解消施策の推進として付加車線延伸や高架化とも考えますが、市の渋滞解消に向けた考えをお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 議員御指摘の不知火支所前の交差点は、おっしゃるとおり東西に国道266号、南側に一般県道八代不知火線そして北側には市道不知火ウキウキ線が接します不知火地区の交通の要衝となっている交差点であります。

同交差点は、近隣に不知火支所や松橋駅といった公共施設等があり、朝夕は多くの車両が集中し、交差点の通過に支障を来している現状と認識しています。

そこで、先ほど議員からありましたとおり、市では対策として県道八代不知火線から不知火中学校付近の国道266号につながる市道長崎久具線の道路整備を完了させ、バイパス効果により一定の成果が得られていると考えております。

一般的に渋滞対策を考察しますと当該交差点は、先ほど申し上げた4差の幹線道路に加えまして、高良地区からの市道が接道しております。そのため、構造的に変則的な5差路であることから、信号において制御する場合ロスが生じる特性があります。

このような交差点の改良の方法論としては、おっしゃるとおり立体交差や付加車線なども考えられますが、一般的である4差の交差点に変更することも対策の1つかと思います。

地域住民にとっては貴重な導線であることから、5差路の枝線を廃止することは大変困難であることは言うまでもありませんが、将来的には地元利用者の理解を求めつつ、枝線を廃止するなどの検討も必要かとは思われます。

これからも交差点を管理しております熊本県に対しまして、渋滞解消又は緩和につながるよう、期成会活動を通して交差点改良の要望を引き続き行ってまいりたいと思います。

○2番（津志田幸紀君） 松橋駅西口開発のことも考えると重要なアクセス道路だと思いますので、今後も注意しておいてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、大きい4番、スポーツ施設の運用について、（1）小中学校や各旧町にある運動施設の活用について。宇城市にあるスポーツ施設は、屋外、屋内を合わせて何か所あるのか。また、年間利用数と利用が多い施設、併せて市内外での利用者比率をお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市の社会体育施設は、社会体育目的で使用している学校施設を含め、グラウンド、体育館等の用途別にまとめると92か所ございます。内訳としまして、地域別では三角町22か所、不知火町12か所、松橋町22か所、小川町29か所、豊野町7か所で、用途別では屋内運動場41か所、屋外運動場43か所、その他8か所となっております。

令和6年度の利用状況としまして、全施設の年間利用者数は約78万人であり、1日当たり約2,000人が社会体育施設を利用されております。令和5年度は約75万人でしたので、前年度よりも増加している状況でございます。

地区別に見ますと、松橋町の施設が約29万人で最も多く、次いで小川町の約25万人、不知火町の約14万人、三角町・豊野町が約5万人となっている状況です。施設別では、屋内施設はウイングまつばせ体育館が6万7,000人と最も多く、1日当たりの利用者は218人、次いで不知火温水プール、不知火体育館、サン・アビリティーズ体育館の順で利用者が多く、屋外施設では、ふれあいスポーツセンター人工芝等コート、観音山グラウンド、稲川グラウンドの順で利用者が多い状況です。

施設予約の状況から見ますと、全般的に平日夜間及び休日昼間の予約申込みが多く、一部の施設は抽選となるケースもあっている状況です。

また、利用者の特徴としては、クラブチーム、愛好者団体、部活動の利用がほとんどであり、市内・市外の割合は、市内在住者の利用が9割以上で、市外在住者は1割以下となっております。

○2番（津志田幸紀君） 再質問になりますが、各学校にもグラウンドがありますが、一般の方も予約したら利用できるのか。学校の許可も必要だと聞きましたのでお尋

ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 宇城市立の小中学校施設は、学校運営に支障を来さない範囲において、社会体育目的で利用することができます。

具体的には、原則として、体育館は小中学校ともに夜間は毎日利用することができます、小学校は休日の昼間も利用できます。

また、グラウンドは、小学校のみ休日の昼間に利用することができます。

なお、施設の予約は、ほかの社会体育施設と同様に公共施設予約システムで行うことができます。

○**2番（津志田幸紀君）** 時間がございませんので、先に進めさせていただきます。

（2）市営グラウンドなどの管理体制について。宇城市内のスポーツ施設は、不知火町以外は公共施設予約システムからなっていますが、不知火町のみ委託であるため、窓口まで出向いた申請となるのかと思っていますが、市内外からしてみれば、仮申請から本申請まで何度も窓口に出向くという形になりますので、宇城市内外からでも簡単に予約ができるようなシステムを統一してはどうか。また、市内には数多くの施設がありますが、管理するに当たり維持費が高額になるものと思われる。このため将来性を見据えた考えで、メインとなるスポーツ施設は市が管理し、それ以外の施設は、子どもたちのクラブチーム等の専用グラウンドとして使用し、管理していくなどの取組もできるのではないかと思います。市の考えをお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 本市の社会体育施設の予約については、令和3年度から公共施設予約システムを導入しており、利用者は、パソコンやスマートフォンを用いてWEB上で施設の空き状況が確認できるとともに、施設の予約申込みも受け付けております。

一方で、議員御質問のとおり、不知火地区の社会体育施設については、指定管理者に予約受付等の業務を委託しており、管理者が異なることから、現在は予約システムを導入しておりません。

今後、利用者の利便性向上を図るため、不知火地区の施設についても予約システムの導入を進めてまいります。

また、先ほどの答弁でも申しましたが、本市の社会体育施設は92か所ございますが、確かに利用の多い施設と少ない施設がございます。しかし、どの施設も一定の利用があり、施設利用によって地域住民の心身の健康増進や体力の向上はもとより、住民同士のつながりが深められているものと認識しております。

現在のところ、施設の統廃合等は考えおりませんが、今後とも施設の利用状況等を把握しながら、管理体制の在り方を研究してまいりたいと思います。

○**2番（津志田幸紀君）** 最後の質問に移らせていただきます。（3）これからのグラ

ウンド等施設の方角性について。数多くの運動施設がある中で、今後、学校解体後などを含めた屋外施設の運用はどのような考えでおられるのか。また、ある程度の広さを必要とします企業誘致も考えると、地盤が固いグラウンド等も有効活用できるのではないかと思います。市としての考えをお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 社会体育施設のうち、グラウンド施設は16か所あり、特に照明設備を有するグラウンドは稼働率が高く、抽選を行うことも多々あります。照明設備がないグラウンド施設は、基本的に昼間の利用となりますが、野球、サッカー、グラウンドゴルフ等のスポーツ利用のほか、校区体育祭、地域の祭りやイベントなどに利用されております。

グラウンド施設は、地域住民のスポーツ活動の場であるとともに、地域コミュニティ活動の場としても活用されている現状からしますと、今後とも引き続き維持していく必要があるものと認識しております。

なお、企業誘致の候補地として、企業等から具体的な話があった場合は、地域の意向を踏まえ検討することは可能と認識しております。

○2番（津志田幸紀君） 4番にスポーツ施設の運用についてということで3つ質問させていただきましたが、これは防災と企業誘致等も併せてできるものが、もしかしたらあるのではないかというふうに考えたところです。

松橋駅西口開発から定住促進、魅力ある宇城市の取組についていろいろ質問させていただきました。最初の一般質問になりましたのでちょっと不慣れな点がございましたが、これからもどうぞよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、津志田幸紀君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、中山弘幸君の発言を許します。

○19番（中山弘幸君） 19番、宇城市民の会の中山です。早速質問に入らせていただきます。

末松市長が就任され、まもなく4か月が過ぎようとしております。その間、有機フッ素化合物の問題、またカレンダーに誤った内容の記載などの対応で、多忙な日々をお過ごしのこととお察しいたします。今回の質問では、これまで取り上げて

きた問題を含め、市長のマニフェストを中心に市長の基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

まず、1 番の市長のマニフェストについて、（１）人口減少対策について。人口減少は、宇城市だけの問題ではなく全国的な問題であり、仕方がないというのが一般的な見解ではないでしょうか。しかし、そうやってしまえば何も生まれません。末松市長は、先の選挙の争点、また先の第 1 回定例会の所信表明でも、最重要課題に人口減少の抑制と経済の活性化を挙げられました。私は、この最も難しい課題にあえて挑戦されるトップリーダーとしての覚悟に心から敬意を表し、宇城市の議員として全面的に協力したいと考えております。宇城市は合併して 20 年が過ぎました。当初は、旧 5 町の均衡ある発展を理念としてスタートしましたが、残念ながら現状は周辺部の人口減少が顕著であり、特に三角町の人口減少は、マスコミでも取り上げられるほどであります。このような現状を市長はどのように感じておられるのか、率直な思いをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（末松直洋君） 合併以降の宇城市全体の人口推移につきましては、大村議員の一般質問でお答えしたとおりであります。そのうち三角町の人口については、合併当初の平成 17 年 1 月 15 日時点においては 10,069 人、直近の本年 5 月 31 日時点の人口が 6,185 人で、3,884 人の減少となっており、この期間の市全体の減少数の 46%ほどを占めている状況であります。

宇城市全体の人口減少はもちろんですが、旧三角町地域の人口減少の進行については、私自身も特に危機感を持っているところであります。何とか定住人口を維持させる必要があると考えております。

まずは議員おっしゃるとおり、交流人口の増加に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えているところであります。

○19 番（中山弘幸君） 今の直近の三角の人口を聞いて、私も改めて驚いておりますけれども、これまで私は市民から聞かれて、6,500～6,600 前後でしょうということを言っておりましたが、本当にびっくりしております。私は、平成の合併が推進された当初は、反対に近い慎重な立場を取っていましたが、理由はまさにこのことであります。しかし、ここまでになるとは想像はしておりませんでした。このことは、長年議員をしてきた自分にも大いに責任があると痛感しております。今後は末松市長の手腕に期待をしながら、私もできる限りの協力をしていきたいと考えております。三角のことは、後で改めてお聞きいたします。

次に、（２）の公園の整備についてお尋ねをいたします。市長の選挙のマニフェストの中で、近所で安心して遊べる公園の整備という項目があります。私も子どもたちを安心して遊ばせることのできる公園があれば助かるという意見をよく聴きま

す。おそらく市長もこれまでの活動の中でそのような声を聴かれていたのだろうと思います。そこで公園整備について、市長はどのような考えを持っておられるのかをお尋ねいたします。

○市長（末松直洋君） 市の公園は、都市公園法に基づいた都市公園が9か所、それ以外の公園が53か所、計62か所あります。そのうち遊具がある公園は23か所です。遊具の数や利用者が多い公園としましては松橋町の岡岳公園があり、昨年度から更新の工事に着手しています。

公園数は充足しておりますが、これまでの県議会議員時代の活動や地域活動の中で、子育て世代の方たちから子どもが安心して遊べる公園整備を望む声を特に多く聴き、公園のニーズが高いことは認識しております。

子育て世代に選ばれる“まち”になるためには、子どもたちが安心して遊べ、若い世代の定住にもつながるような魅力的な公園が理想と思っています。

今後、他自治体の先進事例や民間との連携も含め、研究を進めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 今の答弁で、遊具がある公園が23か所あるということですが、リストを頂きましたけれども、松橋が8か所、不知火が10か所、小川が3か所、三角が1か所、豊野がゼロとなっています。三角の1か所につきましては、現在使用できない状態にありまして、このように地域にも格差があることが理解できます。私は全てを確認はしておりませんが、一応これだけの遊具がある公園があるにもかかわらず、公園のニーズがあるということを不思議に思っております。これは、公園があることが認知されていないのか、若しくは今の時代のニーズを満たしていないのか。私はどちらかと言えば、今の時代のニーズに合っていないのではないかと考えております。私も以前から、三角町にも遊ばせる公園がないので、是非整備をしてほしいという声をよくいただいております。今市長から、前向きに研究を進めていくという趣旨の答弁がありました。また、宇城市の子ども・子育て計画にも公園整備はたぶん盛り込んであると思っております。今後は是非、子育て世代の皆さんの声も十分に聴かれ、先ほど市長の答弁にもありました、子育て世代に選ばれる“まち”になるように、子どもたちが安心して遊べ、若い世代の定住にもつながるような魅力的な公園ができますように期待をしております。

次に、（3）番の市民と一体となった政策の推進についてお尋ねいたします。市長のマニフェストの中に、市民と一体となった政策の推進という文言がありました。市長のお考えをお聞かせください。

○市長（末松直洋君） 市民と一体となった施策の推進とは、地域の方々との意見交換を実施することで、地域のニーズや想いをくみ上げ、市民の意見を市政に反映することと考えております。

先に５町で開催いたしました行政区長会議の中でも、まちづくりに関する懇談会を設置することをお話しさせていただきました。

地域の現状や課題を共有し、地域の未来をデザインすること、また、デザインした未来に向かって行すべき地域と行政との役割分担などの意見交換を、小学校区単位で行いたいと考えております。

現在、この構想を実現すべく、関係課で協議を進めているところであり、準備ができ次第、次の段階に進めてまいります。

○１９番（中山弘幸君） 今、まちづくりに関する懇談会を設置する準備を進めているということですが、市長の思いがよく理解できました。今後は、委員の選任など具体的に進めていかれると思いますけれども、より幅広い年齢層から選任されて、実効性のある組織になることを期待しております。

（４）につきましては、今回は取下げをさせていただきます。

次に、大きい項目の２の三角町の課題について質問をいたします。（１）番の旧三角町の焼却場の撤去についてお尋ねいたします。三角町戸馳にあります旧三角町の焼却場の撤去は長年地元の課題であり、私も以前から要望を受けておりました。末松市長が就任され、地元の方と具体的な話をする中で、近く戸馳の区長会として陳情されるので、その後の６月定例会で質問をと予定をしておりました。今議会に早々と施設の解体設計予算が計上されておりますので、改めて質問するまでもないと考えましたけれども、せっかくの機会なので、今後の予定について説明をお願いいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 三角町戸馳にあります宇城市農産廃棄物処理施設は、昭和５５年１１月に完成し、平成９年１２月までの約１７年間稼働していた施設でございます。

この施設の解体については、解体瓦礫の運搬搬出は、旧戸馳大橋の車両規制により大型車両を使用した運搬搬出が難しかったため、航路運搬により処分費等の高騰が見込まれたこと、加えて、解体時に要する国県補助金や有利な起債などの特定財源がなかったことから、これまで解体時期を延伸してまいりました。

新戸馳大橋建設から６年余りが経過したこと、過疎対策事業債や公共施設等適正管理推進事業債の有利な特定財源を活用できる見込みが立ったことから、また先日、地元の区長会長を代表として解体の陳情も踏まえ、本議会に解体の設計業務委託料約１，２９４万円を計上させていただいております。解体工事の概算工事費は、約６億円弱程度と試算しておりますが、施工は令和８年度・９年度の２か年で実施予定を考えております。

○１９番（中山弘幸君） 今回、解体設計の予算が承認されれば、地元の皆さんも大変

喜ばれると思います。改めて、末松市長の迅速な政策の推進に敬意を表し、地元の議員として感謝を申し上げます。

次に、（２）番の三角西港の現状と課題についてお尋ねいたします。三角西港は、本年、世界文化遺産に登録され１０年を迎えます。その間、コロナの影響もありましたが、なかなか期待とは裏腹にもうちょっとどうにかならないかというのが、私を含め多くの市民の実感ではないかと感じております。本年、１０周年を迎えるに当たり、市でも様々なイベントを企画されていると思いますけれども、できれば一過性のイベントで終わることなく、この１０周年を機に三角西港の歴史的価値、また観光地としての価値がさらに高まるようになればと期待をしております。今後のイベントについてのお尋ねをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 三角西港は、今年の７月で世界文化遺産登録１０周年を迎え、今年度は、記念イベントなどを実施していきます。

まず、８月３日に露店を並べ、子ども向けではありますが、いわゆる縁日を埠頭の石畳部分で行います。

１０月には、食と体験を絡めたものをイメージしていますが、具体的な内容は、民間事業者の提案を受け選定いたします。

１１月１５日には、築港に貢献した富岡敬明氏をたたえる講演会をウイングまつばせで予定しております。

また、教育委員会においても、記念ノベルティグッズの制作、同じ三池エリアの大牟田市及び荒尾市と学校給食での石炭に見立てた共通メニューの提供、九州国立博物館での企画展、熊本県内の世界遺産を巡るスタンプラリー、明治日本の産業革命遺産の構成資産やガイダンス施設を巡るカードラリー、遺産を舞台にしたミステリー小説１２作品に登場するスポットをインフルエンサーが情報発信するなどのＰＲ事業が行われます。

その他、市観光物産協会では、小泉八雲に関する記念講演会やマルシェ、埠頭や建造物の写生大会、県の阿蘇草原再生世界遺産推進課においては、荒尾市立万田小学校と三角小学校の学校交流会が予定されているようです。

このような取組が立て続けに行われることで、改めて世界文化遺産を印象づけるものになるのではと感じています。

来訪者数については、先ほど津志田議員にお答えいたしました内容と重複しますが、登録後は、明治日本の産業革命遺産群というＰＲにより、埠頭や歴史的建造物目当てで多くの方が来訪されました。その後、数は減ったものの、今も変わらず一定数の来訪者を数えるのは、自然と調和した港が持つその風光明媚さからと自負しております。

その歴史的価値を学ぶ、あるいはのんびりと散策する、そのようなスポットとしても、今後、活路を見いだせないか考えるところであります。

三角西港観光広場も、重複いたしますが、県が整備を進めている緑地広場が完成しますと、駐車場からボードウォークをつたい、埠頭沿いを安全かつ景観を楽しみながら三角西港へ徒歩で向かうことができるようになります。さらに大型駐車場自体でも広場としてイベントが可能になるなど、三角西港にとって利用価値の高いスペースへと変わる予定です。

今後、それぞれの取組を契機に、その効果が観光の拠点であります三角西港のみならず、周辺あるいは市全体へ広がることを期待しています。

○19番（中山弘幸君） 今、詳しいイベントを紹介していただきました。今後に期待をしておりますのでよろしくお願いします。また、今大型駐車場の活用についても触れられました。これは以前、市がホテルを買収して解体費、公園整備などを約1億5,000万円ぐらいかけて整備をされましたが、これまであまり活用されてきませんでした。この事業には、私は当初から反対してきた経緯もありますので、今後は有効に活用されることを大いに期待をしておりますので、よろしくお願いします。

次に、（3）番の三角町の特性を活かした振興策についてお尋ねいたします。市長は選挙の中でも、三角には特別な思いがあると言っておられました。私も選挙期間中に、とにかく三角のことをしっかり考えてくれる人に市長になってほしいとの声をたくさん耳にしました。その思いは、市長にも届いているだろうと思います。そこで、三角の振興策について市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（末松直洋君） 三角町の地域振興について、私の思いを申し上げます。

三角町は、海と山に囲まれた豊かな自然環境、三角西港をはじめとする歴史的資源、農業や花の生産、港と駅を軸とした交通の要衝など、多様な特性を備えた地域です。私は、この三角ならではの魅力を最大限に活かし、今後のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

郡浦・大岳地区の農村部では、果樹栽培などの農業が地域を支えており、若い世代にも希望を持てる地域づくりが大切だと考えております。

三角駅周辺から港湾エリアにかけての一带は、天草への玄関口であり、かつてのにぎわいを思い起こさせる場所です。

交通や観光の活性化に加え、空き店舗の有効活用なども含め、地域の振興や港の役割拡大に向けた取組を進めていきたいと考えております。

戸馳地区では、花の生産や自然環境といった地域の特色を活かし、花の学校跡地や若宮海水浴場の利活用も含め、地域の皆様とともに今後の方向性を考えてまいり

ます。

このように、三角町の持つ多様な特性を活かしながら、地域の皆様と協力し、将来を見据えたまちづくりに丁寧に取り組んでまいります。

- 19番（中山弘幸君） 今市長の答弁で、各地域の特性をよく把握され、三角に対しての思いの一端を伺うことができました。今後、具体的な施策が形になっていくことに大いに期待をしております。今、答弁の中で港についての話が出ました。三角は古くから天草の玄関口として、また貿易港として繁栄してきた町であります。現在は時代の流れの中で、天草の玄関口としての役割は大分少なくなってきております。しかし、港の機能としては国県の機関も多くあり、また現在でも宇城市を拠点に事業を営んでいる会社も多くあります。私の感覚としては、行政の取組次第では港の機能としてまだまだ伸びしろがあるのではないかと考えております。

そこで、今後三角港の機能強化、また海運業界の活性化などについて市長の考えがあればお尋ねいたします。

- 市長（末松直洋君） 三角東港は、JR三角駅と直結し、また天草への海の玄関口でもあるため、交通の要衝と言えます。

現在の東港の状態になったのは、様々な要因があると思いますが、とりわけ三角島原フェリー航路の廃止も大きな要因だと思います。

その後、物流港として機能している東港ですが、港湾全般が熊本県の所有であるため、港湾の更なる発展には熊本県の力が必要でございます。

まずは、地元港湾関係者と意見交換の場を設け、県と連携して、港湾地域の振興を図ってまいります。

- 19番（中山弘幸君） 市長から前向きな答弁をいただきました。この三角の活性化につきましては、今後も継続して議論させていただきたいと考えております。

次に、大きな項目3の行政区からの要望について質問をいたします。各行政区からの要望につきましては、日頃からなかなか対応してもらえないとか、市長に要望しても金がないと言われて、なかなか対応してもらえないという声を聞きますけれども、取扱いと今後の課題についてお尋ねいたします。

- 総務部長（木見田洋一君） 各行政区からの事業要望につきましては、毎年7月頃に各行政区に要望書の提出をお願いいたしまして、9月に各行政区から次年度の事業要望書を提出していただいております。

事業要望件数に関しては、各行政区2件まで、そのうち土木課関係事業は1件までとしてお願いをしております。

提出されました事業要望は、関係部署に割り振りを行い、それぞれの部署において緊急性や危険性、重要性、あるいは投資対効果といった観点から、事業内容等を

総合的に精査・検討を行い、これをベースに次年度の事業関連予算の編成が行われます。

例年ですとその後、議会において次年度予算の御承認がなされた後に、翌年の4月に事業採択の有無等を各行政区へお知らせすることといたしております。

このうち、見送り又は一部実施となった事業につきましては、次年度以降、再度御要望をいただきまして、改めて検討の対象とさせていただいているところです。

次に、令和5年度に御要望いただき、令和6年度に事業予算化いたしました件数及び採択の状況ですが、142の行政区より243件の要望があっており、内訳といたしましては、土木関係が最も多く191件、次に農林水産関係が34件、上下水道関係が4件、その他要望が14件となっております。このうち、国県への要望として市が対応した分を含みまして、実施済みの事業が189件、採択率といたしましては77.8％となっております。

なお、令和6年度に要望をいただきました事業で、令和7年度実施分につきましては、本議会での予算承認をいただきました後に各行政区へお知らせする予定といたしております。

市といたしましては、限られた予算の範囲の中での事業の選択となりますので、今後も緊急性、危険性のあるものから重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 今の説明で大体毎年7割程度の採択があっているということですけれども、そのような状態になると余り不満の声は上がらないのではないかと思いますけれども、この件は今後も調査をしていきたいと思っておりますのでお願いします。

それから、宇城市は中山間地域を抱えた地域も多くあります。地区の要望事項にも地域的な格差があるのではないかと思います。それで、毎年の要望事項だけでは市民の要望に応えることは難しいとも考えられます。そこで、さらに地区の要望に迅速に対応するために、毎年支所ごとに配分されております修繕費を増額すれば、さらに迅速な対応ができるのではないかと思いますけれども、その点お尋ねをいたします。

○市長（末松直洋君） これまでも事業要望以外にも、各地域における緊急的な要望に柔軟に対応できるよう、それぞれの地区ごとに目安を設け、予算を確保してまいりました。

御質問がありましたようなことが生じた場合、まずは状況を確認させていただき、市全体の事業として、緊急性、危険性、また必要性などを踏まえ、検討した上で、修繕費のみならず、工事請負費や他の予算も含め、流動的にかつ適切な対応ができ

るように取り組んでまいります。

○19番（中山弘幸君） 今後とも適切な対応ができるように、よろしくお願いしていきます。

次に、大きな項目の4番目、市道等の整備及び管理についてお尋ねをいたします。

（1）市道の管理について、宇城市は東西に31.2キロメートル、面積は188.6平方キロメートルもあることから、かなりの延長の市道があると思いますけれども、日頃の管理についてお尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 市が管理する市道は、旧5町の路線を引き継いでおり、令和7年3月時点で路線総数は1,999路線、総延長は1,008キロメートルを超える延長となっております。

これらの市道を大まかに分類しますと、国道や県道と接続するなど通過交通の多い公共性の高い市道や、集落内にあります比較的利用者が近隣住民に限定的で古くからある市道など、市民にとって様々な役割を担っている路線で構成されております。

道路管理の例としまして、代表的な道路構造物である橋りょうやトンネルについては、近接目視による5年に1回の法定点検が義務付けられておりますので、平成26年より継続的に行ってきたところです。

また、路面や路肩等においては、道路のひび割れ、わだち掘れ等を調査する機械を用いまして、路面の性状調査を行った後に、適正な舗装構成を決めますFWD調査を行いまして、路面の維持管理をしております。このほかには職員による道路パトロール、市民からの情報などにより、劣化や損傷を把握し修繕や草刈り等の維持管理を行ってきました。

先ほど申しましたとおり市内には1,000キロメートルを超える市道があり、予算等の制約もあることから、維持管理が行き届かない部分があり、対策が必要と思われる路線もありますが、これからは有効な維持管理の方法、対策の検討を進めてまいりたいと思います。

○19番（中山弘幸君） 今答弁がありましたけれども、延長が1,008キロメートルともなれば、なかなか管理を徹底することは難しいと思います。日頃の草刈りなどは、地域の公役などのボランティアに頼っている部分が多いのではないかと思います。市道ですから市が管理するのが当然ですけれども、地域の人たちも地域でできることは地域でとっておられるのも事実であります。そこで、地域の公役等で重機などを利用した場合、その費用を市に負担していただければ、地域もより良くなりますし、市としても少ない予算で地域の要望に応えることができると思いますけれども、いかがですか。

○市長（末松直洋君） 市民の方々におかれては、毎年実施している宇城市民環境美化運動をはじめ、各地域で公役等を実施いただいていることに大変お世話になっており、市道管理者、河川の管理者として大変感謝しているところであります。

議員が申されましたとおり、公役等の作業に当たり、高齢化や人口減少による人手不足が生じていることは、認識しているところでございます。

本市として、ごく身近な生活道路として利用されている市道、市管理河川の適正な維持管理、費用負担については、今後検討してまいります。

○19番（中山弘幸君） 今の前向きな答弁をいただきましたので、今後はできるだけその対応ができるようによろしくお願いしておきます。

次に、（2）番の市道等の整備についてお尋ねをいたします。今回は、リバーサイドロードについてお尋ねをしたいと思います。私はこれまで、この事業は余りにも課題が多いことから、反対の立場で何度となく質問をしてきました。しかし、この事業は前市長が進めてきた事業であり、また今議会にJR九州との委託契約の議案も上程されております。今後は、この課題の多い事業を末松市長の手腕で何とか課題を解決し、より効果的な事業へと転換していただきたいという趣旨で質問をしたいと思います。私がこれまで反対してきた理由は、主に3点です。1つは、莫大な事業費、2つ目が余りにも長すぎる工期、3つ目がその割には効果が限定的ということです。先の質疑でお分かりのとおり、1工区だけでも事業費が18億円余り、工期が10年となっております。これは順調に進んでのことであり、これ以上に膨れ上がる可能性は十分にあります。2工区では、橋りょうの架け替えが2か所もあり、家屋の移転もあることから、最終的な工期は20年以上、事業費は40億円から50億円は掛かるだろうと考えられます。また、市中心部の渋滞緩和ということで、完成すれば市中心部の交通量が15%減少と言われておりますが、20年もすれば人口減少でそれくらいの交通量の減少は予想されます。また、1工区は国営整備事業内、2工区は河川敷であり、ほぼ開発の可能性はありません。辛うじて3工区の可能性は残っております。

そこで、今後課題であります莫大な事業費、長すぎる工期、そして3工区の開発を末松市長の手腕で解決し、より効果的な事業に転換していただきたいと期待しますが、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） まず、一般的に道路整備は、交通の利便性向上、生活の質向上、防災性の向上、地域経済の活性化など多岐にわたる効果と目的を持つことを期待し、併せて市の政策方針との整合性をもって推進しております。

御指摘の大野川リバーサイドロード線については工事を進めておりますが、議員御指摘のとおり、竣工までには多額の費用と相当の期間を要する見込みです。本路

線の1工区・2校区・3工区は、松橋町市街中心地域の渋滞緩和、沿線地域経済の活性化、また南消防署を起点としていることから、防災機能向上などを期待しております。宇城市総合計画にありますとおり「住みよく安心できるまち」の実現に向け、必要な事業です。

また道路の沿道効果を期待し、大野川リバーサイドロード線の沿線区域の土地利用を鑑みますと、御指摘のとおり、特に宇城地域振興局から宇城総合病院付近までの3工区においては、総合病院や道の駅にも隣接し、民間投資の誘発などの相乗効果も相まって市の発展に大きく寄与するものと期待をしているところです。

○19番（中山弘幸君） 私がもう1点心配していることは、宇城市の道路予算が大野川リバーサイドロード線に集中するあまり、新規の改良工事や地域に寄り添った細かな事業ができなくなるのではないかとということです。支所への予算執行権限を拡大するなど、市全体の発展に対する対策が必要だと思いますけれども、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 土木部の道路予算は、道路事業につきましては、改良費、修繕を含んだ維持費、災害復旧費が主なものです。

この中で大野川リバーサイドロード線等の比較的大規模な道路改良は改良予算、地区要望、修繕などは主に維持予算と分けた予算編成を行います。

それぞれの財源としては、改良費、災害復旧費は国の補助金、起債が主な財源となります。

維持費は一般財源となりますが、改良費の増大が一般財源の事業に影響を及ぼすことがないように予算編成を行うに当たり、多額の事業費を要する改良予算が急激に増大し、維持予算に影響が出ることがないように、中長期の計画を立てて予算を編成しているところです。

また、支所の予算については、現状は大まかにいいますと、各支所の地区要望に対する予算と、緊急対応（修繕）の予算を全ての現地を確認しまして緊急性、危険性を第一に予算付けを行います。また、各支所間のバランスにも配慮した予算編成を行ってきたところでございます。

近年の土木部予算全体の傾向は、災害復旧事業が少なく災害関連の予算が減っておりますので、土木部の執行予算自体も減額傾向にあるところでございます。

○19番（中山弘幸君） 分かりました。3工区につきましては認識は同じであるというふうに理解をいたしました。しかしながら、2工区が終わってからの着工では、おそらく20年ぐらいかかりますので、予算の都合もあると思いますが、事業効果を上げるためには、3工区の計画を急ぐべきではないかという私の意見を申し上げまして、今後とも継続してこの課題は質問をしていきたいと思っております。

ちょっと時間が早めに終わりましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番、原田祐作君の発言を許します。

○9 番（原田祐作君） 議席番号 9 番、会派蒼生、原田でございます。4 月より新たに一人会派といたしまして蒼生ということで始めさせていただきました。蒼生というのは、よく中国の古い小説等々で一般に暮らす皆様、庶民の皆様というようなことの意味合いを含んでおります。やはり市民の皆様と同じ立ち位置に立ち、歩調を合わせ、今後も活動を進めていきたいと、このような思いを込めております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先般通告申し上げておりました質問に沿って進めてまいります。今回は大きく 3 点につきまして、1 つ目が副食費また給食費について、2 つ目に本市の水道事業について、3 つ目が公共工事についてということで進めてまいります。冒頭に申し上げます、一番最後小さい（4）番、外国人労働者の就労状況について、この項目については、今回は質問を取り下げさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、大きな 1 番の（1）番、給食費、副食費の議論を進めるに当たり、まずその無償化の範囲について、前提となる確認を含みまして質問をいたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、保育施設における副食費無償化の範囲についてお答えします。

令和元年 10 月 1 日に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、国の施策による幼児教育・保育の無償化とされました。これにより、副食費も満 3 歳から満 5 歳児の低所得世帯及び第 3 子以降については無償化とされております。

併せて、本市においては子育て世帯の負担軽減のために、国の無償化範囲以外の満 3 歳から満 5 歳児の副食費についても、国の公定価格を限度に無償化とされています。

○教育部長（舩井貴男君） 学校給食無料化事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減などを目的に令和 5 年 8 月から実施しているもので、その対象範囲は、宇城市立の小中学校に通う児童生徒で、本市に住所を有する保護者を原則に対象としております。

また、私立の小中学校又は義務教育学校のほか、特別支援学校や区域外就学により市外の小中学校に通う児童生徒であっても、本市に住所を有している保護者については無償化の対象としています。

○9番（原田祐作君） 今、御答弁いただきまして、宇城市については他の自治体よりもより支援する幅が広いと、そこには手厚く支援をいただいているということがまずは確認ができたところでございます。本来であれば、副食費と給食費というのは、福祉部と教育部というふうに別の部署に分かれておりますが、今回は1つに併せて取り上げさせていただいております。これは、いずれも市の一般財源若しくは国県の補助が入っているということで、市民の皆さんの負担はないのですが、ただ、市民の負担はないにしてもこの物価高騰、この食材費の高騰を受けてその財源は逼迫していると思いますが、こういったものをどのように手当てをしていくのかという観点では同じではないかなと、そういう御心配な声を耳にすることがありましたので、今回は部はわたっておりますけれども、1つのこととして質問を進めさせていただきます。それでは今確認をいたしました。

それでは、小さな2つ目の質問に移ってまいります。一人当たりの単価ということで通告しておりますが、この給食費、副食費、この一人当たりの単価またその積算の根拠となるようなものはどこにあるのかということについてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 副食費の単価は、国が毎年定める公定価格を目安に、各保育施設において実際に提供した食材費を基に定められています。

令和6年度の副食費に係る一人当たりの経費を市内各保育施設に確認をしましたが、国が定める公定価格の月額4,800円でやりくりされている園もございましたが、全施設の平均としましては約5,500円で行っていました。

公定価格との差額については、各保育施設の運営費により賄われており、国が定める公定価格に据え置いて運営をしていただいているというような状況でございます。

本年度は、国の公定価格が月額4,800円から4,900円に増額されたことから、本定例会において副食費の給付額を国公定価格と同額の月額4,900円に増額する提案をしております。

○教育部長（舩井貴男君） 学校給食における給食費の設定については、宇城市立小中学校長及びPTA役員などで構成される学校給食運営委員会により決定しております。

現在の給食費は、令和5年度末に県内14市の学校給食費を参考に消費者物価指数の上昇率を考慮して算定し、小学生で月額4,600円（日額260円）、中学

生では月額5,300円（日額300円）としております。

なお、令和5年度における県内の平均給食費は、小学生で月額4,320円（日額244円）、中学生では月額5,008円（日額290円）となっております。

また、全国平均では、小学生で月額4,688円（日額269円）、中学生では月額5,367円（日額314円）となっております。

○9番（原田祐作君） まず保育園の副食費につきましては、国の公定価格が4,800円、今回の補正予算でそれが4,900円に100円引き上がるというようなお話ですが、ただ、現状を調査いたしますと、平均が5,500円というような今お答えをいただきました。非常に大きな差額がそこに発生しているんだなとこのように考えます。やはり保育園というのは、民間の運営で現状行われております。またそこには国県、また市の補助が多く入っている状況にあっては、この副食費の差額というのは、運営の状況を左右するような何か大きな要因になるのではないかなというふうに心配をします。以前から、私もこの一般質問におきましては、その保育の質、またその食に関する質、このようなものについては、しっかりと担保をしていかなければならないというような発言を繰り返しております。改めてここにつきましては、その運営状況等々は当然市の監査等で入られると思いますので、しっかりと把握をされて、子どもたちの環境というものについてはしっかりと見守っていただきたいなと、このように感じます。また、給食費につきましては、まず令和5年度から比較すると、若干、先ほどの答弁の中で、宇城市の令和5年度がいくらだったのかというのがちょっと私理解ができなくて、私の理解では、令和5年度の平均は県では小学校が4,320円、中学校では月額5,000円だったと。宇城市はそこを基準にして、現在が4,600円と5,300円に引き上げられたというふうに私は理解をしたのですが、その理解でちょっとお話をしますと、果たして適正なのかと、ちょっと比較のしようが分からないなというふうに今質問を受けて思いました。ただ、熊本市の状況を調べましたところ、確かに若干の物価の違いはあると思うんですけども、熊本市ではたしか小学生が4,800円で、中学生が5,600円ということで、現在の宇城市の4,600円と5,300円に比べても若干高くなっている状況があるので、ここはもうちょっと深く調べたいなという思いがありました。もう一つ、ちょっと私が気になりましたのは、学校給食運営委員会によってその金額が決められているというような御答弁をいただきました。確かに学校給食運営委員会というのは、宇城市学校給食運営委員会条例というものがあまして、それに沿って設置がされております。その中には、第2条で職務としては、管理運営の推進及び対策に関すること、施設・設備の改善に関すること、給食費に関すること、その他管理運営上必要と認められる事項というふうに規定が

されておりますが、この給食運営委員会で、私も以前、学校のPTA会長という役目を担っていたときに出席をしたことがあるんですが、果たしてこの第2条にうたわれているような職務がきっちりと議論されているのかなとちょっと心配するところがあります。なぜかといいますと、その給食運営委員会というのは、全体で確か35人という規定がありますが、現状は学校からおおむね校長先生がお一人と、あとPTAの会長さんであったり、その各単Pの担当の役員さんが出席をされるんですけども、特にその保護者側の出席者は、単年度の役職の変更によって参加をする人が大部分だと思うんです。ですので、もしこの給食運営委員会で、保護者の皆さんの意見を全部取りまとめようとしたときに、ちょっと無理があるんじゃないかなと思いました。やはり私も初めて、こういう議員という立場にしながら出席したにもかかわらず、やはりそこで初めて聞く情報をどう処理して自分で考えたらいいかとか、それをどのように学校で集約してこの委員会に持っていけばいいのかというのが、やはりちょっと分からなかったことがありましたので、もし、今後この委員会でこのような給食費であるとか内容について、もっと進めた議論が、保護者の意見を反映する必要があるのであれば、事前に何か保護者さんたちに対して、もっとこういうことがあって、こういうことを議論しますというようなことを事前に情報を提供いただくようなことがあった方がいいんじゃないかなというふうに思います。これはあくまで私の参加した上での実感ですので、違うということであればそれはそれで承知はいたします。しかしながら、しっかりとこのことについても見守りを続けていきたいというふうに思います。

では、3番目の質問に移ってまいります。食材費高騰対策についてということで、先ほどから繰り返し申し上げておりますが、物価高騰、食材費の高騰によってかなりその費用的なところの負担が大きくなっているというふうに推察をしますが、この対策については、どのような対応を取られているのかということについてお聞きをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 昨今の物価高騰の影響により、各保育施設においては仕入先の変更、食材管理や調理方法の見直しなどを行い、極力、無駄を省くための工夫及び旬の食材や価格の安定している食材等を活用したメニューづくりを通してコスト削減を図るとともに、子どもたちに多様な食体験を提供している園が多数あり、各保育施設で様々な工夫と努力がなされています。

また、自園の菜園において、子どもたちへの食教育を兼ねて野菜栽培を行いつつ、コスト削減をされている園もあり、各々の保育施設で食材費高騰対策に取り組まれています。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の学校給食に係る食材費については、令和6年4月よ

り公会計化し、学校給食に要する食材購入費用の全額を、市会計により賄材料費として確保し、給食無料化事業を実施しているところでございます。

国内における物価高騰により、賄材料費への影響も発生しており、米につきましては、本年度の契約ベースで昨年度比の1.9倍、調味料や加工品、生鮮食品については、昨年度の物価指数の上昇率を参考に、品目ごとに2%から15%の上昇を見込んでいる状況であります。

このような状況から、現予算に対して最大で900万円ほどの不足が生じる可能性があります。本市の食材調達には、食材の品質を指定した見積り入札により競争原理が働いております。

このほか、生鮮品の生育状況や漁獲量などでも価格の変動が見込まれることから、今後の状況を見て予算不足が想定される状況においては、真に必要な経費を見極めながら予算化し、これまでどおりの品質確保に努めてまいります。

○9番（原田祐作君） 副食費につきましては、やはりその食材費の高騰を受けて、自園でそういった野菜を栽培するというようなお答えをいただきました。そこにもコスト削減という言葉がございましたので、最近の食材費の高騰というのは、やはり各園の運営に影響を与えているのではないかなと、ここからも推察します。国が決めることも多分にありますので、なかなか市独自というのも難しいんですが、ここについてはもうちょっとしっかりと調査して、必要であれば対応するというようなことが必要なかなというふうに考えたところでした。給食費につきましては、ちょっと1つ、やはりほぼこの宇城市産のものを使っているという米につきましても、かなり高い確率で物価上昇のパーセンテージがあるということが分かり、またほかの部分についても食材費、物価の高騰の影響を受けているというふうに受けました。そこで、ちょっと確認の意味も込めてなんですが、先ほど答弁の中で、900万円ほど当初予算に比較して不足が見込まれているというような数字のお答えがありました。その後気になったのが、食材については見積り入札なので、競争原理が働いているというようなお答えがありました。この900万円の増加分は、市が負担をするのか、若しくはその食材調達に関わるいずれかの民間のレベルで吸収するものなのかというのが、ちょっと私は判断がつかなかったのですが、私は一般財源が負担するというふうに理解をしましたが、それでよろしいですか。

○教育部長（舛井貴男君） 基本的には一般財源で対応する方針でございます。国等による物価高騰の経済対策、そのような活用が見込まれるものについては、関係部局と調整して考えてまいりたいと思います。

○9番（原田祐作君） 一般財源の方で負担をしていくと、要は、自治体側でどうにかそれは処理をしていくよということで十分理解をいたしました。先日の新聞で、熊

本市かどこかで、国の物価高騰対策費を充てて費用負担するというようなことがありましたけれども、やはりどこの自治体も悩んでいることなんだなというふうに思っています。しっかりとここは対応していただければなというふうに希望するところがあります。

それでは、小さな（４）番の質問に移ってまいります。地元食材の使用状況ということで通告を申し上げておりますが、特に地元農産物、やはりつくっている人の顔が見える、その状況が分かるというような、より安心・安全なものを提供していただきたいという願いがあります。できるならば、さらにより安全で安心、しかも社会的なニーズが高まっている有機農産物など、このようなものについての利用の状況についてお伺いをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 市内の保育施設に確認しましたところ、地元産食材の使用割合までは特定することはできませんでした。しかしながら、ほとんどの園において、園児たちの安心・安全のために、可能な限り地元産の食材を利用されていることです。

しかしながら、昨今の物価高騰の影響により、地元食材より安価な食材を一部利用することにより、経費削減を図っている園もあるようでございます。

○教育部長（舩井貴男君） 学校給食における有機農産物の活用については、食育の一環として、食材の生産過程や環境への影響をはじめ、健康管理に関する学びにつながる生きた教材になるものであり、非常に有意義な取組であると認識しております。

令和６年度における本市の有機農産物の使用実績は、宇城市産のショウガを１．２キログラム使用しております。このほか、有機農産物より緩やかな基準で生産された特別栽培農産物や環境保全型農産物として、玉ねぎ１８３キログラム、大根１，１８１キログラム、ネギ１１３キログラム、レンコン１，７２０キログラム使用しております。

本市としましても、国連が採択したＳＤＧｓへの対応があらゆる分野で重視されるほか、１品目の食材からでも活用に向けて調査研究しているところでもあります。

しかしながら、５，２００食余りの大量調理に必要となる量の確保や、形や大きさがふぞろいとなることで、調理時間や効率性に影響を与えること、有機農産物の生産者が少なく地産地消率が低下する可能性が懸念されることから、現状並みの年間使用量を目標として実施しているところです。

○９番（原田祐作君） 承知いたしました。地元食材の使用率につきましては、私も以前の一般質問で取り上げたところ、やはり５０数％だったですね。今回も余り変わらない程度ということで、やはりこれだけ様々な特産品があるこの宇城市でも、その程度が精一杯なのかなとちょっと残念に思うところではあるのですが、改めて私

たちもそこについては、しっかりと考えていかなければならないかなと思います。また副食費につきましては、やはり民間の保育所がされることですから、行政が直接的に関わると非常に難しいことなんだろうなということは推察をします。ですが、これはもう本当に繰り返しになりますが、乳幼児期の食というのは非常に大切なものであるというふうに思っていますし、昨今、子ども食堂等があちこちで開かれているように、やはり家庭でのその食事の状況というのも、なかなか課題があるんじゃないかというような指摘もなされる現在においては、この保育園の副食、また学校給食というのは、やはりこの成長段階の乳児から児童生徒に至るまで非常に大切なものであるというふうに思いますので、今後もしっかりとこのあたりについては、見守っていきたいというふうに思っています。

それでは、（５）番目の質問に移ります。農産物の生産者についてということで取り上げておりますが、いかに安心・安全な食材を求めたとしても、そこにその生産者がいらっしゃらなければ、これはどうにもならないということになると思います。そういった観点から、やはり農業人口がかなり高齢化し、減っていく将来を見据えて、様々な議論がなされています中、ここはその所管の経済部だけではなくて、やはり保育、教育もこういうふうに関係がありますので、関連した質問として取り上げさせていただいておりますが、その地元の農業者さん、またより安心・安全を求める上での有機野菜等々に関わる生産者の皆さんに対しての支援というのは、どのように行われていくのかお伺いをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 収穫した農産物をその地域の中で消費する、いわゆる地産地消は、学校給食への積極的利用のみならず、農産物直売所・産直などの利用推進、さらには６次産業化にもつながる取組であることは十分理解しております。

現状の取組としては、道の駅うき、道の駅不知火、アグリパーク豊野及び三角駅前のフィッシャーマンズワーフに直売所を設け、特に、家庭菜園で栽培される方も含めた小規模の農業者の販路の確保を行っているところです。

学校給食がこのような直売所からも調達されることは、生産者の励みにもなるのではと感じております。

一方で、有機野菜においては、環境保全型直接支払交付金の活用による支援を行っていますが、化学肥料や農薬の使用を抑えた栽培方法のため、病虫害対策や除草対策が難しく、慣行栽培よりも収穫量が望めないのが現状です。

加えて、収穫量が限られているため、事前取引価格を決定する契約栽培が一般的な傾向にあり、大量の食材調達に対応し得るには同様の契約は必要かと考えております。

御指摘のとおり、地産地消は農産物の生産が成り立ってこそその取組ですので、ま

ずは、深刻化している高齢化や農業者人口の減少に起因する基幹産業の停滞を防ぐことが急務だと考えております。

機械の共同利用による経費抑制と効率化、ほ場の大区画化で大型機械による作業の省力化、農地バンクを活用した農地の集積、作業受委託の推進により不足する労働力の補完、このような取組により農業者を支援することが、安定的な生産量の確保、ひいては学校給食への供給につながっていくものと考えております。

○9番（原田祐作君） 承知しました。しっかりと支援を行っていただきまして、子どもたちのそういった環境を守っていただきたいと思います。給食に関しましては、文科省が学校給食摂取基準というものも定めております。ここには、その中にありますのは、この基準は定めておりますが、これについてはあくまで全国的な平均値を示すものでありますので、地域に当たってはその実情に十分配慮し、弾力的にやはり運用してくださいというような文言もありますし、また令和2年に発出されております学校給食摂取基準が改正された部分、この部分でもやはり学校給食の食事内容の充実ということで、地域の項目を1つ挙げますと、「学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の生きた教材として使用することは、児童生徒に地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に対する感謝の念を育む上で重要である」と、このように記述があります。やはり国も食を通して様々な学びを子どもたちに与えたいと、与えてくださいというようなことをこれは自治体に要請といえますか、示している一文だというふうに思いますので、今後もしっかりと対応いただければなというふうに考えております。

それでは、大きな2番の質問に移ってまいります。水道事業についてということで取り上げております。ここにPFOS、PFOAを書いておりますが、有機フッ素化合物ですね、これが検出されております。これの原因追及について、その科学的な分析であるとか地理的な状況、この辺の分析というのはどのように行われているのかについて質問をいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） PFOS、PFOAの検出に伴う今後の原因追及についてお答えいたします。

林田議員の答弁と重なる部分もございますが、県は指針値を超過した井戸の調査について、本年2月に採水をしておりますので、約1年後の同時期に再調査することを検討するというところで伺っております。

また、周辺事業所に対する有機フッ素化合物の使用履歴等の調査及び地下水の組成分析調査も実施中とのことです。

なお、使用履歴等の調査については、現時点では原因となり得るものは見つかっていないとのことでございます。

○9番（原田祐作君） 承知しました。改めて質問をいたしますが、それでは今後のスケジュール等についてはどのようになっているのかについてお伺いをいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 県はPFOS・PFOAの飲用井戸等の水質検査補助制度を今年度予算化していますので、県の補助金を活用した水質検査補助金を本議会に上程しています。

この補助制度は、衛生対策の充実と不安解消を目的としております。対象は、市内の飲用井戸の設置者又は管理者で、検査費用の2分の1、上限が3万円の補助制度でございます。また、この補助制度を活用して、本市内のPFAS検出の分布情報の把握ができればというふうに考えています。

今後も指針値を超過した世帯や周辺住民の不安払拭のため、引き続き県と連携し、再調査等の実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○9番（原田祐作君） 飲用井戸の調査の費用負担の補助につきましては、私ども先般の常任委員会で議論をさせていただきました。正に現状出ているものだけではなくて、そのほかの部分も調査することによって、その分布状況をしっかりと把握し、今後の予測を立てていくということも必要であるというふうに思います。このPFOS・PFOAの情報につきましては、なかなかいろんなホームページを見ても、現在の進捗が分からない状況にあるように思います。ですので、そこはもうちょっと細かく私たちも情報収集し、市民の皆さんにお伝えできる分はお伝えしていくと、このような務めを果たしていかなければならないと考えております。

それでは、小さな2番目の質問に移ってまいります。この有機フッ素化合物の検出を受けて、井戸を今休止しているものもあるというふうにお聞きしております。また逆にそのことを受けて井戸を再開したと、このような状況もあるというふうに報告を受けておりますが、このようなことを受けて、市内にあるその水源の使用状況というか、現在の状況についてお伺いをいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 各水源の使用状況についてお答えいたします。

市で給水しております水道水については、取水している多数の水源に加え、上天草・宇城水道企業団からの受水がありますが、まず、水源施設について旧町ごとにお答えいたします。

事業認可されている水源について、まず三角町では8か所あり、現在7か所が稼働しております。残りの1か所は、平成28年度に揚水ポンプの不調が生じたが、ほかの水源で賄えるだけの水量があったため、稼働を停止しております。

しかし、本年1月、不知火地区で有機フッ素化合物（PFAS）が検出されたことを踏まえ、今後、その他の地区でも不測の事態に備えて今年度ポンプを更新し稼働させる予定でございます。

続いて、不知火町の水源は6か所あり、現在5か所が稼働しております。残りの1か所につきましては、ただいま説明しましたP F A S検出の不知火町東部第1水源で、現在取水を停止しており廃止の方向で進めております。

なお、この水源地域に関しては、上天草・宇城水道企業団の水に切り替えております。

次に、松橋町の水源は8か所ありますが、現在稼働している水源はありません。理由としましては、鉄分やマンガンなどの含有量が多く水質に問題があるため、今後も稼働の予定はございません。

次に、小川町の水源は6か所あり、現在2か所稼働しております。うち、1か所については、不知火町の給水停止に伴い、その分の水量を賄う必要が生じたので、本年3月に改修し稼働を再開しております。残り4か所の水源につきましては、色や濁りがあるため稼働しておりません。

次に、豊野町の水源は4か所あり、現在1か所稼働しておりますが、ほかの水源については、ほかと同じく水質に問題があるため今後も稼働の予定はございません。

○9番（原田祐作君） 今答弁をお聞きしてまいりまして、やはり宇城市というのは井戸がたくさんあるということで、水資源が一見ありそうなんです、実は使える水は非常に少ないんだなというふうなことを実感をしたところでございます。今の答弁の中で、やはり停止する、廃止する井戸又は再開する井戸があるということで、その異なる水源、給水設備でその異なる、分かりやすく言うと配水管といいますか、そういったものにつなぎ変えるというようなことが今お話がありました。水圧も当然変わると思いますし、流れる向き、水の方向も変わると思います。その配管等その設備については留意が必要だと思うんですけども、この辺の影響についてはどのように考えていらっしゃいますか。お願いします。

○上下水道局長（福田真治君） 水道事業において、他の水源を補うために管をつなげることは、特に水供給の安定性を確保するために重要な取組になります。

今回、小川町で再稼働させた水源については、もともとつながっていた管であったため、認可時に水圧計算等を行っており問題はありますが、特に今回の不知火東部地区につきましては、これまでの供給エリアが大きく変化いたしますので、接続部分での圧力変動が生じる可能性がございます。

既に本年1月下旬から給水中であり、現在のところ問題は生じておりませんが、今年度、認可区域を変更する際に水圧計算なども含めて検討する予定でございます。仮に既存の施設で不可能な場合、圧力変動装置やバルブなどを設置して、圧力の過不足が生じないようにすることが求められますので、耐震性や耐久性なども考慮し、適切な対策を講じてまいります。

○9番（原田祐作君） 生活に欠かせない水ですので、これは水質だけではなくてやはり水量、水圧、このようなものも安心して暮らせる生活には欠かせないものであると、その要件であるというふうに考えておりますので、しっかりと管理をやっていたきたいなと、このように考え、今回の質問をいたしております。

それでは、小さな3つ目の質問に移ってまいります。今後の水道事業についてということで通告をしておりますが、このように水資源については非常に厳しい状況にある宇城市において、今回、企業団から受けている水の供給エリアが広がったというような御説明も今ありました。このように宇城市内だけでは確保できないと、じゃあその企業団とどうするのかと、このようなことも将来の見通しとしてはあるのかなというふうに考えておりますので、この辺の今後の水の確保に向けてどのように考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 現在、市が管理しております水道は、地下水源が全体の約3割、上天草・宇城水道企業団からの受水が約7割で賄っている中、安心・安全な水を供給し続けるためには、恒常的な生活用水の確保は必要不可欠です。

しかし、先ほど答弁しました不知火地区での給水停止により、今回は他自治体の協力もあり配水の切り替えで対処できましたが、今後、ほかの水源でこのような不測の事態が多数起きた場合、急な水不足への対応に備え、節水に関する周知はもとより漏水の早期対策等にも鋭意努めてまいります。

また、現在、上天草・宇城水道企業団と受水しております構成4市、天草市、上天草市、宇土市と宇城市の4市で、今、球磨川の水をさらに活用できるように、水利使用許可の最大受水量の増加ができないか協議を行っているところです。

ただ、企業団の浄水施設も現行の能力ではこれ以上の余力はないというふうに伺っておりますので、今後、各市の必要水量の再調査を実施予定であり、この結果を基に、今後検討を行っていく予定です。

○9番（原田祐作君） やはり非常に水の確保については難しいというか、いろいろ課題を抱えながらやられているんだなというようなことを実感しておりました。

ただ、今の答弁の中でちょっといくつか気になることがございましたので、再質問させていただきます。やはりこの企業団の水を使うということ、また企業団含め構成4市との関係というのは、非常に重要というか緊密な連携が必要であるというふうに理解をした上で、現在この水道においてはその経費削減のため、特にその浄水施設が今の能力で限界であると、今後それを増やしていくためには更なる拡張増設また改修があると。その企業団の水をそれだけ生活用水に回していただけるのかという、そもそもの問題もあると思うんですけれども、こういった将来の水の確保に向けて非常に課題が多い中で、現在そのコスト面等々考えた上で、この水道の広

域化であるとか民営化、これを行うことによって経費削減を努めていくというような議論がなされております。実際そのようなことが行われている自治体もあるようです。ただ、私は以前からこのことにも触れておりますが、やはり上水道というのは、生活される皆さんにとっては必要不可欠なインフラです。場合によっては、電気以上に必要ではないかというふうに感じております。その運営を民間企業に全て委ねることになってしまえば、その水の供給を安全に行えるのかと、担保されるのかというところに不安を感じているところであります。やはり官民連携、これは十分理解ができますが、そのサービスや質、またその水道料金、このような一番市民の皆さんに直結するような場所については、やはりしっかりと行政も関わっていくべきなんじゃないかなと、こういう立場におります。このことを受けまして、この広域化、民営化、このようなものについてはどのような方向性で進んでいかれるのか、もしお考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○上下水道局長（福田真治君） 議員御指摘のとおり、上下水道は地域住民にとって不可欠なインフラであり、その運営が民間企業に委ねられることによって、サービスの質や料金、さらには地域の安全性に影響を及ぼすことも懸念されるため、民間に任せっきりでなく、行政としての一定の介入が必要であるというふうに考えております。

民間企業へ委託する場合でも、行政はその管理が適切に行われているかどうかを評価し、必要に応じて指導や支援を行う必要があり、官民連携を図りながら柔軟に対応してまいります。

なお、令和9年度から10年間、ウォーターPPPへの取組により、施設の維持管理や修繕、更新工事、料金徴収などについて民間委託を予定しておりますが、給水区域とか料金設定の裁量、そのような運営権までの委託は考えておりません。

○9番（原田祐作君） 本当に大切なインフラですので、そこはやはりしっかりと行政が関わっていただきたいと、今のところ、そういう方向であるということを知って1つ安心しているところでございます。今後もしっかりとここについても見守りといいますか、関わっていききたいと、このように考えております。

それでは、大きな3番目の質問に移ります。公共工事についてということで取り上げております。公共工事が行われた場合に、工事完了後にその工事を評価する成績評価制度というものがございしますが、この概要について、まずお聞きをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 御質問の工事成績評価制度につきましては、国の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきます、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に趣旨等が示されております。

その内容は、将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関することの中で、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、原則として技術検査や工事の施工状況の工事成績評定を行うものとするものとあります。

また、工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜き工事や粗雑工事に対して厳正に対処するとともに、受注者がその技術力を活かして施工を効率的に行った場合等については、積極的な評価を行うものとあります。

このようなことから、本市の工事成績評定については、工事発注に際し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的に、宇城市工事成績評定要領等に基づき、最終的な設計金額が200万円を超える工事を評価対象に実施しているところ です。

また、評価対象となる工事は、土木工事、建築営繕工事とし、河川掘削、機械器具や設備機器の更新、解体工事等は対象外としております。

工事成績の評定方法については、それぞれの工事ごとに独立して評定点を決定しており、その評定者は、宇城市工事等検査規程に規定している検査員、また宇城市工事監督員要領に規定された総括監督員及び主任監督員が行います。

○9番（原田祐作君） この評価制度については、やはりその品質の確保を目的としたものであるというふうに理解をしております。それでは、この評価基準について1つお聞きをしたいと思います。この中に地域貢献とか、こういう項目もあるんですね。施工管理とか出来ばえ点とかいろいろ項目があるんですけども、地域貢献という項目のこととか、またこの成績によって高得点を取られた方に対してインセンティブがあるのかとか、この辺についてお聞きをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市の評価基準につきましては、成績評定の内訳としまして、施工体制の項目、施工管理や工程管理、安全対策などの施工状況の項目、また出来型及び出来栄え、工事特性、創意工夫、社会性等、また法令遵守等の考査項目ごとに、土木工事、建築営繕工事それぞれ区別し採点しておりまして、制度及び評価基準については、基本的に国県に準じて設定しているところです。

議員御質問の地域貢献につきましては、社会性等の項目に該当し、工事そのものの契約事項ではなく、受注者が自主的に行う企業努力の採点項目となりまして、工事場所と同一地域において、ボランティアの実施や積極的に住民とコミュニケーションを図る行動などが対象となります。

また、地域貢献を含みます社会性や創意工夫の項目については、日頃から様々な企業努力に取り組まれている業者の方々に対し、それぞれの工事成績に反映させる

ことで、より適正な評価につながるものと考えております。

成績評定によるインセンティブといたしましては、成績が良好な場合、競争入札の参加資格として必要な工事種類別の格付等級の格付基準への加点項目としての反映のほか、指名競争入札における業者選定の優位性などが挙げられます。

また、評定点80点以上で一定の条件を達成した工事については、宇城市優良工事表彰要領に基づく表彰対象工事となり、そのうち、他の模範となる特に優良な工事の施工者及び担当技術者は、表彰されることとなっております。

この表彰制度は、優良工事を施工した業者の方の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、建設産業の振興及び公共工事の品質の確保に資することを目的としております。

○9番（原田祐作君） 今、話を進めておりますこの工事成績評価制度につきましては、冒頭から申し上げておりますが、その工事の品質をより良いものにするためというような目的が、まず第一義的な目的であるというふうに私は思っています。ですが、ここでやはり評価をされて、そこで成績が付き、今もありましたけれども一定の成績を収めた方に対しては表彰も行われると。このようなことであれば、これを例えば地元の人材の確保とか育成に活かさないのかなと、ちょっと本筋とは少し離れるかもしれませんが、活かさないのかなというような意味合いで今質問を進めております。例えるならば、先ほど成績優秀な監督員に対して表彰があると、これを例えば女性の技術者、監督員には加点をしてあげるとか、表彰するとか、若年層の若い監督さんがやったら、それについて何らかの表彰をしてあげると、こういうふうなことによって、今いろんなところで働き手の不足というのがありますけれども、やはりこの建設業界の人手不足も深刻です。しかもこの建設業界、先ほどから言っていますけれどもライフラインですね、この設備の管理については必要不可欠だと思います。特に、これは熟練した地元をよく知る人たちでなければ早急な対応はできない、できないことはないけど難しいというふうに考えております。ですので、この評価制度をどうにかこの地元の若い人、また女性が、そこに働く場を求めることを少し応援するような評価制度にできないのかという観点で、今質問を進めております。

そこで、小さな（3）番目の質問に移ります。地元企業の育成ということなんですけれども、もう質問の前から今重ねて言っています。やはり評価制度を品質の保全、促進、これを第一義的な目的とはしながらも、やはりこの建設業界においてその企業が若手の従業員を確保できる、また今建設業も結構女性の技術者が増えてきています。このような方たちが入っていった場合に、そこを応援できるような、そこに

ついてインセンティブを与えるようなことはできないのかなというふうに思います。ですので、地元企業育成、また地元の技術者育成という観点から、この評価制度を利用できないのか、このことについてはどのように考えたらいいかお伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほどから説明の中で申し、ただいま議員からも御指摘いただきましたが、本市における工事成績評定の目的は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認、また受注者の適正な選定の確保を図ることに加えまして、受注者の指導育成などを主な目的といたしております。

地元企業育成につきましては、現状の考査項目の施工体制や施工状況、出来型及び出来栄え、工事特性等の項目の採点結果を通して、適宜、指導育成につながっていると考えております。

そのほか、工事発注時の地域性等の入札条件につきましても、本市としましては、地元企業育成として考慮しているところです。

また、担い手確保の観点からは、工事現場ごとに4週8休の週休2日制の促進に伴いまして、週休2日が達成された場合は、成績評定の創意工夫の項目で加点を設けております。

若手技術者や女性技術者の登用促進につきましては、対象となる若手、女性技術者で一定の工事成績となった場合に表彰制度を設けているところですが、他自治体では、成績評定の創意工夫の項目で加点評価しているところもございます。また、建設工事共同企業体での工事発注を含む、市が発注する建設工事においては、地元業者への下請割合の増加・活用に関する対応について、宇城市・下請負に関する運用ガイドライン、また工事の設計図書に努力義務として規定しているところでもございます。

一方、競争入札の実施に当たりまして、下請負を地元業者に限定するなど、一定の入札条件を付すこと自体は、独占禁止法上で特に問題にはなりませんが、受注業者の自由な事業活動を制限することにつながるほか、地元業者と地元以外の事業者との競争性が確保できなくなるおそれもあり、また、地元企業の競争力の低下を招くなど、かえって健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がございます。

このようなことから、地元業者の活用、下請負の増加対策としましては、工事成績評定での評価・対応に代えまして、一般競争入札の総合評価方式での施工条件の加点項目として取り扱うなどの発注方法が1つの手法として考えられます。

今後、地元業者の積極的な活用につながる入札契約、格付等級、工事成績評定などにつきまして、様々な工夫を凝らしながら、公正性、透明性、また競争性のある

公共工事の入札契約に取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（原田祐作君） 様々な観点からお考えいただいているというふうに理解をしたいというふうに思います。ちょっと前のことで、事実がどこまで正確なのかは確認が取れていないのですが、ある工事現場でこういう話を聞きました。総監督が若い方だったんです、まだ30歳だったぐらいで、余り現場も知らない方でした。副所長が、これはもう定年前50代後半のベテランの方だったんですね。何でこのベテランの方が監督じゃないんですかと、大体でいくとその方が監督で、この若い人が補佐みたいな感じじゃないんですかという話をしたときに、それは国の工事だったんですけど、いやいや、点数が上がるんですよと、若い技術者が管理をしたということで点数も上がると、そして社内的にもそういった若い子に大変だろうけど責任を持たせて、ベテランがサポートすることで技術者の育成も図られるんだよねというようなことを言われていました。それはひょっとしたら点数が上がると、こういうインセンティブがなければ、そういうことはなかったかもしれないかなと思うんですよね。だから、様々な市役所の現場でもそうです、定年延長とか再任用があって、やはりベテランの方が若手を支えていって、人材を育成していくというような循環を、是非とも何かこういう制度を使って、実際先ほど事例も報告がありました。他県ではそういうことをやられている自治体もあるということなんで、そういったところの余地もあれば少し考えていただいて、様々な分野の発展につなげていっていただければいいかなと、このように考えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時01分

第 5 号

6 月 2 4 日 (火)

令和7年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和7年6月24日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問
日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君	2番 津志田 幸 紀 君
3番 坂 元 大 介 君	4番 四 海 公 貴 君
5番 河 野 真 理 君	6番 吉 良 邦 夫 君
7番 田 中 美 君 君	9番 原 田 祐 作 君
10番 永 木 誠 君	11番 山 森 悦 嗣 君
12番 三 角 隆 史 君	13番 坂 下 勳 君
14番 大 村 悟 君	15番 高 橋 佳 大 君
16番 園 田 幸 雄 君	17番 河 野 正 明 君
18番 豊 田 紀代美 君	19番 中 山 弘 幸 君
20番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

8番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 亀 井 誠 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 元 田 智 士 君

經 濟 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 惠 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
經 濟 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、3番、坂元大介君の発言を許します。

○3番（坂元大介君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派彩里の坂元でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告のとおり今回は大きくは4項目を質問させていただきます。

まず、大きな質問1点目の社会体育施設について。社会体育施設とは、地方公共団体が一般の利用を目的として設置したスポーツ施設のことで、地域住民のスポーツ活動の振興や健康増進に貢献することを目的としています。去る4月に我々の会派で、本市の社会体育施設の現状を知るための視察を行いました。市内12施設を回りましたが、管理や修繕が行き届いているものとは言い難い現状でした。しかしながら、利益を生まない社会体育施設というのは管理や修繕に財源が必要で、捻出することがとても大変なことは私にも容易に理解できます。そこで、現存する本市の社会体育施設を市民の皆さんが安心・安全に利用できる管理運営を行っていきけるよう、建設的な議論になればと質問をさせていただきます。まずは、指定管理者制度の導入とその評価について教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 現在、社会体育施設において指定管理者制度を導入しているのは、不知火地区体育施設と宇城市松橋総合体育文化センター（ウイングまつばせ）の体育館です。

まず、不知火地区体育施設は、武道館、不知火グラウンド、不知火温水プール、不知火体育館及び松合体育館で、平成31年度から指定管理者制度を導入しています。指定管理者への業務委託内容は、各施設の貸出し、維持管理、利用料金の収受に関する業務等の施設運営全般になります。現在の契約の相手先は、不知火管財株式会社で、令和6年度から令和10年度までの5年契約、委託料は年間3,630万円です。

次に、ウイングまつばせ体育館は、平成20年から指定管理者制度を導入しており、不知火地区体育施設と同様に、施設運営全般にわたって指定管理者に業務委託を行っております。現在の契約の相手先は、株式会社オカムラで、令和4年度から令和8年度までの5年契約、委託料は体育施設及び文化施設を含めまして年間5,791万円です。

指定管理者制度を導入する目的は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことです。

指定管理者制度を導入しているそれぞれの体育館においては、いずれも制度の趣旨を踏まえた丁寧な運営がなされております。

○3番（坂元大介君） 指定管理者制度の導入は、公共施設の管理を民間の事業者に委託する制度で、施設の効率的な運営、サービス向上がメリットとして考えられます。答弁のような本市の運営状況であれば安心なのですが、ある報道では公共性の低下、サービスの質の低下が浮き彫りになっていました。

そこで、小さな質問2点目、利用の公平性と予約システムの運用についてお尋ねします。本市では、公共性を保つために施設予約システムが導入されていますが、その運用状況について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 本市では、体育館やグラウンド等の体育施設及び防災拠点センター等の公民館施設の利用者の利便性向上を図るため、令和3年度から公共施設予約システムを導入しています。これにより、現在は、窓口での予約申込みと併せて、パソコンやスマートフォンを用いてWEB上で施設の空き状況が確認できるとともに、施設の予約申込みも受け付けております。

施設予約の流れとしまして、市内在住者及び市内在住団体は、利用日の2か月前の月初め（1日）から抽選予約申込みができ、予約が重複した場合は、2か月前の24日に抽選を行い、利用者を決定しております。

また、利用日の1か月前の月初め（1日）から利用日の3日前までは、一般予約申込みができ、市内在住及び市外在住を問わず予約を行うことができ、先着順で利用者を決定しております。

予約システムの導入により、予約申請、使用料の支払い、調整会議への出席など、利用者が窓口へ来庁する必要がなくなったことから、利用者の利便性向上につながっています。

また、予約システムの運用においても一定のルールの下、公平な運用ができるとともに、施設管理職員の事務の削減・省力化にもつながっています。

今後とも、利用者の利便性向上とともに、利用したい人ができるだけ利用できるよう施設予約制度の運用に努めてまいります。

○3番（坂元大介君） 公平性に寄与された予約システムの運用状況を知ることができ、安心しました。また、不知火地区の施設のシステム導入について再質問する予定でしたが、先日の津志田議員の一般質問での答弁を拝聴しましたので割愛させていただきます。

これで本市施設の公平性が担保されていることと、指定管理者を導入している施設の管理状況も知ることができました。では、指定管理者を導入していない施設の管理をどうするかが今後の課題となります。

そこで、小さな質問3点目、施設の維持管理と老朽化対策について。現在、施設の維持管理を委託しているシルバー人材センターも人材不足と伺っています。今後もシルバー人材センターに委託をしていくのか、また老朽化対策についてもその方針を教えてください。

○**教育部長（舛井貴男君）** 社会体育施設の維持管理における主な業務として、草刈りとトイレ及び敷地内の清掃業務がありますが、これらの業務は、シルバー人材センターや地元行政区等に委託しています。草刈りは、草の繁茂状況やイベント等の開催状況に応じて随時作業を行っており、トイレ等の清掃は定期的に行っています。

これまでのところ、おおむね適切に管理ができているものと認識していますが、草刈り作業が追いつかず、利用者に迷惑をかけている場合もございます。

今後とも、市民に快く施設を利用していただけるよう、委託事業者と連携しながら適切に維持管理に努めていくとともに、今の維持管理方法が一番良いのか、さらに効果的かつ経済的な方法がないか研究してまいります。

また、施設の老朽化対策としては、宇城市公共施設長寿命化計画とともに、現状の不具合状況等を踏まえて、計画的に改修事業に取り組んでいます。

具体的には、本年度の施設改修事業として、豊野町の農業者トレーニングセンター中規模改修工事、豊川グラウンド及びふれあいスポーツセンター照明取替工事設計業務委託を予定しています。

全体的に施設の老朽化が進んでおり、改修を必要とする施設も多くある中で、今後とも、財源を確保しながら計画的に改修事業に取り組んでまいります。

○**3番（坂元大介君）** これだけの施設を管理するのは、やはり大変だと思います。実際、以前岡岳公園で作業をしていたシルバー人材センターの方に話を伺ったところ、「以前は、花の手入れなども行っていたんだけど、人手が足りなくなってなかなか手が行き届かなくなった」とおっしゃっていました。5月に会派で視察に行った長崎県諫早市では、34ある社会体育施設のうち30施設で指定管理者制度を導入しており、管理体制は十分なものでした。また、その財源確保のために使用目的や利用料金の条例の見直し、またネーミングライツなどの工夫も見られ、参考にできることがあるのかもしれません。ネットの補修や備品管理など、どうしても目が行き届かないところが出てきています。是非とも新たな管理方法なども御検討をお願いします。施設の新設や改修に当たっては、パブリックコメントやアンケートなど、市民の意見を幅広く取り入れる必要があると思います。

そこで、小さな質問4点目、本市の対応を教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 社会体育施設の新設・改修に当たっては、現状として、事業計画の策定や各種設計の段階において、地域住民、施設利用者、競技種目団体等にできるだけ意見を聞き、工事に反映しております。

今後においても、議員御指摘のパブリックコメントやアンケート等の方法も検討しながら、幅広く意見をいただけるよう取り組んでまいります。

○3番（坂元大介君） 施設の新設や改修については、市民の意見が反映されていることが理解できました。そこで、現在の利用者向けのアンケートの実施も是非していただきたいです。一例として、岡岳グラウンドにおいては、もともと野球や陸上のために芝生が養生されており、最近ではサッカーでの利用もされておりますが、芝生箇所の在り方により、野球とサッカーが同時並行して行えない状況です。あるときは、先に初めていたサッカーチームが、野球チームが来たことにより中止されていたそうです。また岡岳グラウンドの排水対策もしかりだと思います。今後は、既存の施設に対するアンケートなどの検討も是非お願いいたします。

今回、社会体育施設について、いかにしてローコストで十分な管理が永続的にできるか問題提起をするために質問をさせていただきました。より多くの市民がスポーツを楽しむためにも、広い視点での検討をお願いいたします。

それでは、大きな質問2点目、登下校時の安全対策についてです。近年、登下校中の子どもの列に車が突っ込むという事故のニュースを報道で目にするようになりました。子を持つ親としてこれほど不安になることはありません。人口動態の影響によって、田畑だったところに住宅が並び、住宅地だったところが空き家となり、これまでの通学路と車の交通量の不一致が登下校の安全を脅かしているように感じられます。

そこで、小さな質問1点目、通学路の危険箇所の把握はどのように行っているのか、またその対応をどのように行っているのかお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 通学路の安全確保は、子どもたちの生命と健康を守るために極めて重要であります。

通学路の危険箇所の把握と対応状況につきまして、現状の取組内容について説明します。

本市では、通学路安全プログラムを策定し、地域住民や学校関係者、PTA代表者、警察署、道路管理者など関係機関が連携して、安全な通学環境づくりを推進しております。このプログラムは、危険箇所の早期発見と適切な対応を目的とした継続的な危険箇所点検・把握体制及び対策内容について盛り込まれております。

本プログラムに基づき、学校ごとに年1回定期的に通学路合同点検を実施してお

り、合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通安全教育などのソフト対策など具体的な実施メニューを検討し、関係機関と連携し対策を講じています。

通学路合同点検は、毎年5月中に各学校へ周知し、6月中旬までに危険箇所及び要注意箇所の道路状況やその内容・写真・位置図などの資料を提出していただいております。

提出された危険箇所の選定方法につきましては、学校が危険であると判断した場所、地元の住民、行政区長等から情報提供のあった場所、またPTAの会議等を通して意見や要望等が出た場所など、各学校様々であります。

○3番（坂元大介君） 年々街並みが変わるたびに、通学路の見直しも必要となります。毎年の確認作業もとても大変だと思いますが、今後とも丁寧な把握と対応をお願いいたします。

さて、そんな通学路の中でも、スクールゾーンや横断歩道などの交通安全施設の整備は、運転手にとっても注意喚起となり、事故防止につながります。そこで小さな質問2点目、本市の交通安全施設の整備状況について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） スクールゾーンや横断歩道などの交通安全施設整備については、通学路合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、通学路の状況や危険内容などを把握し、道路管理者や警察署など関係機関と対策内容を協議し、対策を講じています。

具体的には、スクールゾーンとしてのカラー舗装の実施や停止線、横断歩道など路面標示の設置や改良など実施しております。

対策実施までに時間を要する場合がありますが、これらの点検結果は、データベース化し進捗管理を行い、対策実施後の効果検証も行っております。

今後も引き続き、通学路交通安全プログラムに基づきまして、安全施設の充実とともに定期的な合同点検と改善策の実施を継続し、関係機関と協力しながら児童生徒が安心して登下校できる環境づくりに努めてまいります。

○3番（坂元大介君） 昨年、豊福小学校も豊福神社の前の横断歩道を掛け替えていただき、交通安全指導をされている方からも本当にありがたいと声を掛けていただきました。今後も学校をはじめ、各行政区などの要望を吸い上げていただき、継続した交通安全施設の整備をお願いします。我々保護者も、子どもの安全のための登下校の見守りというのは喫緊の課題となっております。PTAなどの見守り活動についてもなり手不足が懸念されておりますが、子どもたちの通学中の安全を守るための対策として、市としてはどのように考えているのか教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 本市では、児童生徒の登下校における見守り活動の支援体

制として、こども見守りボランティアによる見守り活動、こどもかけこみ110番フラッグの設置、青少年教育担当指導員による防犯パトロールを実施しています。

こども見守りボランティアによる見守り活動は、令和7年度当初において90人の会員が登録しており、安全な通学路を確保し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを目指すため、朝夕の登下校時における交通指導や子どもたちへの挨拶、声掛けなど、子どもたちの笑顔を守るため市内の各地で活動しています。

こどもかけこみ110番フラッグの設置は、民家や企業の協力により市内約700か所に設置しており、万一の際における子どもたちの安全を確保しています。

青少年教育担当指導員による防犯パトロールは、本市の青少年教育担当指導員により、青色回転灯設置車で不審者情報に関する場所を中心に、市内の通学路等のパトロールを実施しています。

今後も、広報紙の活用をはじめ、学校や地域と連携しながら、こども見守りボランティアとこどもかけこみ110番フラッグ設置箇所の増加を目指します。また、青少年教育担当指導員による防犯パトロールを今後も継続し、児童生徒の安全・安心な登下校を支援します。

○3番（坂元大介君） 私が住む豊福小学校区においても、交通安全指導員の方をはじめ、多くの地域の方が子どもたちの安全を見守ってくださっています。これには本当に感謝しております。しかしながら、人口減少と高齢化が進む中で、今後ますます見守り手がいなくなることが予測されます。

そこで、小さな質問4点目、学校や通学路への防犯カメラの設置、ICチップ埋め込み式名札などIT活用による安全対策について、市の考えをお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 通学路における児童生徒の安全確保は、多角的な安全対策を講じる必要があると認識しております。

防犯カメラ設置やICチップ埋め込み式名札などIT活用による安全対策について、市としての考え方を申し上げます。

児童生徒の安全・安心な環境の場を確保するに当たり、防犯カメラの設置は大変有効な取組の1つと考えております。

また、ICチップ埋め込み式名札等によるIT活用についてですが、この技術は児童生徒個人の位置情報をリアルタイムで把握できることから、安全管理体制の強化に資すると考えております。

特に、不測の事態や行方不明時には迅速な対応が求められますが、このようなシステム導入によって早期発見・早期対応が可能となり、児童生徒一人一人の命を守るための有効な手段であります。

しかしながら、この取組にはプライバシー保護や個人情報管理など、多くの課題

も伴います。これらについては、市として十分な検討と配慮を行いながら進めていく必要があります。

今後も、子どもたちが安心して登下校できる環境づくりに努めてまいります。その一環として、防犯カメラ設置やＩＣＴ技術を活用した見守りシステム導入については、他市の状況などを踏まえ、調査研究してまいります。

○３番（坂元大介君） 時代は進み、何でもかんでも便利なものに頼ることが正しいとは思っておりませんが、先日の強盗事件のように、１週間不安な思いをしている親御さんの姿を見るたびに、これから人口が減っていくことが予測される中で、多方面への準備、備えというのは必要だと思いますので、調査研究また検討のほどを是非お願いいたします。

それでは、大きな質問３点目、インフラの老朽化についてです。今年の１月２８日に、埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故が発生しました。老朽化・腐食した下水道管の破損、腐食による管の強度低下、軟弱な地盤構造、重交通による過重負担の４つが複合し、影響した結果の事故でしたが、本市でも起きるのではないかと不安になりました。

そこで小さな質問１点目、本市の水道管路及び橋りょうなどの現状把握と老朽化の進行状況についてお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） まず、市の下水道の老朽化についてお答えいたします。

下水道は、生活に欠かすことのできないライフラインであり、健全な事業運営を継続していくことが望まれますが、市においては、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより、今後、下水道使用料の減収が見込まれます。

これに加え、老朽化した下水道施設や下水道管の適正な維持管理や更新、また地震などの自然災害に対する対応力の強化が求められており、投資費用の増高も予想されます。

市においては、処理場などの施設は計画的な維持管理により、法定耐用年数を上回る経済的耐用年数まで延命化しておりますが、老朽化が進んでおり、今後機器類の更新等を行う必要がございます。

また、管路については、市内で約３００キロメートルの管路延長がある中、法定耐用年数であります５０年を超えている管はありませんが、今後は老朽化に備えなければならない状況です。

○土木部長（平木恵一君） 続きまして、道路及び橋りょうなどについて御説明申し上げます。

道路も同じく市民生活に欠くことができない、社会や経済活動の基盤となる社会

資本と言われております。

昨日の質問の繰り返しになりますが、市道は本年3月時点で路線数が1,999路線、総延長は1,008キロメートルほどを管理しております。

その中に、橋長2メートル以上あります橋りょうが1,094橋あるほかに、その他関連する擁壁等の構造物などがあります。

橋りょうなどの主要な道路施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、施設の経年劣化により老朽化が進んでいる状況でございます。交通安全や地域住民の生活に影響を与えないように宇城市管内橋りょう長寿命化計画を策定しておりまして、計画を履行しながらその対策に努めているところです。

○3番（坂元大介君） インフラ事業の多くは高度経済成長期に造られたものが多く、報道などでも老朽化が懸念されています。そこで小さな質問2点目、下水道管及び橋りょうなどの定期点検と維持管理の体制はどのようになっているか教えてください。

○上下水道局長（福田真治君） まず、下水道の点検などについてお答えいたします。

定期点検につきましては、下水道法に基づき、国が平成27年に維持修繕基準を創設しまして、硫化水素による腐食のおそれの大きい下水道管路については、5年に1回以上の頻度での点検が義務付けられました。よって、本市でも対象管路については、管内にカメラを入れて調査を実施しております。

また、議員御指摘の本年1月に発生しました埼玉県八潮市での道路陥没事故を受けまして、3月に下水道管路の全国特別重点調査要請がありました。ただ、調査対象が、管の直径になりますが、管口径2メートル以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路であったため、市が管理する管路は該当しませんでした。

なお、八潮市の場合は、複数の市町村の下水を集約して流しており、処理区域人口も多いため、管の口径が約5メートルと大きいのに対しまして、本市の下水道は、三角地区や豊野地区などが農業集落排水施設、小川地区は八代市や氷川町と合流する流域下水道、不知火・松橋地区が公共下水道と、それぞれの処理区域が分散しております。よって、管の口径については最小で15センチ、最大でも1メートルでありますので、八潮市のような大規模災害までは想定しておりません。

ただ、県からの要請がありましたので、今回、国道、県道敷のマンホールについて、内部の劣化状況や流入の不具合等がないか調査を行ったところです。

次に、局の維持管理体制につきましては、組織のスリム化に伴い、システムを集約化するとともに、施設の維持管理などは、一部民間へ委託し効率化を図っているところです。

また、今後はウォーターPPP等、民間活力を活用した新たな事業スキームも進

めていることから、業務内容を精査し民間業者への委託業務を拡大するなど、経営の効率化をさらに追求しているところです。

○土木部長（平木恵一君）　続きまして、道路及び橋りょうなどについて御説明申し上げます。

道路施設の中で橋りょうは、平成24年（2012年）12月にありました中央自動車道上り線の笹子トンネル天井板落下事故を契機として、道路利用者や第三者被害の防止を目的に、翌平成25年に道路法が改正されまして、さらに平成26年に同施行規則の一部改訂がなされ、5年に1回の近接目視による点検が義務化されました。

宇城市内の橋りょうについては、これまでの点検により対策が必要とされた市内の橋りょうは、平成26年からの1巡目点検時に71橋、令和元年からの2巡目点検時に7橋、合わせて78橋でありました。

現在までに、そのうちの86％に当たる67橋については対策が完了しております。残りの11橋についても着実に対策を進めているところです。

今後も、定期点検を実施する中で施設の老朽化や現状の把握を行い、社会や経済活動の基盤となるインフラの安全性の確保に努めてまいります。

○3番（坂元大介君）　本市のインフラの状況、またその対応と対策を知り、とても安心しました。しかし、これから未来を見据えた中で独立採算制である下水道事業は、厳しい状況がうかがえるのですが、小さな質問3点目です。財政面からの課題と今後の見通しについて、どのように考えているのか教えてください。

○上下水道局長（福田真治君）　議員御指摘のとおり、まず、上下水道事業は独立採算制を取っております。これは、地方公営企業法で定められております、経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならないという受益者負担の原則に基づくものです。そのため、汚水の処理や施設整備、借入金の返済などの費用は、下水道の使用者が負担するのが原則となります。

しかし、人口減少に伴う減収と燃料費などの高騰により、現在の下水道使用料では賄いきれず、使用料収入の不足分を市の一般会計で補っております。

市では、民間委託等による業務の効率化や組織のスリム化などで経費削減を図ってきましたが、恒常的な収入不足は解消できませんので、本年5月の請求分から使用料を20％値上げしたところです。

また今後、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が減収する傾向である一方で、物価高騰などの影響により維持管理費は増加し、老朽化が進む処理場や下水道管の更新に多額の費用も掛かる見込みです。

なお、向こう10年間の収支をまとめた経営戦略によりますと、現状のままでは

健全な事業運営の継続が困難であり、本来ならば今年度40%から52%の値上げが必要とされ、さらに5年後にも22%から52%の改定が必須との試算になりました。

今後は、この値上げ幅を極力抑止できるよう、更なる経費の削減・効率化に取り組みながら、適正な使用料水準を検討し、公営企業としての経営努力を続けていきたいと考えております。

○3番（坂元大介君） やはり厳しい未来が待っていることと思われます。経費の削減や効率化に取り組むとしても、いつかは限界が来ます。そこで小さな質問4点目、下水道事業の今後の更新計画や統廃合について、何か考えがあれば教えてください。

○上下水道局長（福田真治君） 本市は事業創設以来、多くの施設、管路を建設し、需要に応じた更新や拡張を行ってきました。

将来の施設・管路の維持管理計画をまとめたストックマネジメント計画に基づき、改築・更新の優先順位を付け、投資の平準化を図ることによって、今後は施設設備の健全性・重要度・優先度を踏まえて実施するとともに、現在、施設の統廃合や施設規模のダウンサイジングなど、財政負担を軽減できる方策を検討しております。

具体的には昨年度、下水道整備計画を見直し、区域面積を大幅に縮小し、今後の施設投資額を抑制します。

また、不知火町大見地区の農業集落排水処理施設においては、維持管理適正化計画を策定しまして、次の施設の更新時には大幅にコスト縮減できる整備計画へ見直しを行ったところです。

なお、今年度からは豊野町農業集落排水処理施設において、現在3か所あります処理場を1か所に集約できないか、また、既存の機器類を更新せずに大型の合併処理浄化槽を設置できないかなど、維持管理コスト面での検討を始める予定としております。

○3番（坂元大介君） 今回、八潮市の事件を基にインフラの老朽化について質問させていただきましたが、安全であることは分かったものの、下水道事業の課題が浮き彫りになりましたので、来たる未来のためにこれからの備えをお願いいたします。これについては、きっと本市だけの問題ではなく、高度経済成長期にいろいろな事業を行い、経年劣化で老朽化を迎えた施設がたくさんあると思います。日本中が課題を持った取組になるとしますので、是非、本市でもいろいろな検討をお願いいたします。

それでは、最後の大きな質問に移ります。学校給食について、今議会でも学校給食に関する質問は林田議員、原田議員と併せて、これで3回目になります。それだけ現在着目されている問題だと思います。今回、私は食材について質問させていた

できます。まず、用意させていただいた小さな質問 1 点目の物価高騰による食材費・質への影響については、先日、原田議員が質問されましたので割愛させていただきます。

まず、小さな質問 2 点目の食材調達における食品の安全性の確保についての取組について、外国産食材の使用割合とその安全性を確認する方法を教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の学校給食における輸入食材の使用は、主に国産品の流通量が少ないパプリカやパインアップルをはじめ、価格帯や骨抜き加工品などの関係で、冷凍魚や加工肉、調味料など多岐にわたり使用しており、原材料を含めその使用割合の抽出は大変困難となるため把握できておりません。

しかしながら、輸入食品の安全性については、食品衛生法に基づき輸入時において検疫所にて届出の内容確認が行われるとともに、必要に応じてモニタリング検査や衛生検査が実施されています。

これらの検査では、食品衛生法に規定される製造基準や添加物の使用基準、有害物質の含有などの規格や基準に適合しているか詳細に調査し、安全性が確保されていることを確認して国内に流通されます。

また、本市の学校給食で利用する際には、学校給食衛生管理基準に則り、食品衛生法や J A S 法などの食品関連法規に抵触しない安全・安心な食材のみを選別して使用しており、このような多層的かつ厳格な管理体制によって、輸入食材の安全性を確保しています。

○3 番（坂元大介君） 現在、国内生産の食材については、食品衛生法、食品表示法、食品安全基本法などの食品関連法規の改正などによって、安全が担保されるようになりました。しかしながら、輸入食材においては、トレーサビリティが追いつかない部分もあるため、なかなか安全・安心にたどり着かない可能性を感じます。これからの未来を担う子どもたちが口にするものなので、是非とも安全・安心を第一に考慮していただきたいと思います。これは、調味料においてもしかりです。

そこで小さな質問 3 点目、調味料においての食品添加物、特に合成着色料、防腐剤、人工甘味料などが、一部の子どもたちの行動や情緒に影響を与える可能性があると言われていますが、学校給食における使用状況について教えてください。

○教育部長（舛井貴男君） 食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程又は食品の加工や保存の目的で使用されるものです。

また、食品添加物の安全性については、厚生労働省が食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や使用の基準を定めた上で使用を認めています。

なお、使用できる食品添加物は、原則として食品衛生法第 12 条に基づく厚生労

働大臣の指定を受けた指定添加物のみとなっており、指定添加物以外で使用できるのは、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物のみとなっております。

宇城市の学校給食においては、学校給食衛生管理基準に則り、食品衛生法やJAS法などの食品関連法規に抵触しない安全・安心な食材のみを使用しています。

なお、和風だしについては、化学調味料や酵母エキスなどは極力使用せず、干し椎茸、かつおぶし、昆布などを使い、素材本来のうまみをしっかり味わってもらえるよう努めております。

○3番（坂元大介君） 食品添加物については、近年増加している発達障害との因果関係なども問われています。これはまだまだ研究が進んでいないのですが、これから学識者の研究が進むにつれて、給食の安全基準も変わっていくと思います。今後とも厳しい注意の目を持って、慎重な選定を行っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。アレルギーの個別対応について、どのような方法や手順で対象の子どもまで届けているのか、また、安全に提供するためのチェック体制がどのようになっているのかを教えてください。

○教育部長（舩井貴男君） 令和6年度における食物アレルギーの対応実績は62人で、直近5年の傾向としては、各年度の児童生徒の状況により変動するものの、60人から70人程度と横ばい傾向で推移しています。

本市における食物アレルギー対応については、令和元年8月に策定した宇城市小中学校における食物アレルギー基本方針により、保護者と学校関係者が共通の認識を持った上で、食物アレルギーを有する児童生徒に必要な配慮を確実に行之、安全・安心に学校生活が過ごせる環境づくりに努めています。

なお、アレルギーを持つ児童生徒については、事前に医師の診断書や保護者からの申告書を基に詳細なアレルギー情報を収集し、その内容を学校と連携して共有しており、この情報を基に学校内の個別対応計画が作成され、教職員全員で理解と共有ができるよう徹底しています。

また、調理工程においては、アレルギー対応食の専用調理室にて対象食材を徹底して分離した調理を行うとともに、調理責任者には管理栄養士などの有資格者を配置し、定期的な研修などにより安全意識と知識の向上に努めています。

提供方法については、対象者の名前を記したアレルギー専用の容器で配送し、各学校において、担当教諭と対象者本人の双方で配給されたアレルギー対応食と個人確認表を照合し、間違いがないか確認して喫食する手順となっております。

このように、児童生徒の安全確保を最優先として、調理から提供までの各段階で厳格な管理体制を整えております。

○3番（坂元大介君） このアレルギーの対応については、調理から提供までが場所も

人も異なるため、非常に大変な対応だと思われます。その中でこれだけ安全に提供されているのは、現場の皆さんのおかげにほかなりません。私の子どもも小さい頃にアレルギー体質だったため、これがどれだけありがたいことか痛いほど分かります。今後も多種多様な子どもたちのために、安全・安心な給食の提供をお願いいたします。

今回は、大きくは4つの質問をさせていただきました。時事的な問題、登下校の子どもたちの列に車が突っ込むという事故、また八潮市の道路陥没事故、これから出た課題、また社会体育施設や学校給食などの課題に対して、課題解決はとても大変だとは思いますが、今後も広い視野を持った対応をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、三角隆史君の発言を許します。

○12番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号12番、会派彩里の三角でございます。2月に行われました市長選挙並びに市議会議員補欠選挙におきまして当選されました末松市長、大村議員、津志田議員、林田議員、誠におめでとうございます。共に宇城市の発展のため、頑張ってまいりましょう。また、来月3日より参議院議員選挙が始まります。衆議院は少数与党、果たして参議院はどうなるのか注目されます。さらに8月に行われます八代市長選挙には、現職に加え元熊本県副知事の小野泰輔さんが出馬表明されました。宇城市にも少なからず影響のある場所です。注視していかなければなりません。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、大きく4点、スポーツ振興、本市の取組、環境問題、教育振興について質問をさせていただきます。

まずは、大きい1番、スポーツ振興について質問させていただきます。なお、大きい1番の（2）の各施設の運営状況について問うの質問は、割愛をさせていただきます。大きい1番、スポーツ振興について、スポーツやスポーツ施設がもたらす地域振興について問う。先日、会派におきましてスポーツ施設の視察でスポーツパークいさはやと長崎スタジアムシティに行ってきました。最初に行きましたスポーツパークいさはやには、野球場が2つ、サッカー場が1つ、それとスケートボード

場が1つありました。野球場は、第1野球場と第2野球場と野球場が2つあり、共に両翼100メートル、センターバックスクリーンまで122メートルと広く、第1野球場には、7,200人収容できる観客席が設けてありました。もちろん硬式野球もできます。サッカー場は人工芝です。総工費52億8,000万円、9割以上が合併特例債で賄われ、自主財源は約1%の5,200万円です。諫早市にはこのほかに、野球場や陸上競技場を含む県民総合運動公園があります。また、長崎スタジアムシティは、皆さんも御存じだとは思いますが、あのジャパネットたかたが1,000億円投資してできた民間の施設であります。サッカー専用スタジアムでありますPEACE STADIUM（ピーススタジアム）、また、そのスタジアム直結のホテル、プロバスケットボールも開催できる多目的アリーナのHAPPINESS ARENA（ハピネスアリーナ）と、オフィスやショッピングモールから成り立っております。こういうところから見ましても長崎は、民間も行政もスポーツ施設に投資しており、プロスポーツチームも着実に根付いてきております。いまや長崎においてスポーツ施設を通じて、スポーツが地域経済を支え、地域振興の起爆剤になっているのは明らかであります。こういった現状を我々はただ指をくわえて眺めているだけでいいのでしょうか。ここ宇城市は九州の中心に位置し、インターチェンジが2つあり、九州からの交通アクセスには事欠かない場所であります。そういった場所にスポーツ施設を造り、たくさんの方々に来てもらい、スポーツを楽しんでもらうことが地域振興、活性化につながると私は思いますが、市長のお考えを聞かせてください。

○市長（末松直洋君） スポーツは、市民の健康増進や青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化など、多岐にわたる社会的役割を果たしており、その推進は、市民の生活の質向上に直結するものであります。

このため、まずは、市民一人一人が気軽に運動・スポーツを楽しめる環境づくりに努めていくことが重要だと考えています。

特に、各地区で開催される体育祭やマラソン大会等のスポーツイベントは、市民が気軽に参加でき、地域の絆を深める機会として重要だと考えており、積極的に開催を支援してまいります。

○12番（三角隆史君） スポーツが持つ健康増進、教育的価値というのは十分に理解できます。その上でこの宇城市において、宇城市の皆さんはもちろん、たくさんの方々が活躍できる場所、施設が必要だと申し上げております。充実した施設において子どもたちが光り輝く、大人たちが生涯スポーツに打ち込むことが生活の質向上につながりませんか。各地区で開催される体育祭やマラソン大会の開催を支援していただけるということですが、ちなみに先日三角で行われましたマラソン

大会は、今年是一般は2チームだけの参加でした。非常にさびしかったです。そういったことも積極的な支援をお願いしたいものです。子どもたちが大きな夢を持つ、スポーツにはそういったものが含まれているのではないのでしょうか。夢を持ち、夢を目指して生きていくことをたくさんの子どもに持ってほしい。原点はそこなんじゃないのでしょうか。夢がある場所に必ず人は集まる、人が集まれば活力が生まれる。そういった宇城市になればと思います。大きな可能性を持ったエリアが、この宇城市だと思います。施設の周辺の商店にお金が落ちれば、経済効果も生みます。課題であります宿泊施設ができれば、さらに宇城市に来る方も増えるでしょう。宇城市の発展を願うのであれば、充実したスポーツ施設は必要だと思います。

再質問になります。宇城市が支援しているバレーボールのフォレストリーヴズ熊本に対しての現在の支援状況についてお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 市とフォレストリーヴズ熊本は、令和4年1月に連携協定を結び、相互に協力・支援を行うこととしています。

市のフォレストリーヴズ熊本への支援としましては、まず、クラブハウスとして旧豊野公民館を、ミーティング室として旧豊野給食センターを無償貸与しています。また、練習場所として旧豊野小学校体育館を優先的に使用できるようにしています。

そのほか、本市のウイングまつばせで毎年開催される公式戦において、会場確保や試合準備、チケット購入、広報等の支援を行っています。

○12番（三角隆史君） 再々質問させていただきます。本市は、スポーツ大会の誘致に対してどのくらい積極的なんのでしょうか。交通アクセスの良い宇城市なので、たくさんの誘致は可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） 昨年度のスポーツ大会の誘致としまして答弁させていただきます。

スポーツ大会の誘致としましては、昨年度の実績として、先ほど申し上げましたウイングまつばせで開催されたバレーボールVリーグのフォレストリーヴズ熊本のホーム公式戦が6試合、ふれあいスポーツセンターで開催された高校生年代の日本最高峰サッカーリーグであるプレミアリーグの試合が3試合ございます。

これらは、市の誘致により開催が実現したものであり、今後ともできるだけ多くの大会を招致し、本市のスポーツの振興と発展につなげてまいりたいと思います。

○12番（三角隆史君） これは、宇城市として頑張られた方なんのでしょうか。努力してこの9試合を誘致してこられたなら、敬意を表さなければなりません。ただ、ここで言いたいのは、環境さえ整えば、この何十倍、何百倍もの大会をこの宇城市に誘致できるのではないかなと思うからです。何事におきまして、新しい事業をやるのは大変です。ただ、できない理由を考えるのではなく、どうやったらできるの

かを考えることを始めてみてはどうでしょうか。

次に移ります。本市の今後の取組について。小中学校の部活動においても、学校から地域へとの流れになっております。練習環境も、今後学校からじわじわと変わってくる可能性があるのではないのでしょうか。そこでお聞きしますが、子どもたちのためにも、また先ほどから言っておりますが、スポーツの持つ地域に対する経済波及効果等を考えたとき、所管を教育部から経済部へ移管すべきだと考えますが、本市のお考えを聞かせてください。

○**教育部長（舩井貴男君）** 従来、スポーツ行政は、スポーツ基本法に基づくものであり、国は文部科学省、現在はスポーツ庁が所管していることから、地方公共団体においては教育委員会内で所管されております。

近年では、スポーツ行政の果たす役割として、地域振興や経済振興の考え方を重視する市町村も増えていますが、本市では、スポーツ基本法の理念を踏まえた生涯スポーツの考え方により、教育委員会内の文化スポーツ課で所管しております。

なお、県内14市のうち、市長部局がスポーツ行政を所管している市は、熊本市、八代市、水俣市、天草市の4市となっております。

○**12番（三角隆史君）** 再質問になります。日本においてプロスポーツがこれだけたくさんでき、また熊本においても野球、サッカー、ハンドボールのチームがあります。バレーボールのフォレストリーヴズ熊本はプロではないものの、宇城市に根を張って頑張ってくれております。このようなスポーツ環境の劇的な変化に対して、行動を起こす必要性があるのは明白だと思います。県もスポーツ施設に対して動いてはいるようですが、財政が苦しいのか分かりませんが、どうもちゅうちょしているようにお見受けします。今、宇城市が手を挙げて、スポーツ環境の充実を図るときが来ているのではないのでしょうか。そういった面からも所管を変えて行動を起こすべきだと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○**市長（末松直洋君）** スポーツイベントや施設整備は、地域の魅力を内外に発信する重要なツールとなります。例えば、地域振興の視点から見ると、スポーツ大会や交流イベントは観光資源としても活用され、地元経済の活性化にも寄与するケースが増えていきます。

また、教育委員会が中心となるプロジェクトでは、地域全体が1つのコミュニティとして連携し、持続可能な発展につながる仕組みづくりが進められています。

このように、地域振興とスポーツ、そして教育委員会の連携は、子どもたちの未来を支えるだけでなく、地域全体の発展と活性化にとっても非常に重要な要素となっています。

このため、スポーツ行政は、教育的視点と地域振興的視点の連携が非常に重要だ

と考えており、今後とも教育委員会において、両方の視点を持ちながら、行政の推進に取り組んでまいります。

○12番（三角隆史君） 宇城市におきましてこのスポーツ施設の課題は、先ほど坂元議員からも社会体育施設の質問があったと思うのですが、本当に交通アクセスのいいこの宇城市において、またこれだけスポーツ熱の高い宇城市において、もっともって考えていただけないものかと思います。

次の大きな2番に移ります。本市の取組について、（1）予算編成について問う。市長が就任され、最初の3月議会でお示しいただいた予算は、時間の関係上、骨格予算であるのは致し方のないことだと理解をしております。ただ、この6月議会にお示しいただいた予算は肉付けであると説明をお受けしておりましたが、市長の公約がさぞかし反映されるのではと勝手に注目をさせていただいておりました。しかし、見渡す限りどこが肉付けなのかよく分かりません。市長の肝いりの部分はどこにあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 議員御紹介のとおり、令和7年度の予算編成に当たりましては、市長改選期であったことから、市長の政策等を反映させた予算を編成することが日程的に困難であったため、当初予算については、経常的経費・義務的経費を中心とした骨格予算の編成を行ったところです。

市長の政策等を反映させた政策的経費については、肉付け予算といたしまして本定例会において提出させていただいております。

この肉付け予算の予算編成に当たっては、市長自らが政策的な判断・意思決定ができるよう最大限配慮したものとしていることから、新規の事務事業のみならず、市がこれまで独自に行ってきた既存の事務事業や補助金、普通建設事業などを含んだものとなっております。

施政方針の内容とも重複いたしますが、市長のローカルマニフェスト等で掲げられた多くの政策を、就任後の間もない期間の中で事務設計や議論、検討を行い、全て予算編成に反映させることは、実務上においても非常に困難な面もございます。

そのような中でも、肉付け予算の中で速やかに着手できる事業といたしまして、子育て支援アプリの拡充や有機フッ素化合物対策に係る水質検査と浄水器設置に係る補助金、また農業経営の効率化を目指すための農業用機械等共同利用支援事業補助金の創設や、地区要望に応じたインフラ整備などを計上しております。

現在、マニフェスト等で示された政策については、研究・検討を行っている状況でありまして、今後しっかりと戦略を練り、国県等の補助金を有効活用できるタイミングを計りながら順次、補正予算若しくは次年度の当初予算に反映させる方針といたしているところでございます。

○12番（三角隆史君） 今の総務部長の答弁から推察させていただきますと、そんなにせかさないうで、そのうちどんどん出していくからというふうに受け止めました。ただ、任期は4年間です。この間に公約を実行し、結果を検証しないといけないと考えると、そんなに悠長に構えている時間はないと思います。

次の小さな（2）番に移りますが、この大きな2番の残りは、市長の公約についてお伺いしたいと思います。まずは、住宅用地の確保についてお伺いいたします。市長の施政方針で、人口増加率が高いJR小川駅周辺において開発のための基本設計を進めると発言されましたが、どのようにして住宅用地の確保を進めるのかをお尋ねします。また、ほかの地域の住宅用地の確保についてはどう進めるつもりなのか、これもまた質問させていただきます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 小川駅周辺は、イオンモール宇城を中心に生活利便施設が集まっており、住宅需要が高い地域であります。

そのため、施政方針の中でも言及がありましてとおり、小川駅とイオンモール宇城周辺との連動性を高めることで、住みやすいまちづくりによって、居住誘導を図り、人口の確保につなげていきたいと考えております。

そのため、規模としては、小川駅とイオンモール宇城との間が大まかなエリア設定となります。

議員御指摘の小川駅周辺以外の住宅用地の確保につきましては、土地利用・まちづくり庁内チームにて、官民連携による分譲地開発に関する地域選定と併せ、市が所有する土地提供の採算性を含めた可能性について検討しているところです。

○12番（三角隆史君） ただいまの市長政策部長の答弁でありましたが、タスクフォース的なチームを庁内で編成されたと伺いましたが、概要をお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 土地利用・まちづくり庁内チームとは、それぞれの所管部署が集うことで土地開発における諸条件を整理し、開発地域を選定することを目的として、土地利用に特化したチームとして編成したものです。

地域振興課、都市整備課、農政課、農業委員会事務局を中心として構成しており、上下水道課や土木課、農林水産課や税務課、財政課など、土地利用を検討する際に必要となるインフラや必要となる行政手続、あるいは採算性を検討するものです。

現在、4月に1回目の会議を行い、チームのコアとなる関係部署で具体的な地域や手法について協議を行っているところです。

○12番（三角隆史君） この庁内チームが素早く機能をして、住宅用地が確保され人口増、また宇城市の経済活性化につながっていくことを期待しております。

次に移ります。企業誘致、リスクリングについて問う。どこの自治体も企業誘致を前面に出して、誘致合戦みたいになってきておりますが、市長も企業誘致を公約

として発表されております。交通アクセスの良さ、立地環境等、宇城市の良さを前面に出して頑張っていたいただきたいと思います。また、宇城市出身の経営者で成功を収めておられる方々は多数おられます。いま一度、ふるさと宇城市を見つめ直していただき、企業を我が故郷に持ってこようと思わせることも大事ではないでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、本市は企業誘致に対してどういうふうを考え、どういった業種に来ていただきたいのかお尋ねいたします。また、リスクリング支援という公約も掲げられておりますが、どのようなスキルを新たに身に付ければよいのか明確でなければ、頑張りようがないと思います。そのあたりのビジョンはあるのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 企業誘致とは、市内企業の増資、つまり事業拡大による設備投資と市外企業の新規誘致のどちらも意味する言葉として使用しております。企業誘致により働く場の確保や所得の増加に加え、市経済の規模拡大や昼間の生産年齢人口増加によるにぎわいの創出、ひいては地域活性化につながるものと認識しております。

さらに、誘致企業に対する固定資産税や法人市民税に加え、人口流入による市民税など市の税収の増加にもつながるものです。

企業にとっても、新たな事業展開の機会創出や人材確保などの事業拡大となるものであり、誘致の手法は、税制優遇や補助金による援助、あるいは人材確保支援やインフラ整備などが挙げられます。

本市が奨励する業種は、企業誘致に関する市の補助制度である宇城市企業振興促進条例で規定しており、研究開発施設、物流施設、工場又はその他の事業の用に供する施設となります。

御指摘の専門部署の設置については、現在、市長政策部地域振興課しごと創生係の3人で企業誘致を行っているところですので、引き続き現体制で進めてまいりたいと考えております。

次に、リスクリングとは、従来のスキルをアップデートし、新たなスキルを習得することで、個人が新しい仕事や役割に就くための学習や訓練であり、就労促進や市民所得を増加させるための有効な手段の1つと認識しております。

その支援については、身に付けた能力をそのまま活かせる仕事に就けることが重要であるため、出口となる仕事とのマッチングを前提に、支援を行う体制を官民連携で構築できるよう、関係機関と協議を進めているところです。

○12番（三角隆史君） 103万円から壁が160万円になりました。このことが今まで働き控えをしていた方々の勤労意欲を高め、リスクリングによってスキルアッ

プして所得向上を図られ、宇城市で充実した生活が送られるようになることを望みます。

次に移ります。（４）T S M Cが本市へもたらす効果について問う。市長は公約において、T S M Cの波及効果を訴えられております。新聞紙上においても見た記憶があります。どうやって宇城市にT S M Cがもたらす効果を持ってこようとお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） T S M Cの効果は、T S M Cが出資するJ A S M工場周辺地域に半導体関連産業の集積が進むことにより、サプライチェーンを構成する関連企業の進出や投資による建設需要の増加、雇用の創出と人口の流入、結果としての域内総生産の増加など、広く経済活動全般に及んでおります。

本市では、J A S Mからの物理的距離などの問題により産業集積には至りませんが、半導体製造装置の部品製造、半導体関連産業向けの物流やリサイクルなどといった業種に波及効果が出てきております。

現在でも関連企業の進出及び増資の意欲は一定程度見受けられることから、今後とも波及効果を享受できる地域だと考えております。

ただし、進出あるいは増資の打診をいただいた際にネックとなるのが、産業用地の不足です。

市では、土地情報の提供を広く呼び掛けておりますが、一定規模の産業用地の確保はここ数年苦慮しているところです。

そこで、先ほど御説明いたしました土地利用・まちづくり庁内チームで、企業進出における諸条件を整理し、企業誘致に適した地域を選定、用地確保につなげることができるよう取組を進めているところです。

○12番（三角隆史君） 産業用地の確保が課題ということで、住宅用地の確保とともにこの土地利用・まちづくり庁内チームの存在意義が高まってきております。このチームは、いわゆる市長の政策実現チームと言っても過言ではないようですね。成功を祈ります。

次に移ります。市民所得の向上について問う。この市民所得について、市長は市長選挙の最中、Xにおいて250万円を目指しますと発信されておりましたが、のちに出されました熊本県統計協会が発表する令和4年度版の市町村民経済計算報告書において、宇城市の市民所得は256万5,000円ともう既に超えておりました。公約は達成されたということになります。市長におかれましても、これではさすがに物足りないと思いますので、上方修正していただきたいなと思います。そこで新たな目標金額、そして市民所得の向上のためにどういったことをされるのかをお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 経済計算上の一人当たりの市民所得とは、端的に説明すると、宇城市民が1年間に生み出した付加価値の総額を総人口で割ったものです。個人の給与や家計所得を示すものではなく、その地域の経済水準を示す指標となります。

本年2月時点での一人当たりの市民所得は、令和3年度推計値で247万2,000円だったため、短期目標が250万円とされていましたが、現在の最新値である令和4年度推計値では、議員御指摘のとおり、256万5,000円となっております。雇用者所得の増加等により、分子となる市民所得の総額が増加したことに加え、所得を割る総人口、つまり分母が減少したことにより250万円を超えたと思われま。

経済計算は、農業や工業、小売といった各種の統計を基に推計する加工統計であるため、推計には時間差が生じます。さらに毎年度各統計の最新値を基に、過去の年度も推計し直すため、推計年度によっては上振れや下振れも生じます。令和4年度推計まで宇城市は一人当たりの市民所得が250万円を超えることがなく、令和3年度推計の結果を基に短期的な目標として250万円を目指すというのは、令和4年度推計の公表前であれば妥当な目標だったと考えます。

一人当たりの市民所得を数万円引き上げるためには、市内総生産を数十万円積み増す必要があります。令和4年度の一人当たり県民所得が285万7,000円であるため、これを県民所得並みを目指していくというのであれば、長期的な取組ともなってきます。そういった点を御理解いただきたいと思います。

市としては、企業誘致による付加価値創出や農業の裏作による農家所得の向上、また、リスクリングによる新規就業者あるいは転職者等の所得拡大、消費者と労働力となる人口確保など様々な施策により、経済規模の拡大と市民所得の増加に取り組んでまいります。

○12番（三角隆史君） この大きな2番におきまして、市長の公約について質問をさせていただきました。住宅用地、産業用地の確保、企業誘致、リスクリング、TSMC効果、市民所得の向上、全て実現できれば、市長の偉業は未来永劫評価されることだと思います。人口10万人も夢ではありません。どうやったらできるのか、先ほども述べましたが、できない理由を考えるのではなく、どうやったらできるのか真剣に考え、取り組み、実現できるように前に進む宇城市、市役所、議会で行けたらと思います。

次の大きな3番、環境問題に移ります。（1）草の処分について問う。私は三角に住んでいるのですが、ここ宇城市役所に通うに当たって、毎回国道266号を通ってきます。今日、朝通ってきたときは消防の三角分署の前はちょっとつかってお

りまして、非常に課題を感じたところであります。そこをしょっちゅう通るのですが、通られる方は分かれると思うのですが、特に三角の戸馳大橋の手前ぐらいから不知火町の松合辺りまで、草の生え方が尋常ではありません。どういう表現が正しいか分かりませんが、はびこっているというか、はっきり言って見苦しいレベルにあると思います。宇城市民はもちろん、外から来られた方はどう思われるか。宇城市のイメージダウンになるのではないかと危惧しております。三角の住民の方からは、どうにかしてほしいというたくさんの声が上がっております。国道3桁は、県管理と分かっているのですが、見るに堪えない状況ですので、積極的に県に働き掛けを行っていただきたいと思います。また、国道以外でも市道沿い、公共施設等におきまして草が生い茂っているところを見かけます。そこで質問します。本市の対策について伺いをいたします。

○土木部長（平木恵一君） それではまず、議員御指摘のとおりなのですが、国道266号の草木伐採の現状、予定についてお答えいたします。

仰せのとおり、本線は国道ではありますが、熊本県にて道路の維持管理を行っております。

国道266号の草木の伐採について、道路管理者である熊本県に確認しましたところ、毎年、草木の伐採については業者に委託しており、お盆やお正月の時期に合わせて年2回程度以上となるよう伐採しているところだそうです。ちなみに既に本年度については発注済みであるとのことでした。

続きまして、市が管理しております市道や公園などの公共施設の草木伐採についてお答えいたします。

伐採に関しましては、市民からの情報や道路パトロールでの対応のほか、毎年の宇城市民環境美化運動をはじめ、各地域で公役等を実施いただいております。市道等公共施設の管理者として大変感謝しているところでございます。

また、そのほかの民地を含めました草木の繁茂につきましては、情報提供をいただきましたら、個人等の所有地から道路等に繁茂した草木であれば、所有者へ伐採を依頼いたします。市道等の公共施設であれば、基本的には市で草刈りから草の処分まで適切に対応するようにしてきたところです。

しかしながら、情報提供いただいた時期次第では、対策の規模等が膨大であり、予算や人員確保の面からすぐには対応できない場合もございます。まずは、草木が繁茂しているという情報を市に提供いただきますと、その情報を活用しながら、これからも適切に市道等の公共施設の維持管理に努めてまいりたいと思います。

○12番（三角隆史君） 年2回ということなんですけど、2回じゃどうも足りないような気がします。よければ季節ごと、若しくは6回ほどすればきれいになるのでは

ないかなという希望を添えておきます。

再質問になります。地元の公役や、私もたまにするんですけど自主的に草刈りをするときがあります。刈った草の処分に困って市に相談すると、決まって可燃ごみの袋に入れてごみステーションの横に置いておいてくださいとか、クリーンセンターに持って行ってくれと言われます。これは当たり前の話だと思うんですけど、ただですね、草の大きさによっては袋に入れるのも大変だし、またその袋がよく破けるときがあります。また、三角からだクリーンセンター往復、そしてそこでの処分の手間を考えると約2時間かかります。何か草木の処分のいい方法はないのでしょうか。このままでは後の大変さを気にして、草刈りが行われずに野放しになる可能性があります。本市の対応策をお伺いいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 市民の方には、日頃より公共施設のボランティア清掃活動、大変お世話になっております。

ボランティア清掃活動で処理した草等の処分にお困りとのことかと思います。草や伐採した木などは燃やすことができませんので、議員がおっしゃるとおり、宇城クリーンセンターに自己搬入していただくか、家庭用のごみ袋に入れて近くのごみステーションに出していただくかの対応となってしまいます。

なお、クリーンセンターに搬入される場合は、事前に衛生環境課又は支所に届け出なければなりません。減免の搬入許可証をお出しできますので、事前に御相談をお願いします。

公共施設の管理が行き届かない面もございますが、草刈りや樹木の伐採等が必要な場合は、まずは、最寄りの支所や施設担当課に御連絡をお願いいたします。どうしても伐採した木等についても、かなり大きいものになってしまいますと規制等がございます。そういった場合もどう対応できるか、同じく支所又は施設担当課の方に御相談いただきたいというふうに思います。

○12番（三角隆史君） 国道を含む道沿いの草刈り、草の処分等、宇城市は頑張っている方かもしれません。しかし、市民の皆様に快適に過ごしてもらうためにも、またよそから来ていただいた方に気持ちよく宇城市を満喫してもらうためにも、官民一体となって、宇城市をもっときれいにする必要がありますと思います。

次に移ります。（2）地下水の保全について。本年1月に、不知火町の水道水源及び松山処分場からP F A Sが検出されました。そこで、県と市が2分の1又は3分の2負担しての水質検査補助制度、浄水器設置費補助制度が予算計上されました。ここでお願いしたいことは、住民の皆様は全く過失がないのに、なぜ2分の1とか3分の1を負担しなければならないのか。本来負担すべきは、発生源である場所にある自治体ではないのか。私には全く理解できないので、詳しい説明をお願いいた

します。

○保健衛生部長（元田智士君） 林田議員、原田議員の答弁と重複する部分がございますが、宇城広域連合が管理します松山処分場観測井戸の指針値超過に伴い、周辺の超過した10か所に対し、早急に安全な飲用水の確保による市民の健康を保持することを目的として、浄水器の購入及び設置に要する費用の一部を補助する制度を創設し、4月1日から施行しております。

今議員がおっしゃった、全額行政が賄うべきではという意見につきましては、飲用井戸等衛生対策要領において、設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認することとされており、設置者等に対する管理について必要な措置の記載がございます。

浄水器設置補助制度についても、設置者自身が所有する飲用井戸の水質改善を促進するために補助するものでございます。

また、本議会に水質検査補助制度の予算も計上しておりますが、これは県が実施する補助制度を活用し実施するものです。県も本補助要綱で井戸の設置者等に半額負担を求めていますので、水質検査も設置者自身で実施されるものとなります。

P F A Sについては、具体的な健康リスクは示されておりませんが、今後の展開では、国や県により新たな情報が示される場合もありますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。

○12番（三角隆史君） T S M Cがある菊陽町辺りもいろんな水の課題が浮き彫りになっておりますが、本市もこういうP F A Sの問題が出てきて非常に危惧しております。また水は、人間にも動植物にもなくてはならないものです。これが汚染されてはたまったものではありません。どうかしっかりとした管理の徹底をお願いします。

再質問になります。P F A Sが検出されました不知火東部地区の水道水は、上天草・宇城水道企業団のからの水に切り替えたとお伺いしております。今後、簡易水道から上水道へ編入する予定なのか、また、それに伴う水道料金の改定はあるのかをお尋ねいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 昨日の原田議員の答弁とも若干重複いたしますが、今回、不知火東部第1水源でP F A Sが検出されたことで、水源の取水を止めまして上天草・宇城水道企業団からの受水に切り替えているところです。

なお、本水源は今後使用いたしませんので、不知火町内にあるその他別の水源から融通できないか検討いたしましたが、約1,600世帯の水量を賄えるほどの水

源がなかったため、現状の給水エリアに合わせ、今年度給水区域の認可変更に伴う申請書類等を作成する予定としております。

よって、来年度以降は、現在の簡易水道から松橋・小川地区に不知火地区を含めた上水道区域へ編入するとともに、水道料金についても、松橋・小川地区と同じ水道水を利用することになりますので、料金も当然統一する必要があるというふうに考えております。

○12番（三角隆史君） 先ほども言いましたように、水は本当に命に関わる問題なので、十分な配慮をお願いしたいと思います。

次の大きな4番、教育振興についての質問に移ります。（1）主権者教育について問う。次世代を担う子どもたちが大人になって政治にどう関わっていくか。関わりたいと子どものときに思ってもらうことが、今求められているのではないのでしょうか。そこで、宇城市は主権者教育についてどう取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 主権者教育とは、次代を担う子どもたちが社会の一員としての自覚を深め、自らの意見や判断力を養い、民主的な社会の形成に積極的に参加できるよう育成することを目的とした教育です。

これは、学習指導要領にも明記されており、社会科や家庭科など関連教科を通じて、自分たちの暮らしや地域社会について理解し、自ら考え行動できる資質・能力を育むことが求められています。

具体的な取組として、小中学校の授業時間内において、政治や選挙制度について理解を深めるための内容を盛り込み、生徒が自身の未来と社会との関わりについて考える機会を設けております。

○12番（三角隆史君） 先日行われました末松市長が当選されました宇城市長選挙では、20代の投票率が28%、30代が36%、40代が47%、50代が54%、60代が67%、70代が70%、80代が46%、80代を除けば、ほぼ自分の年齢と同じぐらいの投票率となっております。ということは、政治や市政というのは役職等で身近になれば関心が深まる、そうでないときはほぼ無関心という傾向がうかがえます。また、地域別に見ると、今回の市長選挙は三角町が51%、不知火町が54%、松橋町が51%、小川町が54%、豊野町が57%とみんなが50%。我々が初当選しました市議会議員選挙に比べると、10ポイントから20ポイント落ちております。こういったところから市長にお伺いいたします。主権者教育の必要性、投票率の低さ、若者の政治離れについてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○市長（末松直洋君） 選挙権年齢の引下げや多様な意見交換が求められる現代社会に

においては、政治や選挙制度への理解と関心を深め、自らの権利と責任を自覚することが求められており、そのための基盤づくりとして主権者教育は必要不可欠だと認識しております。

今後も、子どもたちが主体的かつ関心を持ちながら学べる環境づくりに努めてまいります。

○12番（三角隆史君） 将来の宇城市を担う子どもたち、若者たちにとっての市政が興味深く、自分のことのように感じていただくことも我々の使命の1つだと思います。宇城市の諸課題に対して若い人たちに注目してもらえよう、私自身も努力してまいりたいと思います。

次に移ります。（2）部活動社会体育移行について問う。中学校部活動の地域展開について、本市の導入に向けた進捗状況についてお伺いいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 中学校部活動の地域展開については、少子化が進展する中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的として、全国的に進められております。

本市におきましても、昨年度は計4回の宇城市立中学校部活動地域移行検討委員会による検討等を踏まえ、教育委員会として、令和9年夏の地域展開を目指すこと、まずは休日の活動から地域展開し、体制が整ったところから平日も地域展開していくこと、教育委員会内に運営主体を設立し運営すること等の方針を決定し、令和7年2月に生徒や保護者、小中学校に対してチラシを配布し、周知を図りました。

今年度は、令和9年夏の地域展開に向けて、部活動地域展開コーディネーターを2人採用し検討事務に当たるとともに、宇城市立中学校部活動地域展開運営協議会を設置し、年度内に4回程度の会議を開催する予定としており、この運営協議会で活動種目や指導者の確保、費用面の検討など、より具体的に議論を進めてまいります。また、秋頃には、地域展開前の先行的なモデル事業を実施する予定としております。

今後、具体的な制度の内容を検討していくに当たっては、生徒一人一人の意思や希望を大切にし、生徒の多様なニーズに合った活動機会の確保の充実とともに、将来にわたって持続可能な制度となるよう取り組んでまいります。

○12番（三角隆史君） 生徒一人一人の意思や希望を大切にし、生徒の多様なニーズに合った活動機会の確保の充実に取り組むと答弁していただきましたが、すごく重要なことですので、どうかしっかりと誠実に対応していただきますようお願いいたします。

最後に再質問になります。本市における現在の部活動の加入状況をお尋ねします。また、部活動に加入せず、クラブチームや習い事教室の加入状況など、市は把握し

ているのでしょうか。重ねてお尋ねをいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 今年度の本市中学校全体の部活動の加入状況は、生徒総数 1,512 人に対し 936 人が加入しており、加入率は 61.9%となっております。

なお、前年度の加入率が、生徒総数 1,540 人に対し 989 人の加入で、64.2%でしたので、今年度は前年度と比べると加入率は減少している状況です。

また、部活動には加入しておらず、民間のクラブチームや習い事教室等に参加している生徒もあり、現状ではその状況を把握しておりませんので、今年度において生徒へのアンケート調査を実施する予定にしております。

○**12番（三角隆史君）** 部活動の社会体育移行でも、スポーツ施設の充実にしてもそうなんですが、子どもたちが夢を持てる、希望を持てる環境づくりを大人が、各自自治体が導いてあげなくてはいけないのではないのでしょうか。プロ野球広島東洋カープで活躍されました鉄人衣笠祥雄さんが、「スポーツは誰に向けてしているんですか、子どもでしょう。スポーツ選手は、いつも子どもの手本でなければならない。将来大きくなって、あんな人のようにになりたい、だから頑張るんだと思わせるようなプレーヤーにならなければならない」と言われております。このスポーツとはプロスポーツのことだと思いますが、まさにそういうことだと思います。子どもたちの夢のためにもスポーツ施設の充実、部活動社会体育移行に誠実に取り組んでいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○**議長（豊田紀代美君）** これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○**議長（豊田紀代美君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15 番、高橋佳大君の発言を許します。

○**15 番（高橋佳大君）** 皆様、改めましてこんにちは。今回第 2 回定例会最後の一般質問となります、高橋です。今日は、議長のお許しがありましたので大きく 4 点について質問いたします。まず、今の社会情勢で身近に感じることは、米価の行方です。昔、1930 年頃米騒動があり、輸入米を巡り自由化のガット・ウルグアイ・ラウンドやミニマムアクセスなどの農産物自由化に抗議するため、熊本の下通りで青壮年部会でハンガーストライキを実施し、その翌朝には、国会に阻止のデモに行かれた方もおられました。今回は、令和の米騒動から始まり、主食の米価は生産者の経費、中間業者のコストなどを考慮した価格で十分だと思います。余り高くなれ

ば、米離れ、輸入米の増加につながり、生産者の本意ではありません。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。先の市長選・市議選についてです。今回の市長選は、現職の県議会議員や市議会議員3人の方が立候補される、過去にない激しい選挙戦になったことと見受けられます。結果として、新市長に末松県議が当選され、新生宇城市の誕生となったわけです。市長、おめでとうございます。我々議員も、是は是、非は非で、宇城市の発展、活性化のために協力していく所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。また、補欠選も前回の無投票の本選と変わって、定数3に対して6人の方が立候補されました。任期は1年余りですが、どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、今後の検証のために、令和7年2月9日に執行されました市長選挙・宇城市議会議員補欠選挙の男女・年代別の投票率と期日前投票の状況をお伺いします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、令和7年2月9日に執行されました宇城市長選挙及び宇城市議会議員補欠選挙につきまして、まず、投票者の年代別、男女別、それぞれの投票率を申し上げます。

10代では男性が37.10%、女性が39.01%、20代では男性が27.59%、女性が28.71%、30代では男性が34.59%、女性が37.49%、40代では男性が43.35%、女性が51.17%、50代では男性が51.69%、女性が56.12%、60代では男性が64.87%、女性が68.01%、70代では男性が70.17%、女性が69.89%、80代以上におきましては男性が55.43%、女性が40.64%となっております。

この結果から分かることといたしましては、全体の投票率が52.45%であったのに対し、若年層がそれを下回り、中高年層がおおむね平均、若しくは上回っているということです。

また、男女別の平均の投票率を見ますと、男性が52.05%、女性が52.81%と、ほぼ同じ割合の結果となっております。

今後の投票率向上のためには、特に10代から30代の方に対し、選挙への関心を高める取組を行う必要があると考えております。

次に、期日前投票の状況につきましては、宇城市長選挙における全体の投票者数24,492人のうち、約49%の12,100人が期日前投票をされており、投票日当日の投票者数と期日前投票者数がほぼ同数という状況となっております。

期日前投票者数は、制度の浸透とその利便性から年々増加傾向にあるため、期日前投票者の利便性の向上は、投票率向上の一助になるものと考えております。

投票率の低下とその向上に向けた対策につきましては、重要な課題と認識しておりますので、他自治体の取組も参考にしながら、引き続き検討していく必要がある

と考えております。

○15番（高橋佳大君） 先ほどの三角議員の質問で、少しはこの投票状況には触れました。また私は、この答弁書を振り返って反省をしたいと思います。まず10代の男性が37%、女性が39%、20代の男性が27%、女性が28%、30代の男性が34%、女性が37%、40代の男性が43%、女性が51%、50代の男性が51%、女性が56%、60代の男性が64%、女性が68%となっております。70代の男性が70.1%で、女性が69.89%、80代以上の男性が55.43%、女性が40.64%です。ここで分かるのは、やはり60代までは女性の方が投票率が多いことが分かっております。70代、80代になりますと男性が上回っております。これはやはり、少し高齢化のために移動手段に問題があったかなと見受けられます。また、有権者も女性の方が多く、女性に好感度のある方が選挙には有利な感じがいたします。結果として全体で52.45%、前回は50.51%でしたので、若干上回っております。男性と女性は投票率の割合がほぼ同数となっており、今後の投票に係る見解としましては、やはり10代から30代の方への選挙への関心を高める必要があると考えております。期日前投票については、宇城市長選では投票者数の24,492人のうち、約49%の12,100人が期日前投票をされており、投票日当日と期日前投票数がほぼ同数という状況となっております。期日前投票数は年々増加傾向にあり、期日前投票の利便性の向上は、投票率の向上の一助になっていると考えられます。

そこで、再質問をさせていただきます。今後の投票率向上の取組として、期日前投票所の増設及び移動期日前投票所（中山間地域の対応）の実施について、市としての見解をお伺いいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、まず期日前投票の制度と本市における期日前投票所の設置状況について御説明いたします。

期日前投票は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票することができる仕組みで、有権者の利便性向上に効果的であり、投票環境の向上を図る上で大変有効な取組であると認識をしております。

また、期日前投票所は、選挙期日の告示日等の翌日から、選挙期日の前日までの間で設置が可能とされております。

この制度が定着したことにより、期日前投票者数及びその利用率は伸びており、今後も、期日前投票の需要が見込まれる状況となっております。

現在、本市におきましては、選挙期日の告示日等の翌日から、選挙期日の前日まで、本庁と各支所の5か所の期日前投票所を設けております。

県内の他自治体におけます期日前投票所の設置数は、地理的要因等により様々で

ございますが、設置の期間については、告示日等の翌日からとなっていない自治体も多く見受けられ、本市の期日前投票所の設置状況は、設置数、また開設日数から見ると、総合的には県内でも条件的には良い状況であると認識しております。

議員御提案の期日前投票所の増設、また、移動期日前投票所の実施につきましては、投票率向上のための投票しやすい環境の整備、また投票の負担感を軽減するという観点から、十分効果が期待できるものと考えております。

実際に、移動期日前投票所につきましては、県内でも八代市、上天草市、芦北町、多良木町で取り組まれており、八代市の場合では、山間部における投票区統合に伴う投票支援として、坂本地区・泉地区で実施されております。

また、具体的な取組の例といたしましては、車内に乗り込みやすいようにステップを設置したバスやワゴン車の車内に投票箱や記載台を設置し、投票管理者や立会人を配置し、複数の箇所を巡回しながら車内で投票できる仕組みとなっております。

また、投票所の統廃合に伴う代替以外にも、高齢者等の方などへの投票機会の確保の観点から、職務代理者及び事務従事者による介助の実施などにも取り組まれているケースもあるようです。

しかしながら、実際に取り組む場合には、メリットの部分だけではなく、デメリット、課題の面もあるかと思えます。

期日前投票所の増設、移動期日前投票所の実施に当たっては、回線を用いた投票システムによります二重投票防止対策、また投票所の場所選定や確保、そして施設のバリアフリー化、また投票立会人など新たな人員や関連経費の確保などが考えられます。

このため、導入に際しましては、人員体制、また限られた期間内での実施、経費の増加など様々な課題も考えられることから、慎重に検討を進めていく必要があると思えます。

しかしながら、議員からの御提案にもありましたように、近年、期日前投票者数が大きく増加しているということを踏まえますと、投票しやすい環境を整備することは、大変重要であると考えております。

また、こうした投票機会の確保への取組も、投票環境向上への取組と合わせまして、今後も他自治体等の事例を参考に調査研究していきたいと考えております。

- 15番（高橋佳大君） 投票しやすい環境を整備することは、大変重要な施策だと考えております。投票率を上げることは民主主義を活性化させ、より幅広い意見を反映させ、政治への関心を高め、政治への信頼を向上させ、政策など多くの人々の意見が反映される可能性があります。是非、投票率の向上に努めていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。2番目の主権者教育について伺います。この質問に関しては、この前の議会運営委員会のとき、三角議員と項目が一緒でしたので、委員の方から指摘があれば取り下げる気持ちでいましたが、何もなかったので違う角度から質問したいと思います。主権者教育については、三角議員への答弁にて市の考え、取組については少し理解をできました。では、子どもたちが政治や選挙などに関心を持つために、どのような取組を実施されているのかをお伺いいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、市の取組といたしまして、まずは総務部の方から、主権者教育とはということにつきまして答弁させていただきます。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされておりまして、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを自分のこととして考えた上で、選挙などに主体的に参加する態度を養う教育ということと認識しております。

先ほど触れました本市の年代別の投票率の状況を見ましても、若い世代の投票率が低いことから、投票率を向上させる取組の1つとして、子どもの頃からの主権者教育が非常に大事なことでありと考えております。

本市における主権者教育の取組といたしましては、これからの本市を担う若者に選挙に対する主権者としての意識付け及び啓発を行うために、市内の小学校などに職員が出向き、選挙出前授業などを実施してまいりました。

主権者教育につきましては、主権者としての意識がすぐに身に付くものではないため、繰り返し教育、啓発を行っていく必要があると考えております。

若い世代が選挙についてもっと関心を持ってもらえるよう、今後も積極的な啓発に取り組んでまいります。

○15番（高橋佳大君） まずは答弁から分かることで、社会科では選挙や投票行動について学習し、地域や国の政治に参加する理解を促進し、家庭科や総合的な学習では、意見を持ち表現し合う活動の推進、知識の習得だけではなく、思考力・主体性・協働性を育む教育をするとあり、必要性をよろしくお願いいたします。この主権者教育は、2009年頃から議論が始まり、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、平成29年から平成30年に改定された新学習指導要領を踏まえ、子どもたちがこれまで以上に主権者として必要な資質、能力を確実に身に付けていくことが必要となってきています。ここで、教育長に見解をよろしくお願いいたします。

○教育長（平岡和徳君） 私自身もこの主権者教育につきましては、現代社会において極めて重要な役割を果たしているものと考えているところです。

私たちの社会は、申されたとおり、民主主義、この根幹をなす選挙や政治参加を

通じて、市民一人一人が社会の構成員として責任ある行動を取ること、これが求められている時代となっています。そのためには、子どもたちに対しまして早期から主権者教育のこの意識を育む、その内容が不可欠であります。

具体的には、先ほど総務部長から話がありましたが、加えまして私の方からは憲法や選挙制度に関する基本的な知識を身に付けさせることはもちろん、自分たちが住む地域や未来を担う、その主体としての自覚を促すこと、これが一番重要だというふうに考えております。

また、生きる力や公共性の育成という観点からも、主権者教育は非常に重要です。これらは単なる知識の習得だけではなくて、自分自身と社会との関わり方について深く理解させ、自立した判断力を養うことにつなげなければならないというふうに強く感じております。

教育委員会としましても、本市の未来を担う子どもたちに対し、公正・公平な視点から政治参加への理解促進と意識の啓発を推進、このことをしっかりやることが重要な使命だと認識しております。

今後も教育現場との連携を一層深めながら、多様な情報源の中から効果的な主権者教育のプログラムの充実に努めてまいりたいと考えております。

○15番（高橋佳大君） 昔から、子どもは親の背中を見て育つとよく言われております。親が政治などに関心があれば、おのずと主権者教育につながるのだと思っております。

それでは、次の質問に入ります。医療についてです。市には带状疱疹の予防接種について補助制度はあるのか。またこれを踏まえて、本市が実施しているワクチン接種費用に対する補助制度全般についても、併せて説明をお願いいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） まず、带状疱疹の予防接種補助について申し上げます。

本市では本年4月より、高齢者带状疱疹予防接種費用助成事業を開始いたしました。対象は65歳の方を基本とし、これは国の方針に基づく定期接種対象となっております。

また、経過措置として、70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、今後5年間に限り助成を実施いたします。さらに、今年度に限り、100歳以上の方も対象としております。

加えて、60歳から64歳のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害があり、身体障害者手帳1級をお持ちの方も対象に含めております。

带状疱疹の予防接種につきましては、現在、2種類のワクチンが接種可能でございます。

1つ目は、乾燥弱毒生水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンで、1回の接種となっ

ております。本市におきましては、接種費用の7割又は6,000円のいずれか低い額を助成しております。

2つ目は、乾燥組換え带状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンで、2回の接種が必要でございます。こちらにつきましても、1回当たり接種費用の7割又は15,300円のいずれか低い額を助成しております。

これらの助成制度により、带状疱疹の発症や重症化、また後遺症である带状疱疹後の神経痛の予防が期待されております。

続きまして、本市の予防接種全般について申し上げます。

本市では、国の予防接種法に基づき、乳幼児から高齢者まで、年齢に応じた定期予防接種を公費で実施し、感染症の予防に努めております。

本年度におきましても、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、麻しん・風しん混合、ロタ、日本脳炎、ヒトパピローマウイルスなどが対象であり、いずれも全額公費負担とすることで、保護者の皆様の経済的負担軽減を図っております。接種率も、多くのワクチンで9割前後と高い水準を維持しております。

また、高齢者を主な対象としたインフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルスワクチン等については、原則として接種費用の一部を本市が助成し、重症化の予防に取り組んでおります。

特に、新型コロナウイルスワクチンの定期接種については、国によるワクチン費用助成が終了したものの、本市では接種対象者の健康維持を目的に、引き続き自己負担額が接種費用の2割程度となるよう、市独自に助成額を増額して対応しております。

次に、独自の取組について御説明いたします。

本市では、0歳から15歳の児童生徒を対象として、インフルエンザ予防接種費用の5割を助成しております。これは、保育園・幼稚園児から小中学生を含む子どもたちの健康を守り、家庭や学校での感染拡大を防ぐための取組でございます。

さらに今年度からは、注射が苦手なお子様でも接種しやすいよう、注射ではなく鼻腔内噴霧で、痛みを伴わない経鼻弱毒生インフルエンザワクチンを助成対象に追加し、2歳から12歳の児童を対象に実施してまいります。

あわせて、造血幹細胞移植後ワクチン再接種補助についても新たに助成を開始する予定です。これは、白血病などに対する造血幹細胞移植を受けた方で、定期接種で得た免疫が低下又は消失した方に対し、再接種の費用を助成するもので、県の補助を受け、本市では全額助成いたします。経済的な負担を軽減し、免疫を再取得することで、感染症への感染や重症化を防ぐことを目的としております。

なお、昨年度の接種実績については、全体としてやや低調な状況でございました

が、広報活動の強化や医療機関との連携を図り、接種率の向上に努めてまいります。

本市といたしましては、引き続き、市民の皆様が年齢や健康状態に応じて、安心して必要な予防接種を受けられるよう、制度の周知と利便性の向上に取り組んでまいります。

○15番（高橋佳大君） 市では、令和7年4月1日より高齢者带状疱疹予防接種費用助成事業の開始をされ、带状疱疹は子どもの頃に水痘にかかった人が発症するらしく、免疫力が低下すると潜伏していたウイルスが再活性化して、神経を沿うように発疹し、できる場所次第では重症化して、今でも後遺症で苦しんでおられる方がおられます。内訳の2種類のワクチンについては、先ほど説明がありました。今まではワクチンの費用が高額負担でしたので、接種控えがあったと聞いております。今度の制度の導入で安心して受診をされる方もおられることと思います。また、あるメディアからはワクチンを接種することによって、認知症の予防効果があると放送をされておりました。令和7年4月1日の新制度でございます。周知の方、よろしく願いいたします。また本市の予防接種全般につきましても、国の予防接種法に基づき、7つのワクチンと高齢者を主な対象にした3つの接種費用の一部を助成するとあり、国が助成制度を終了したコロナワクチンにも負担額が2割程度など、市独自の助成額で対応しているとあり、他市よりも比較的充実した努力がうかがえます。予防することで重症化を防ぎ、健康体でいることが医療費の削減にもつながるし、快適な日常生活が送れます。今後も社会情勢を見極めながら対処されることをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

2番目の現在の特定健診の受診状況と特定健診実施の周知方法、受診率向上のための取組と特定健診に含まれない大腸がん検診についての補助制度や検査内容、受診環境の整備の状況を伺います。また、健康づくり施策として取り組まれているさしより野菜などの食生活改善策や、熊本市の全大腸内視鏡検査無償化を参考にした本市の今後の検診施策の方向性についても見解をお伺いいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） まず、特定健診の実施状況について申し上げます。

特定健診は、主としてメタボリックシンドロームに着目し、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対し、国の実施基準に基づく基本項目及び詳細項目について実施しております。

特定健診の受診率は、直近5年間の状況でいきますと、令和元年度41.5%、令和2年度35.4%、令和3年度37.2%、令和4年度41.4%、令和5年度42%となっています。令和2年度におきましては、コロナ禍の影響により受診控えのため受診率が低下しておりましたが、その後は徐々に回復を続け、令和5年度は過去最高の受診率となり、国及び県の平均38.2%を上回る結果となりました。

しかしながら、国が示す目標値であります60%とのかい離は大きく、各計画に基づいて保健事業を展開し、受診率向上を目指しているところです。

受診率向上に向けた具体的な取組といたしまして、データを活用した未受診者に向けた効率的・効果的な受診勧奨ハガキの送付、市内特定健診実施医療機関への協力依頼、前年度保健指導対象者への受診勧奨、健康づくり推進課と医療保険課合同での受診率向上対策会議の開催などを実施しております。

特に、40代から50代の受診率が低い傾向にあることから、現在、職種や生活パターン、地域特性等を踏まえた受診状況の分析を進めており、ターゲットを絞った効果的な広報や受診環境の整備について検討しているところです。

また、特定健診実施の周知方法としましては、市のホームページや広報紙への掲載などを行っております。

次に、大腸がん検診の実施状況と検査内容についてです。

本市では、40歳以上の市民を対象に、厚生労働省の推奨に基づき、問診と便潜血検査を実施しております。

令和5年度は、対象者23,018人のうち5,543人が受診し、受診率は24.1%でございました。検査費用は1,870円のうち、600円が自己負担となっております。

便潜血検査で異常が認められた場合には、要精密検査として通知し、紹介状を発行の上、保険適用により大腸内視鏡検査を受けていただく流れとなっております。

加えまして、便潜血検査で異常がなかった84歳以下の方で、過去5年以内に大腸内視鏡検査を受けていない方を対象に、S状結腸内視鏡検査の巡回検査を実施しております。10月の4日間の日程で予約制とし、各地域の防災拠点センター及び保健福祉センターを会場として実施しております。

この検査は、大腸内視鏡検査の一部であり、便潜血では発見が難しい早期の病変にも対応可能で、がんやポリープの発見に非常に有効です。

令和5年度の実績は、対象者4,217人のうち受診者225人、受診率は5.3%であり、結果として、要治療者20人、要精密検査者12人、経過観察者56人、異常なし137人という成果が得られております。

費用は全額自己負担ですが、本市が委託するS状結腸内視鏡検査の巡回検査では、医療機関の検診車により、4,600円程度の低価格で受診いただける体制を整えております。

がんは早期に発見し、適切に治療を行えば決して怖い病気ではないという認識を市民に持っていただくことが大切です。本市としましても、がん検診の意義と重要性について、今後も積極的に啓発を進めてまいります。

次に、健康づくり施策についてです。

「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩」をスローガンに、生活習慣病予防のための食生活改善を推進しております。

食事の最初に野菜を取ることで血糖値の急上昇を抑える効果は、市民の皆様にも広く浸透しつつあります。

今後はさらに、野菜に含まれるカリウムが塩分を排出し、高血圧予防に効果があるということに焦点を当て、周知を強化してまいります。

また、本市は現在、特定健診結果において、高血圧者の割合が熊本県内14市の中で最も悪いワースト1位にあることから、この課題を克服すべく、地域ぐるみの取組を一層強化してまいります。

議員からありました熊本市の大腸がん検診は、10月に何か実施するというふうなお話は聞いております。ただ、今申し上げた高血圧のワースト1位をですね、まず回避して、その後の対応として検討する必要があるかなというふうに感じております。

○15番（高橋佳大君） この特定健診は、40歳から74歳までのいわば自営業とか国民健康保険加入者に対して実施している事業で、令和5年度が42%、県平均の38.2%は若干上回ってはおりますが、国が示す目標値60%にはまだ達していないとのこと。向上の取組としては、データの活用、ハガキの送付などいろいろ3つ、4つありました。これに加えて、区長さんなどの協力をお願いいたしまして、年に数回開かれます区の役員会などで議題に入れてもらうのも1つの案かと思います。私もこの特定健診で命拾いをした経験があります。目標値60%ではなく、本市では受診率100%を目指して努力したいものです。また、大腸がん検診では、非常に有効な便潜血検査があり、異常があった場合、内視鏡での検査、現在熊本市で議論されている全大腸内視鏡検査無償化はまだ考えが定まっておらず、精査検討中とのことで現在に至っているようです。宇城市も熊本市がそのような方向性でいったときは是非参考にして、受診率が多い大腸がん検査、早期に発見して適切な治療をすればがんは怖い病気ではないという、答弁にありますように認識を持っていただくことが大切で、検診の重要性だと思います。また、高血圧が県内14市でワースト1位であり、改善の必要性もありますが、これは、食事のときに最初に野菜を食べるさしより野菜を地道に家庭で習慣となるように働き掛けて努めるべきかと思っています。

それでは、次の質問に入ります。3番目の農業についてです。本市独自の農業機械等共同利用支援事業補助金の受付などの詳細と、その他市独自の単独補助事業はどのようなものがあるかをお伺いいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本定例会に上程しております当該事業は、経済基盤を支える営農者の負担を軽減するために、補助制度を創設したものであります。

3戸以上の農業者で組織する任意組合や農業生産法人を対象に、共同利用を前提とした農業経営に必要な機械等の取得費の一部を補助するものです。補助率は10分の3、補助金の上限を100万円とし、予算の総額は3,000万円としています。

ただし、個人で購入可能な少額なものを除き、取得価格50万円以上の機械等を対象としています。

1次募集の申請受付期間は8月初旬から8月末とし、2次募集は状況を見て行います。申請場所は本庁農政課のほか、支所経済担当窓口を予定しています。

周知方法は、7月初旬に市のホームページと市農業再生協議会のLINE公式アカウントで、あと受付期間が始まる直前ではありますが、8月の広報紙でも周知を行うこととしています。

この取組により、農業の効率化と省力化、共同利用による経費削減を少しでも進めることができれば、農業経営の安定と農地の保全にもつながるものだと考えております。

また、農道水路整備を除く市独自の補助制度は、排出された廃ビニール等の処理費の軽減を行う農業用廃ビニール適正処理事業、農業者の収入保険の保険料の一部を助成する農業経営収入保険加入促進事業、いぐさ生産機械等の修繕費を補助する農業機械再生支援事業、農地への鳥獣被害を防止するためのメッシュ柵や電気柵購入費用の助成を行う有害鳥獣被害防除事業、不足する狩猟者を増員するための狩猟免許取得事業です。あと、国県の事業に上乗せ補助を行う事業として、有害鳥獣駆除事業があります。

○**15番（高橋佳大君）** この問題につきましては、普通、経済建設常任委員会などで質問すれば簡単に分かることですが、あえて一般質問したのは、ありがたい制度ですのでインターネットなどを通じて数多くの方に利用される周知を図ったわけでございます。一応振り返ってみますと、総額3,000万円、上限500万円、補助率は10分の3、50万円以上の機械等を対象とするとあり、申請受付期間が8月初旬から8月末として、もう余り日にちがありません。2次募集は状況を見て行うとのこと。農業者も予定と準備がありますので、この事業は1年限りではなく継続して実施されることを期待いたします。今までの補助金は国とか県の100%事業が多く、ポイント制とか優秀農家とか、一定の条件の枠の中での補助事業がほとんどだったような気がいたします。厳しい農業情勢、市長も農業出身者として現場の実情をよく理解されていることから、今回小規模農家にも利用できるこの事業は、

農業者にとっては高い評価に値するありがたい制度だと思っております。

そこで再質問ですが、本定例会の施政方針で、基幹産業である農業振興に力を入れ、農業経営の効率化を目指すためにとのことで、共同利用による機械導入補助を新設していただき、農業者の励みになると考えております。そこで市長、今後の農業振興における支援策について考えを伺います。

○市長（末松直洋君） 経済部長の答弁のとおり、農家の経済負担軽減のために今回、新たな制度を設けたところであります。是非、御活用いただければありがたいと思います。

今後は、マニフェストのとおり農業者の利益・所得の増加に向けて、市民の皆様の声にしっかり耳を傾け、必要性を把握するとともに、他自治体の連携や情報などを共有しながら、農業振興におけるより効果的な支援策をしっかり研究してまいります。

○15番（高橋佳大君） 答弁の中に、他の自治体との連携や情報などの共有とあります。本市は、今までは近隣の八代郡市と比べますと、農業に対する恩恵が少ないような気がいたしておりました。農業振興の支援策、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。2番目の温暖化による高温障害で農作物の収量や品質に影響があるため、これに対応する助成制度を創設する考えはあるのかお伺いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 気候変動が進む中で、猛暑日や熱帯夜の増加は顕著で、高温の頻度は高まっております。

御指摘のとおり、高温障害は農作物に対して様々な影響を及ぼします。

成長段階において植物の生理的な機能の乱れにより光合成の効率が低下する、あるいは花粉の発芽率が低下し受粉不良を引き起こすなど、果実の形成が妨げられ、収穫量の減少につながります。

また、病原菌や害虫の繁殖が促進されることから作物への被害が拡大し、作物の品質低下にもつながります。

さらに高温障害による影響を軽減するためには、換気や散水などの作業はもとより、耐熱性品種の導入、遮光のためのネットや塗布材の購入など新たな経費が発生します。

このような経費負担を軽減するために、国県は高温対策を支援する補助制度を設けております。

まず、作物全般における資材や機材等の導入を支援する産地パワーアップ事業は、個人・団体が対象で補助率が2分の1。園芸品目の生産に特化した資材や機材等の導入を支援する攻めの園芸緊急生産対策事業は、3戸以上の団体が対象で補助率3

分の1。あと、果樹園における改植、新植やかん水施設の整備を支援する果樹経営支援対策事業は、個人・団体が対象で補助率2分の1です。

現在のところ、高温障害の対策に要する経費の助成制度を市が独自で設けることは予定しておりませんが、収穫量や品質の低下による減収などを広く補填するためにも、農業収入保険への加入促進には引き続き取り組んでまいります。

○15番（高橋佳大君） 近年、気候変動が激しく年々猛暑日が続き、去年は全国的に最高気温35度の日数が多く、熊本市でも51日の猛暑日が記録されています。気候によって左右される農作物、本市でも園芸類の着果不足、苗の軟弱徒長、果樹類の皮の日焼け、大玉不足、畑作の生育障害など数々の障害があり、高温を防ぐには更なる遮光ネットの増設などで必要で、畑作には温度を下げるためにかん水施設の整備をするかと考えます。現在のところ、市では高温障害に対する経費の助成制度は設ける予定はないとのこと、市になれば国県の作物全般における産地のパワーアップ事業などに申請がありましたら、よろしく願いいたします。そして、次年度は是非資材等にも助成を視野に入れて、検討してほしいと思います。

それでは、4番目の学校施設についてです。令和5年第1回定例会にて同様の質疑はしていましたが、老朽化が著しい小川小学校のプールの改修の件について伺いたいと思います。

○教育部長（舛井貴男君） 小川小学校の屋外プールについては、昭和41年6月に完成し、今年で築59年を迎える施設となっており、完成後の施設改修については、昨年実施したプール内の水の塩素濃度を調整する滅菌設備の改修を最後に、過去5回の部分的改修を実施している状況です。

また、学校プールの整備方針は、財政状況や児童生徒数の減少、年間稼働率による費用対効果などを踏まえて検討する必要があり、効率的なプール授業の実施を考慮しつつ、近隣学校プールの共同利用や公営又は民間プールの活用を含めて、学校プールの在り方から検討を進める必要がございます。

本年度におきましては、学校施設ごとに老朽化状況を把握し、整備内容や時期、費用などを検討する学校施設等長寿命化計画を更新する予定でございます。コスト縮減や予算の平準化を含めて戦略的な整備計画の策定を進めてまいります。

○15番（高橋佳大君） 答弁から感じ取られるのは、余り進展はしていない状況がうかがえます。過去5回の部分的改修をされ、学校プールの在り方から検討を進める必要があり、前回の答弁では、改修順位は最上位に位置付けされているとの記憶があります。築59年経過しているプールです。全国でプールの平均寿命は約30年ぐらいだと言われております。小川小学校プールは約60年の経過年数と利用年数健全度など、総合的に判断されても改修の基準を十分に満たしていると思います。

本年度、学校施設等長寿命化計画の更新の予定があれば、是非検討項目として議論してほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目のもし改修の実施があれば、期日限定で一般住民にも開放されればと思い、一般開放は他の自治体でも事例があると思うが、宇城市においても同様の取組はできないものかをお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 学校施設の開放については、学校教育法や社会教育法、スポーツ基本法などにより一般利用にも努めるよう示されております。

本市におきましても学校体育館や武道場、グラウンドについては、社会教育をはじめ、一般利用者への施設開放は実施しているものの、学校プールについての開放実績はございません。

議員御指摘のとおり、全国的に見れば、学校プールの施設開放の実績はあるものの、体育館やグラウンドなどの開放が大多数を占めております。

その理由としましては、安全管理と施設運営に必要となる監視員や管理員、責任者などの確保が非常に難しいことをはじめ、運営費用の増大や屋外施設による熱中症リスクの増大などが挙げられます。

本市におきましても、学校プールの一般開放については、解決すべき課題が多く残されていると認識しております。

○15番（高橋佳大君） 施設の開放は普通、体育館や武道場、グラウンドなどで、社会教育をはじめ、一般利用者への施設開放はしているが、プールについては開放の実績はないとのこと。全国的に見れば多少はあるものの、解決すべき課題が多くあり、他の施設と同様に扱うのは少しリスクがあるような気がいたします。今は、子どもたちの安全面などでプールの利用が余りされていないのも事実です。もったいないような気もいたします。これは、もしもの想定ですので、もしプールができれば本格的に議論をしたいと思います。

今日は、大きく4つの質問をさせていただきました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、休会の件を議題とします。

明日25日水曜日及び26日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日２５日水曜日及び２
６日木曜日は、休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後１時５４分

第 6 号

6 月 2 7 日 (金)

令和7年第2回宇城市議会定例会（第6号）

令和7年6月27日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第41号 | 令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第42号 | 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第43号 | 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第44号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事） |
| 日程第7 | 発議第2号 | 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について |
| 日程第8 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏） |
| 日程第9 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（高橋 はるみ氏） |
| 日程第10 | | 各委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 9番 原 田 祐 作 君 |
| 10番 永 木 誠 君 | 11番 山 森 悦 嗣 君 |
| 12番 三 角 隆 史 君 | 13番 坂 下 勳 君 |
| 14番 大 村 悟 君 | 15番 高 橋 佳 大 君 |
| 16番 園 田 幸 雄 君 | 17番 河 野 正 明 君 |
| 18番 豊 田 紀代美 君 | 19番 中 山 弘 幸 君 |
| 20番 石 川 洋 一 君 | |

4 欠席議員（1人）

8番 嘉古田 茂 己 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土木部次長	嶋 津 吉 禮 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

議会運営委員長から委員会提出議案が提出されております。提出議案は、議事日程記載の日程第 7、発議第 2 号であります。

なお、議案はタブレットにて送信しております。

-----○-----

日程第 1 議案第 4 1 号 令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 議案第 4 2 号 令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 4 3 号 令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 4 4 号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 4 5 号 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 4 6 号 建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 4 1 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）から、日程第 6、議案第 4 6 号建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）までを一括議題とします。

去る 6 月 13 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 1 件及び条例案件 1 件であります。委員会を 6 月 17 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 4 1 号一般会計補正予算の歳出のうち、行政区再編推進事業支援金及び行政区統合支援金について、委員から「いくつの行政区の統合を見込んでの予算計上なのか」との質疑に対し、執行部から「2 行政区の統合を想定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「行政区の統合は、自発的に行っても

らおうとしてもなかなか進まない。一番ネックになるのは地理的要件だと思う。そういう問題を解決でき、統合した方がいいと思ってもらえるような政策を立ててほしい」との意見がありました。また、「場所場所の環境で統合しにくいところもある。地元の声を聞いて、そういう課題をクリアするために違う形で予算を付けるなど、検討をしてほしい」との意見がありました。

次に、ビジネスプランコンテスト開催業務委託料について、委員から「どういった趣旨、内容で開催するのか」との質疑に対し、執行部から「地域経済の活性化を目的として、アイデアコンテストを実施する。市の地域課題の解決や新たなビジネスプランをつなげて、何かアイデアはないかと募集をするものとなっている。優秀なもので採算性のあるものについては、起業から伴走支援までセットで想定をしている。募集は広く対象とし、誰でも参加可能としている。ただし、企業版ふるさと納税を財源として考えているため、企業版ふるさと納税がなかった場合は、実施を見送ることとしている」との答弁がありました。これに対し、委員から「市が発信をして、コンテストをして進めることは非常に重要なことだと考える。しっかりやっていただきたい」との意見がありました。

次に、特定地域づくり事業推進補助金について、委員から「これについては、新たに戸馳地域に設立された特定地域づくり事業協同組合に対する人件費等の補助とのことであったが、戸馳の事業はどういったものか」との質疑に対し、執行部から「組合の設立の趣旨は、いろんな業種の人が組合員となり、一事業者では年間を通しての仕事の量が確保できないものであっても、複数の事業者を組み合わせることで1年分の仕事の量を確保するものである。雇用の創出、後継者の育成・担い手の育成、人手不足の解消、市外からの雇用者については定住にもつながるなど、相乗効果を狙った制度となっている。戸馳地区に設立された戸馳アイランドワークスは、4事業者が組合員として参加しており、1人を雇用している」との答弁がありました。これに対し、委員から「戸馳だけでなく、人材を急募しているところがたくさんあるので、業種にかかわらず進めていただきたい」との意見がありました。

次に、グラウンド費の修繕料について、委員から「195万8,000円の補正は、どこが対象なのか」との質疑に対し、執行部から「岡岳グラウンドのテニスコートと観音山テニスコートである」との答弁がありました。これに対し、委員から「会派で社会体育施設を視察したが、雨漏りをしているところなどがある。令和3年に宇城市公共施設長寿命化計画が作成され、建設から20年で中規模改修、その20年後に大規模改修となっているが、計画に載っていないながら改修をやっていないところがあると思う。危険な施設がその中にあると思うので、確認して修理をお願いしたい」との意見がありました。

次に、議案第４５号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回の改正に至った経緯は何か」との質疑に対し、執行部から「当事者からの要望ではなく、市の他の施設との不公平感をなくすため、教育委員会内で協議した結果を踏まえたものである」との答弁がありました。さらに委員から「障がい者に対する減免だけではなく、高齢者に対するシニア割引も将来的にはあってほしいと考えるがどうか」との質疑があり、執行部から「不知火温水プールには歩行レーンがあり、腰やひざのリハビリ目的での利用も多いため、利用状況や他市の状況を踏まえて検討したい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件１件及び条例案件１件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任副委員長に報告を求めます。

○建設経済常任副委員長（河野正明君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件２件、条例案件１件、その他案件１件の合計４件であります。委員会を６月１８日に、大委員会室において開催いたしました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第４１号一般会計補正予算のうち、農業用機械等共同利用支援事業補助金について、委員から「市の単独事業ということだが、今までこういった事業はなかったのか」との質疑に対し、執行部から「今までは市単独の補助はなかった。国県の補助はあるものの採択要件に満たない方が多いため、今回新設したものである」との答弁がありました。さらに、委員から「何件当たりの申請を予定しているのか。また、年中使用するトラクターは５００万円以上するので、国県の事業に市の事業を上乗せして申請はできないのか」との質疑に対し、執行部から「１件当たり１０分の３の補助で、上限を１００万円としている。１００万円の申請だと３０件と考えている。まずは農業者全体に広く支援したいと考えているため、現段階では上乗せは考えていない」との答弁がありました。これに対し、委員から「本事業の継続による農業者支援と周知浸透を図っていただきたい」との意見がありました。

また、森林環境譲与税基金について、委員から「森林環境譲与税は国からいくら交付され、基金はいくら残っているのか」との質疑に対し、執行部から「毎年１、

900万円が交付されている。基金残高は令和6年度末で約2,500万円である」との答弁がありました。

次に、議案第43号水道事業会計補正予算のうち、水道事業変更認可申請書作成業務委託について、委員から「不知火東部第1水源はPFASの関係で閉鎖し、他のところから水を供給しているということだが、水は足りるのか」との質疑に対し、執行部から「不知火東部第1水源を止めたことによって若干不足するのではないかと懸念されたため、小川地区の使用していない水源を1か所復活させたことで十分賄えている。また上天草・宇城水道企業団からの受水分も若干余剰がある」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件1件、その他案件1件の合計4件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件であります。委員会を6月17日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第41号一般会計予算のうち、インターネット公有財産売却システムについて、委員から「そのシステムを利用して積載車を売却する場合は手数料が発生することだが、インターネット公売が市の財政にとって有利であるかを比較・検証しているのか」との質疑に対し、執行部から「インターネット公売、市独自の公売、下取りの3つの方法が考えられる。下取りの見積りを取ったり、他市町村から情報を集めたりして、どの方法が最善かを検証していきたい」との答弁がありました。

また、子育て支援アプリ改修業務委託料について、委員から「具体的にどのような改修内容か」との質疑に対し、執行部から「伴走型支援サービスとして、母子手帳交付等の予約や妊婦のための支援給付交付金申請、妊娠8か月アンケート等への回答をデジタル化する。また乳幼児健診の間診票を電子化する」との答弁がありました。さらに、委員から「スマートフォン等を持たないため、アプリを利用できな

いといった事例はあったか」との質疑に対し、執行部から「現時点でそのような事例はない。家族の誰かがスマートフォン等を持っていればその端末でもアプリは利用可能である。また、希望があれば紙ベースでの対応も必要であると考えている」との答弁がありました。

また、造血幹細胞移植後ワクチン再接種補助金について、委員から「今年度から開始する理由は」との質疑に対し、執行部から「県内１４市のうち補助を実施していないのは、宇城市を含めて４市である。県からの推進を受け、今年度から開始する」との答弁がありました。

また、若年がん患者在宅療養支援事業補助金について、委員から「１８歳から４０歳までが対象とのことだが、１８歳以下には別の補助があるのか」との質疑に対し、執行部から「１８歳以下は子ども医療費等の助成対象である。１８歳以上は負担が大きい、４０歳未満は介護保険の対象外となる。支援の切れ目だった１８歳から４０歳までを支援するための制度である」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件２件は、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第４１号令和７年度宇城市一般会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４１号令和７年度宇城市一般会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４１号令和７年度宇城市一般会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４２号令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４２号令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４２号令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４３号令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４３号令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４３号令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第４４号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４４号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４４号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第４５号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４５号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４５号宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第４６号建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４６号建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第４６号建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）は原案のとおり可決しました。

————○————

日程第７ 発議第２号 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第７、発議第２号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定についてを議題とします。

本案につきましては、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（高橋佳大君） おはようございます。

発議第2号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について、趣旨説明をいたします。

現在、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、損害賠償の額が200万円を超える場合において、市が加入している損害賠償責任保険等により補填されるときは、市長において専決処分で処理することができるものと定めております。しかしながら、仮に保険等で補填される場合であっても、損害賠償額が200万円を超えるときには軽易な事項とは言えず、議会で審議を行った上で結論を出すべきとの判断に至ったため、改正を行うものであります。

議員各位には、この改正案に御理解をいただき、御賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第2号宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定については原案のとおり可決しました。

————○————

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（橋本 恵子氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立全員です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（橋本恵子氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

—————○—————

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（高橋 はるみ氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（高橋はるみ氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（高橋はるみ氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立全員です。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（高橋はるみ氏）は適任と認め、答申することに決定しました。

—————○—————

日程第10 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第10、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、ただいまタブレットにて送信しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和 7 年第 2 回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 1 0 時 3 1 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第134号
令和7年6月18日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第41号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第134号
令和7年6月18日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任副委員長 河野 正明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第41号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第43号	令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第46号	建設事業に関する基本協定の締結について（大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事）	可 決

宇城市議第134号
令和7年6月18日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第41号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和7年第2回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																				審議結果	賛成	反対
	1 林田和	2 津志田幸紀	3 坂元大介	4 四海公貴	5 河野真理	6 吉良邦夫	7 田中美君	8 嘉古田茂己	9 原田祐作	10 永木誠	11 山森悦嗣	12 三角隆史	13 坂下勳	14 大村悟	15 高橋佳大	16 園田幸雄	17 河野正明	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一			
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため 表決には加わりません	○	○	承認	18	0
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	18	0
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	18	0
議案第41号 令和7年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第42号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第43号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第44号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第45号 宇城市不知火温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0
議案第46号 建設事業に関する基本協定の締結について(大野川リバーサイドロード線跨線橋新設工事)	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	18	0
発議第2号 宇城市長の専決事項の指定についての一部を改正する議決の制定について	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	18	0